

第百九十七回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 五 号

平成三十年十一月二十一日(水曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 葉梨 康弘君

理事 井野 俊郎君 理事 石原 宏高君

理事 田所 嘉徳君 理事 平沢 勝栄君

理事 藤原 崇君 理事 山尾 志桜里君

理事 階 猛君 理事 濱地 雅一君

赤澤 亮正君 上杉 謙太郎君

奥野 信亮君 鬼木 誠君

加藤 鮎子君 門 博文君

門山 宏哲君 上川 陽子君

神谷 昇君 神田 裕君

黄川 田仁志君 国光 あやの君

小林 茂樹君 佐々木 紀君

高木 啓君 谷川 とむ君

土井 亨君 中曾 根康隆君

古川 康君 古川 慎久君

和田 義明君 逢坂 誠二君

松田 功君 松平 浩一君

源馬 謙太郎君 山井 和則君

遠山 清彦君 黒岩 宇洋君

藤野 保史君 串田 誠一君

重徳 和彦君 柚木 道義君

法務大臣 山下 貴司君

法務副大臣 平口 洋君

厚生労働副大臣 高階 惠美子君

農林水産副大臣 小里 泰弘君

経済産業副大臣 関 芳弘君

国土交通副大臣 大塚 高司君

法務大臣政務官 門山 宏哲君

農林水産大臣政務官 高野 光二郎君

政府参考人 宮地 毅君

(総務省大臣官房総括審議官)

政府参考人
(法務省大臣官房政策立案
総括審議官) 金子 修君

政府参考人
(法務省人官管理局長) 和田 雅樹君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議
官) 八神 敦雄君

政府参考人
(厚生労働省人材開発統括
官) 吉本 明子君

政府参考人
(農林水産省大臣官房輸出
促進審議官) 渡邊 厚夫君

政府参考人
(農林水産省大臣官房審議
官) 山北 幸泰君

政府参考人
(水産庁漁政部長) 森 健君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議
官) 大内 聡君

政府参考人
(国土交通省大臣官房建設
流通政策審議官) 北村 知久君

政府参考人
(国土交通省大臣官房技術
審議官) 宮武 宜史君

政府参考人
(国土交通省総合政策局次
長) 山上 範芳君

政府参考人
(観光庁審議官) 金井 昭彦君

法務委員会専門員 齋藤 育子君

委員の異動

十一月二十一日

辞任

赤澤 亮正君

神田 裕君

谷川 とむ君

古川 康君

補欠選任

土井 亨君

高木 啓君

佐々木 紀君

加藤 鮎子君

同日 源馬 謙太郎君 山井 和則君

同日 加藤 鮎子君 補欠選任

同日 佐々木 紀君 神谷 昇君

同日 高木 啓君 上杉 謙太郎君

同日 土井 亨君 神田 裕君

同日 山井 和則君 赤澤 亮正君

同日 神谷 昇君 源馬 謙太郎君

同日 上杉 謙太郎君 補欠選任

同日 神谷 昇君 谷川 とむ君

同日 古川 康君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の
一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○

○葉梨委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、出入国管理及び難民認定法及び法務
省設置法の一部を改正する法律案を議題といたし
ます。

趣旨の説明を聴取いたします。山下法務大臣。

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の
一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○山下法務大臣 出入国管理及び難民認定法及び
法務省設置法の一部を改正する法律案につきまし
て、その趣旨を御説明いたします。

中小・小規模事業者を始めとした人手不足は深
刻化しており、我が国の経済社会基盤の持続可能

性を阻害する可能性が出てきています。このた
め、生産性向上や国内人材の確保のための取組を
行ってもなお人材を確保することが困難な状況に
ある産業上の分野において、一定の専門性、技能
を有し、即戦力となる外国人を受け入れていく仕
組みを構築することが求められております。

また、我が国を訪れる外国人は増加を続け、平
成二十九年の外国人入国者数は約二千七百四十
万人と過去最高を更新しており、我が国に在留す
る外国人数も、平成三十年六月末現在では、過去
最多の二百六十四万人となっています。このよう
な中、厳格な入国管理と円滑な入国審査を高度な
次元で両立し、特に、増加する外国人に対する在
留管理を的確に行っていくことが求められており
ます。

この法律案は、以上述べた情勢に鑑み、所要の
法整備を図るため、出入国管理及び難民認定法及
び法務省設置法の一部を改正するものでありま
す。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、人材を確保することが困難な状況にあ
る産業上の分野に属する一定の専門性、技能を有
する外国人の受入れを図るため、現行の専門的、
技術的分野における外国人の受入れ制度を拡充
し、当該技能を有する外国人に係る在留資格、特
定技能一号及び特定技能二号を設けるとともに、
基本方針及び分野別運用方針に関する規定など、
外国人を受け入れるプロセスに関する規定、外国
人に対する支援に関する規定、外国人を受け入れ
る機関に関する規定等を整備することとするもの
です。

第二は、新たな在留資格の創設に伴う在留外国
人の増加に的確に対応しつつ、外国人の受入れ環
境整備に関する企画及び立案並びに総合調整と
いった新規業務に一体的かつ効率的に取り組む組

織として、法務省の外局に出入国在留管理庁を新設することとするものです。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○葉梨委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○葉梨委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省大臣官房総括審議官宮地毅君、法務省入国管理局長和田雅樹君、厚生労働省大臣官房審議官八神敦雄君、厚生労働省人材開発統括官吉本明子君、農林水産省大臣官房輸出促進審議官渡邊厚夫君、農林水産省大臣官房審議官山北幸泰君、水産庁漁政部長森健君、経済産業省大臣官房審議官大内聡君、国土交通省大臣官房建設流通政策審議官北村知久君、国土交通省大臣官房技術審議官宮武宜史君、国土交通省総合政策局長山上範芳君及び観光庁審議官金井昭彦君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○葉梨委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。藤原崇君。

○藤原委員 おはようございます。衆議院議員の藤原崇でございます。

本日から入管法の改正法審議入りということで、トップバッターで立たせていただきます。

この法律案、理事会、理事懇談会等では長らくさまざまな議論をしてきましたが、大事なことは、この委員会、議事録に残る形で国民の皆様方に御懸念点あるいは説明をする点、それをしっかり説明していくことだろうと思っております。

理事会の議論も大事ですが、それ以上に、国民の皆さんに我々が国会議員として負託に応える、そのために質問をしていきたいと思っております。

そういう中で、大変残念なことがございますけれども、法務省が作成した技能実習生の実態、これに関する資料について誤りがあるということで、私の配付資料の四ページ、ラインを引いているところが誤っておりまして、五ページが正しいものだというところであります。

これについては、マスコミ等で報道されたり、大臣から記者会見はございますけれども、まずはこの国会の場で、しっかりと国民の皆さんに説明をしていただきたいと思います。この集計の誤りについて、その概要を伺います。

○和田政府参考人 まずは、今回、大変な誤りを犯してしましまして、申しわけございませんでした。まずはおわびを申し上げます。

今回のミスの、誤りの概要でございますけれども、平成二十九年のいわゆる失踪技能実習生に対する聞き取り調査の結果をまとめた資料に誤った数値を記載したというものでございます。

また、失踪動機につきまして、「より高い賃金を求めて」という表現があたかも聴取票の調査項目として記載されているかのような、誤解を招きかねない表現を使ったということでございます。

この点について、改めておわび申し上げます。○藤原委員 今局長がお話をしました二つの誤り、集計ミスと、項目にないものを書いたということですが、集計ミス、これは、いつ、どのような経緯で生じたんでしょうか。

○和田政府参考人 お答え申し上げます。

この集計ミスが発生いたしました正確な時期は特定できませんが、平成三十年五月に、入国管理局において担当者が集計作業を行い、聴取票の集計を行った結果を局内で報告しているところ、その際には既に誤った数字を計上しておりまして、遅くとも、このころまでには集計ミスが発生していたものであることは間違いなくと考えております。

ります。

また、集計ミスが生じた理由でございますが、誤った数値を記載することとなりました原因は、エクセルファイルのデータの切り張り作業を行った際の操作ミスでございます。

以上でございます。

○藤原委員 初歩的なミスということで、これはやはり、全ての議論の基礎になるものですので、この点については法務省には猛省をしていただきたいと思っております。我々の議論はあくまでそういうデータの上で行うことですので、その点は重々お願いをしたいと思います。

そしてもう一つ、「失踪技能実習生の現状」の記載について、「より高い賃金を求めて」との記載、これは、いつ、誰が、どのような方針でこういう記載をするかを決めたのでしょうか。

○和田政府参考人 お答え申し上げます。

もともと、この聴取票でございますが、平成二十七年十月に書式を改定するまでは、失踪動機の項目の原因、理由、動機等の欄が、現在のようなチェック方式ではなくて、自由記載方式をとっておりまして、その当時から、低賃金を理由に他の就労先を求めて失踪した方、そういう方々がその動機を述べておられまして、実際に多くの方が、述べられていた表現に基づきまして、より高い賃金を求めて失踪したものであるということで我々整理をいたしました。その旨、対外説明をまいりました。

その後、平成二十七年十月の改定によりまして、失踪動機欄をチェック式に改めた際に、技能実習生の待遇改善という観点から、「より高い賃金を求めて」という表現を「低賃金」と改めて、さらに、より丁寧に実態を把握するために、これを「低賃金」「低賃金(契約賃金以下)」「低賃金(最低賃金以下)」と細分化いたしました。それで以降も、従前の取りまとめに倣いまして、「より高い賃金を求めて」という表現を使用してきたという、そのような経緯でございます。

○藤原委員 過去の経緯のものをそのまま使用し

たという説明だと思ふんですが、フォーマットが変わるごとに、ぜひそこは適宜にチェックをすることが重要だろうというふうに思っています。

今度大事なものは、あつてはならない誤りなんです。この誤りがどういうふうな波及をしているのか、していないのかということだろうと思っております。

法務省がこれまで、資料四の誤った集計の結果を説明した、この時期や相手方、そして説明方法について伺います。

○和田政府参考人 お答えいたします。

法務省といたしましては、かねてから、与野党を問わず、議員の先生方から各般の御指導を賜っているところでございます。また、さまざま御説明をさせていただいておりますところでございますが、他の先生方との対応状況に関するお尋ねにつきましては、一般的にお答えすべきではないと考えているところから、個々の先生方に対する対応につきましてはお答えを差し控えていただいくことを御理解いただければと思います。

その上で、誤った結果が記載されました今回の資料につきましては、本年六月に、外国人技能実習制度の活用を推進する議員連盟、ここにお配りさせていただいて以降、与野党を問わず、お求めのあった議員の方でございますとかPTなどに提出させていただいたものでございます。

○藤原委員 六月に作成をして、その後の資料ということ、それ以前には出ていなかったということだろうと思っております。

今回の、特にこの「より高い賃金を求めて」という記載について、入管法の改正に関する審議に備えて当局に都合のいいように資料をつくらなかったのか、こういう批判もあるし、そういう見方もこれはあるだろうと思っております。

それに対して、当局としての御見解を伺いたいと思います。

○和田政府参考人 今回の「より高い賃金を求めて」という記載を使った理由につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。これを恣意

的に選んだということはございません。

また、既にこの案件は、平成三十年五月ごろに、先ほど申し上げましたとおり、資料を配付しているものでございまして、今回の法案審議のために作成したということはないということを御理解いただければと思います。

○藤原委員 時系列的なところで、この法案審議とリンクをしているものではないということは、恐らくそのとおりなんだろうと思っております。今回、これから失踪技能実習生の問題も議論が来るんですが、ちょっと通告はないんですが、局長に念のため一点だけ簡単に聞きたいんですが、今回問題になっている個票というのは、平成二十八年の技能実習生の法律を改正した前の実習生の個票ということでしょうか。

○和田政府参考人 平成二十八年の技能実習法の改正は、施行が平成二十九年十一月でございまして、したがって、今回の個票の対象になっていました平成二十九年一月から十二月までの失踪技能実習生の方の中には、新法の適用対象者になっている技能実習生の人はいない、こういう認識でございます。

○藤原委員 ありがとうございます。

そういう形で一連の経緯は事務方から説明があったんですが、最終的な責任というのは、これはやはり大臣にあると言わざるを得ないんだろうと思っております。

私も同期で、山下大臣に最初の質問がこういうことになってしまつて大変残念で申しわけないのがありますが、今回ミスがあった資料は、これは大臣答弁の基礎にもなっている、結果的に虚偽答弁ととられかねない状況というふうになっておりますが、一連の経緯を含めて、その点に関して、大臣、責任をどうお考えか、お伺いいたします。

○山下国務大臣 お答えいたします。

法務大臣として、誤った資料をほぼそのまま読み上げる形で答弁してしまつたことで、結果として誤った答弁をしてしまつたことについて、また、法務行政の責任者として、こうした誤った資

料を国会議員の皆様にお示したということに関して、心からおわびを申し上げます。

その経緯ということでございますが、具体的に、平成三十年十一月七日、参議院予算委員会におきまして、共産党の小池晃参議院議員から、法務省、失踪者の調査をしております、主な失踪理由は何ですかと問われました。実は、この前日、野党ヒアリングにおいて、先ほど局長が説明した誤った資料をお示ししておりました。そこで、私は、小池先生がこの調査結果に触れているというふうを考えて、前日に野党ヒアリングで野党にお示ししたこの資料、これをそのまま読み上げる形でお答えし、調査では、主な失踪動機としては、現状の賃金等への不満からより高い賃金を求めて失踪する者が約八七％、実習終了後も稼働したいとする者が一四％などと述べたものであります。

これらの答弁は、この誤った資料に基づいて答弁したものであります。そして、その前日、野党に示された誤った資料に基づいてやられたものであり、改めておわびしたいというふうに考えております。

そしてまた、その場で、このより高い賃金を求めてというの、調査票で言う低賃金、契約賃金以下、最低賃金以下、これを合わせたものですねというふうに小池参議院議員に問われましたので、それにつきましては、その三つを合わせたものでございますという事実を答えておるところでございます。

そして、大臣としての責任につきましては、このような詳細な報告を受けたのが、十六日の午前中の法務委員会が終わつた直後でございます。これを聞きまして、私は直ちに、この技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの設置を、門山政務官、弁護士でもある門山政務官をヘッドとして設けるよう指示し、そこで、その技能実習制度につきましまして、先ほど御指摘のような、新たな技能実習制度の施行状況の検証も、これもしなければなりません。また、技能実習制度の適正な運用のあり方、まだ旧の技能実習制度の適用対象も

残っているわけがございますから、そういったことも含めて、運用のあり方について具体的な検討を指示するなどしたところでございます。

こうしたことで、技能実習制度の運用をしっかりとやっていくということにおいて、誤った資料に基づいたことについては深くおわびしますが、技能実習制度のさらなる適正な運用を図ってまいりたいと思っております。(発言する者あり)

○葉梨委員長 静粛に願います。

○藤原委員 政務官をヘッドとしてということですが、今後のことはぜひお願いをしたいと思っております。

過去の大臣の答弁について、修正の必要性について伺います。

○山下国務大臣 これまでの技能実習、失踪に関する国会における答弁について、判明した今回の取りまとめ結果を踏まえ、その修正の要否について検討いたしましたところ、私が引用する形で誤った数字を答弁したわけですが、そうした答弁はなかったということでございます。

そして、より高い賃金を求めてなどと答弁している点も、先ほど局長から説明があった、例えば従来の自由記載の記述に基づいておつたり、あるいは、背景において、例えばその後就職をしておつた、あるいはその就職の際にあつせん者がいたなどの、さまざまな情報を踏まえて答弁したものとということでございまして、そういったことから、以前の大臣も、さまざまな資料や説明に基づいてそのような答弁をしたと思われることから、修正するまでのことは考えておりません。

○藤原委員 一通りの御説明をいただきました。ありがとうございます。

八番の通告を飛ばして、いよいよ本法に入つてまいりたいと思っております。

まず大臣に、先ほど読み上げていただきましたが、本法の立法趣旨について伺いたいと思っております。

○山下国務大臣 お答えいたします。

先ほどの提案趣旨でも御説明したとおり、中

小・規模事業者を始めとした人手不足は深刻化しております。そして、我が国の経済社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきております。これは全国的な傾向でございます。

そのため、これは、生産性向上や国内人材の確保のための取組、処遇改善等、これを行うことは当然の大前提でございますが、それでもなお人材を確保することが困難な状況にある、そうした産業上の分野において、一定の専門性、技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することが求められておるわけでございます。

また、我が国を訪れる外国人は増加を続けて、法務省の統計によれば、平成二十九年年度外国人入国者数は二千七百四十三万人でありますし、また、これに例えばクルーズ船なんかで来た者も訪日外国人数ということになりますと、二千八百万人を超えるという数値も出ております。

いずれにしても、我が国を訪れる外国人は極めて多い。そして、在留する外国人数も、三十年六末で過去最多の二百六十四万人となっているというところで、こうした中で、この増加する外国人に対する在留管理を的確に行っていく、そして厳格な入国管理と円滑な入国審査を高度な次元で両立する、そのためにこの出入国在留管理庁が必要であるということでございます。

これが今回の法案の立法趣旨でございます。

○藤原委員 特に、これだけ外国の方が来られると、庁をつくるというのは非常に大事なことで、うと思っております。また、特定技能制度、これも地方の人手不足という意味で非常に期待感もあるというふうに理解をしております。

ただ、この一方、本法については、実質的な移民政策ではないかという批判も出ております。ただ、国民の皆さんが懸念をされているのは、概念的に移民政務という定義に当たるかどうか、これは今までの政権の考え方がどうかということでは大事なことなんですけれども、実際に国民の皆さんが心配をしているのは、外国の方が増加すること

によって治安が悪化しないか、社会のコミュニケーションが分断されないのか、社会保障の負担の増加、こういうようなことを懸念しているらうかと思っております。

このような懸念に対して、政府としてどのように回答するのでしょうか。

○山下国務大臣 新たに受け入れる外国人に限らず、外国人一般の受入れ環境整備につきましては、現在、内閣官房長官と、法務大臣である私を議長とする関係閣僚会議において、外国人の受入れ・共生のための総合的対応策を検討しております。

例えば、地域における多文化共生の取組の促進、支援、外国人児童生徒の教育の充実、社会保険の加入促進や医療保険の不適切使用の防止など、各取組の拡充や具体化に向けて、関係省庁と連携して検討を進めております。

法務省としては、こうした取組を通じて、外国人を、新たに受け入れる人材も含めて、単なる労働者ではなくて我が国社会を構成する一員として受け入れていくということで、外国人との共生社会の実現に向け、関係省庁と協力しながら関係施策の推進に全力を尽くしてまいります。

○藤原委員 きのうの趣旨弁明の中で、ニセコ町がうまくいっているというお話がありました。前の町長さんが言うのであれば、それは間違いがないだろうと思います。

これから外国の方がふえていく、これは不可避的なことだろうと思っております。大事なことは、それを上手に受け入れる、そのための施策を、やはり国としてもぜひ取組をしていただきたいと思っております。

しかしながら、そういう中で、さまざまな御不安の点、その一つについてお聞きをしたいと思っております。

我が国の今の在留の制度で、技能実習で三年プラス特例制度等で合計五年稼働をして、更に特定技能一号で五年を稼働すると、日本で十年間仕事をしして居住をしたということになりますので、こ

れは永住権の申請、これに関するガイドラインのうちの一つの要素、十年居住をして稼働をしている、これを満たすことになるのではないかと、これは永住の可能性が出てくるのではないかと議論もあるんですが、この点については今どういう制度設計を考えているのでしょうか。

○山下国務大臣 お答えいたします。

まず、永住許可要件につきましては、法律上は、素行が善良であること、独立の生計を営むに足る資産、技能を有すること、法務大臣がその者の永住が日本国の利益に合すると認めることという三つの要件を全て満たす必要がございます。

そして、先ほど御指摘のガイドラインと申しますのは、この国益に合すると認めることという三つの要件について認めるためのあくまでガイドラインでございます。このガイドラインの要件を満たしたからといって自動的に認められるものではないというものでございます。

その上で申しますと、これは御指摘のとおり、永住許可に関するガイドラインについて、「就労資格又は居住資格をもつて引き続き五年以上在留していることを要する。」としておりますが、技能実習及び特定技能一号については、在留期間に上限があり、何らかの在留資格に変更しない限り、その上限を超えての長期滞在が想定されないというところになっておりますので、永住許可に関するガイドラインに言う就労資格には含めず、永住を許可しないということも検討しているというところでございます。

○藤原委員 ありがとうございます。

今、大臣の口から、特定技能一号については永住権のガイドラインの対象にならない方向で検討しているというお話がありました。これは重要なことだろうと思っております。

では、特定技能二号の場合はいかがでしょうか。

○山下国務大臣 特定技能二号と申しますのは、従来における専門的、技術的分野における在留あるいは就労資格と同等のものということで位置づ

けられるものでございます。

この在留資格をもって我が国に在留する特定技能二号外国人については、従来の専門的、技術的分野における就労資格と同様に、一定の要件を満たすことを前提と、先ほど言った五年の就労資格、ここにカウントしてよいのではないかとふうに考えているところでございます。

○藤原委員 特定技能一号と二号、それぞれと永住権の居住要件のガイドラインの形というのをやはりしっかりお示ししていくことが国民の皆さんにとって懸念、不安を払拭するという意味で、今の答弁は非常に意味がある答弁だろうというふう

に思っております。

次に、受入れの見込み数のことについて簡単に聞きたいと思っております。

私の資料の一は法務省の資料で、それぞれどれくらいの人を外国から受け入れようとしているのか、それのものでございますけれども、受入れ業種の考え方は、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお受入れが必要と認められる業種ということで、これは資料二のマークを引いているところにそういうふう書いてあるんですが、これは特定技能一号業種で、五年後には二十六万から三十四万受入れを見込んでいたということなんですが、この人数の算定根拠を伺いたいと思っております。

とはいえ、全部聞くわけにはいきませんので、一つ、ラインをしている造船そして船用工業について、どういう根拠で五年間で一万から一万三千という数字を出したのか、伺いたいと思っております。

○宮武政府参考人 造船・船用工業に関する数字について御説明申し上げます。

まず、不足数二万二千人について御説明申し上げます。

国土交通省では、二〇二五年に新造船建造量の世界シェアを三〇％に広げるといふ産業界と共有する目標を立てておまして、その実現のために必要な人材数を現在の生産性をベースに算定しました。これをもとに、五年目である二〇二三年に

必要な人材数を十五万四千人としております。

他方、造船・船用工業の現在の就労者数から、定年退職や中途離職による減少、新規採用や定年延長による増加を勘案し、五年目には十三万二千人になると推計しております。この十五万四千人と十三万二千人の差が、五年後の人材不足数二万二千人であります。

しかし、造船・船用工業における努力分といったしまして、生産性を毎年一％向上させることで必要人数を七千人減らし、また、高齢者のさらなる雇用により就労者数を三千人ふやすことにより、五年目の人材不足数二万二千人は一万二千人に圧縮されると推計しております。

次に、受入れ見込み数一万から一万三千人について説明いたします。

造船・船用工業では、技能実習二号を修了した者が一定割合で特定技能一号に移行すると、五年目までの累計で受入れ見込み数を八千五百から一万一千五百と見込んでいるところであります。

これに加えて、新たに実施する試験に合格して特定技能一号で受け入れられる者が五年目までに合計一千五百人と見込み、合わせて一万から一万三千人を受入れ見込み数といたしました。

○藤原委員 三〇％のシェアを獲得するためにはどれくらい船をつくらなければいけないかというのはある程度出てくる、そうすれば、必要になる人材というのが十五万四千人、そして、今は十三万二千人しかないもので、二万二千人が不足する、これについて、生産性向上を果たして更に高齢者の方等を再雇用していくと、一万二千人がそれでも足りない、それについて、技能実習あるいは試験等を必要としていくと一万から一万三千人が入ってくるであろう、そういう数字なんだろうと思っております。非常に簡潔に説明をしていただまして、数字の根拠としてはわかりました。

次に、この一ページの資料なんですが、本会議の総理答弁によると、受入れ人数の上限としてこの五年後の数字を運用することとなりますと

ています。この見込み数というのは実際の運用の際にはどのように扱われるのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○和田政府参考人 お答えいたします。

現在、先生のお示しいただきました表に記載されているとおり、各業所管庁におきまして積算されまじした見込み数が示されているところでございます。

今後、本法案が成立しました際には、政府において協議の上、受け入れる分野を決定し、分野別の運用方針におきまして受入れの見込み数を明記することとなります。その上で、先ほど先生から御指摘ございましたとおり、五年目までの累計、これを運用上の受入れ数の上限として運用してまいるわけでございます。

したがいまして、初年度、例えば非常に多くなつたからそこで直ちに打ち切るといふようなことはございせんが、向こう五年間の推計をきちんとしていただくわけでございすので、この間に、生産性の向上でございすとか国内人材確保の取組などをしていただきます。そのため、特に大きな、特異な経済変動等がない限りは、この上限の中で人の受入れを行つていくという、そのような運用をしてまいるということでございます。

○藤原委員 基本的に、この人数をキャップをはめてやつていくに近い運用をするということなんです。ただ、これは見込み数というわけなんです。実際これくらいの人を日本にやつてくるかどうかを当然ながら担保をするわけではないと思ひうんで、相手方のあることですから。

例えば、初年度は三万二千八百人から四万七千五百五十人を受け入れる見込みとなっておりますが、実際にそれくらい希望する方がいなければそれを下回るといふことは、これは当然想定といふか、考へていふことといふことでよろしいと思ひうか。

○和田政府参考人 御指摘のとおりでございます。この数値は外国人材を受け入れる目標値として機能するものではございせんので、実際にその数値を下回るといふことはあり得ることだと考へております。

○藤原委員 ありがとうございます。あくまでこれくらいの人材は受け入れるよ、ただ、それくらい希望者がいなければ無理強いをして入れるという話でもないで、当然、他国のあることですから、相手方の御判断に任せる。だからこそ、我々の国も選ばれようになつていかなければならない。そういう意味でも、大臣のお役目というのは非常に重要なんだろうと思ひております。

それで、この資料のページによりますと、大体五年で三十四万程度ですが、受入れの見込みということでは、二十六万から三十四万。これは全く数字としてあれなんです。わかりやすく四十万人仮に入つてきたとしましう、ちよつと多いんですけれども、計算上。この四十万人新たに特定技能の一号で入つてきたという場合、この数字は日本の人口の中でどれくらいインパクトを持つていふのか、また、今の在留の外国人の割合からするとどれくらい増加率になるのか、このところはしつかり数字を御説明いただきたいと思ひます。

○和田政府参考人 お答えいたします。仮に、先生のたゞいまの仮定でございすように、特定技能一号により在留する外国人が四十万であつたといふと、日本の総人口に占める割合は約〇・三％となります。また、現在の日本の総人口に占める在留外国人の割合は約二・一％でございす。これに四十万人を加味いたしますと、現在の日本の総人口に占めます在留外国人の割合が二・四％になるということでございます。

なお、我が国の在留外国人数は、平成二十七年末から平成三十年六月末までの二年半で約四十万五千人ふえておりまして、一年当たり約十六万二千人ふえております。特定技能一号による外国人が五年で約四十万人在留した場合、一年間当たり

の増加数は約八万人という計算になります。

○藤原委員 この説明をどういふふうにか考へるかというの、国民の皆さんそれぞれだと思ひうんで、二・一％外国の方が今いるのが、二・四％に特定技能をつくることである。これは小さいと見るか、数字ではない重要な意味があると思ひるか、これはいろいろな見方があると思ひます。

ただ、実際は、この〇・三ポイント、これで受入れをふやすにすぎないといふことは事実だと思ひます。同時に、外国の方、今、年々、特定技能がなくてもふえていふ。そういう中でしつかり多文化共生ができる、そういうような国づくりをするためには、この入管法改正をしつかり議論をして、それに向けた取組をお願いしたいと思ひております。

時間が参りましたので、私からの質問を終了したいと思ひます。ありがとうございます。

○葉梨委員長 以上で藤原委員の質疑は終了いたしました。

次に、濱地雅一君。

○濱地委員 おはようございます。公明党の濱地雅一でございます。

入管法の質疑に入らせていただきますが、中身に入る前に、我が党としましても、今回の技能実習制度のデータの集計ミス、これについては厳しく御指摘をしたいと思います。

先ほど、この集計ミスの理由、また、なぜ現状の失踪動機を、より高い賃金を求めてという理由は聞きましたので、もう大臣にはお聞きをしましせんが、今回の法案審議に入る中において混乱を来した、これは間違いございせん。与党としましても、また公明党としましても、対策本部はございす。きのうの本部でも厳しい指摘があつたわけでございます。

一言、今回の集計ミスに関する大臣の所見、これを聞いてから、私は質問したいと思ひます。よろしく願ひします。

○山下国務大臣 お答えいたします。本日に、今回、誤つたデータを御提供した、そ

のことで混乱をもたらしたことにについては、もう深くおわびいたします。

技能実習制度と今回の新たな人材の受入れ、必ずしも同じではない。むしろ、技能実習制につきましては、平成二十八年、与党のみならず、野党の幅広い賛成もいただいて成立した。その運用が去年の十一月から始まつたところではございすけれども、その大切な技能実習のデータについて誤つた数値をお示しして混乱を来したことにについて、これはもう与野党通じて、心からおわびを申し上げる次第でございす。

○濱地委員 大臣からのおわびの言葉をいただきました。

プロジェクトチームを法務大臣政務官のもとでつくられますので、ここでもしつかりと実際の検証をしていただきたいと思ひます。

私も、技能実習生のいわゆる聴取票、個票を拝見いたしました。それをそのまま受け取りますと、非常に厳しい就労環境にあるんだと思ひました。ただ、御本人の申請でもございすので、しつかり会社等にも聞き取りをしながら、実態を明らかにしていただきたいといふふうに思ひていす。真剣にやつていただきたいと思ひております。

続きまして、技能実習制度とも関係がございす。先ほど大臣からも、今回の特に特定技能一号と技能実習制度というの、確かに、技能実習制度からの移行が五〇％から六〇％を予定をされていすので、関係ないことはございせん。しかし、制度としては別でございす。

では、特定技能一号ができたときにどういった賃金体系になるのか、どういった働き方になるのかといふことは、まだ国民の皆様方に、なかなか制度ができておりませんのでお示しできないわけでございますが、一つヒントになるものが外国人建設就労者受入事業でございす。

資料一に、私、持つてまいりましたが、この概要はもう御案内のとおりでございす。技能実習が修了した方が、二〇二二年まで、オリンピック

ク需要等がございますので、特定活動として二年間就労できるということでございます。まさに今回の特定技能一号が一つ想定をしております、技能実習生ではなく技能実習生の修了者、一定の知識や技能を有する者が働く環境というのが実は特定活動で既に始まっているわけでございまして、私は、これを一つの参考としながら特定技能一号の今後の姿を議論してみたいと思っております。

そこで、建設分野におけるそもそもの技能実習生の平均給与と、技能実習生の修了、終わった後、特定活動であります外国人建設就労者受入事業における外国人の方々の平均賃金、どれぐらい違うのか。ここが、技能実習が終わった後、特定技能に移った後の一つの賃金の姿を示すヒントだと思っておりますので、お答えいただきたいと思います。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、建設業におきましては、二〇二〇年オリンピック・パラリンピック東京大会に伴う一時的な建設需要の増大などを見据え、即戦力となる外国人材を受け入れる措置として、平成二十七年より外国人建設就労者受入事業を行っております。

昨年、この外国人建設就労者を受け入れている建設企業を対象として実施した調査によりまして、一月当たりの平均賃金は、外国人建設就労者が約二十二万円、建設分野における技能実習生、こちらは三年目の方ということを対象にしておりますが、こちらが約十七万円となっております。

○濱地委員 今、技能実習生、三年目の方が約十七万円、しかし、技能実習を修了して特定活動であります外国就労者受入事業に行った方々は約二十二万円ということで、約五万円の上昇があるわけでございます。

技能実習生の実態、私も、非常に低賃金の方から、いわゆる日本人と同等の金額をいただいている方、さまざま幅広い方がいらっしやうと思っておりますが、特定技能が始まったときには、この外国人の建設就労受入事業、いわゆる技能実習者が修了

したこの二十二万円、これに近づくような姿になるように制度設計を、ほかの分野も含めて、していただきたいと思います。

やはり賃金環境が変わることによって失踪等も少なくなるかと思っておりますが、ちなみに、技能実習制度から特定活動であります外国人建設就労者受入事業に移行している割合はどれぐらいなのか。そして、特定活動に移ってから、給料が高い人でも実際に失踪している人はどれぐらいなのか。データがあればお示しいただきたいと思っております。

○北村政府参考人 お答え申し上げます。

私も現在行っておる推計によりまして、建設分野における技能実習を修了した方々のうち、外国人建設就労者受入事業に移行する割合につきましては、今年度、二〇一八年度におきましては、約三割から四割程度になるというふうに見込んでおります。

また、外国人建設就労者については、昨年度一年間に発生した失踪者の数は三十五名でございまして、昨年度末時点での在留者二千九百八十三人に對し、割合は約一％ということになってござい

ます。

○濱地委員 ありがとうございます。

移行者は三割から四割、失踪は三十五名で一％。技能実習生は大体三％と言われているので、当然、失踪状況は低いわけです。

さまざまな要因がございしますが、やはり私は、一つ賃金が高いことがこの失踪状態を低下させている要因であると思っております。

ただ、この制度は転職ができません。特定技能は転職ができるわけでございますので、そういう意味では、しっかりと特定活動のような賃金水準を保ちながら、さらに、転職ができる特定技能一号になれば、私は、この失踪の問題というのは可及的に解決されるのではないかとというふうに私自身は期待をしております。

きのうの日経新聞でも、外国人に新しい姿を見せることが大事だと。技能実習においては、三年で

終わってしまう、また安い賃金である。しかし、次のステップに行けば給料が五万円上がるんだ、転職もできるんだ。その姿を見せることが一つの外国人材のやはり環境整備にとっては大事だろうと思っておりますので、ぜひ、この特定活動を参考にしながらも、ほかの分野も、大臣、制度設計をいただきたいと思います。

また技能実習制度に戻ります。

この前私がいただいた個票のほとんどは、旧技能実習制度の方々でございました。

御案内のとおり、昨年の十一月に技能実習制度が大きく改正をされております。そのとき私は法務委員ではございませんでしたので、改めて、新しい、既にある技能実習制度はどの点が改善されたのか、大きな改善点、お答えいただきたいと思います。

〔委員長退席、石原(宏)委員長代理着席〕

○和田政府参考人 お答えをする前に、技能実習生の失踪関係のデータの件につきましては、大変御迷惑をおかけいたしました、申しわけございませんでした。

その上で、御質問にお答えいたします。

昨年十一月に施行されましたいわゆる技能実習法では、制度の趣旨に沿った適正な運用を確保するため、さまざまな方策を講じているところでござい

ます。まず、監理団体の許可制を導入いたしまして、受入れ企業に対する監査や監理費の明確化などの措置を講じました。

また、技能実習計画につきましては認定制として、実習実施者が技能実習生一人一人に対して計画を作成し、新たに技能実習法により設立された外国人技能実習機構の認定を受ける仕組みを設けることで計画の適正性及び賃金等の待遇の確認が図られる仕組みを設けたところでござい

ます。また、監理団体や実習実施者への指導監督措置として、外国人技能実習機構による実地検査や主務大臣の職員の立入検査、改善命令、許可取消

し、技能実習計画の認定取消しなどの権限を定め

ております。

さらに、技能実習生に対する保護といたしまして、人権侵害行為に対する禁止規定及び罰則、技能実習生による申告の規定の整備のほか、外国人技能実習機構による母国語相談対応、実習先での技能実習が困難となった技能実習生に対する実習先変更支援や宿泊支援などを実施しているところでございます。

法務省といたしましては、制度を共管する厚生労働省及び外国人技能実習機構と連携を密にいたしまして、制度の適正化及び技能実習生の保護に一層努めてまいりたいと考えているところでござい

ます。

○濱地委員 ありがとうございます。

技能実習生の失踪者の個票にあるような、そういった問題が散見されたので、昨年の十一月に改正されたわけでございます。

局長からはたくさんのお答えをいただきましたが、大事なことは、確かに改正後間もないのでございすけれども、改正されて約一年がたつ中で、具体的にどのようなものが効果としてあらわれ

ましたか。特に、平成二十九年と、まだ平成三十年は六月までのデータしかないのは私は承知の上で聞きますが、平成二十九年と平成三十年中途

の失踪者の割合はどのように変わっていったのか。具体的な効果と失踪者の割合、お答えいただきたいと思

います。

○和田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、実績について申し上げますと、これまでのところ、技能実習生からの母国語相談に応じた件数が千九百件以上となっております。そのほか、受入れ企業におきまして人権侵害を受けたことなどの理由により実習先の変更を希望する技能実習生に對しまして、四十件を超える実習先変更の支援を行っております。また、受入れ企業側の問題により実習が困難となり、それまで滞在していた宿泊先での居住ができなくなった実習生を一時的に保護し、宿泊先や食費等の支援を行うと

いった取組も行っているところでございます。

こうした取組によりまして、新制度のもとでは、旧制度にない形で、技能実習生の人権侵害や失踪等の問題の発生を一定程度抑制できているのではないかと考えているところでございまして、これらの取組を含む新制度の実施を受けて、本年六月には、米国務省の人身取引報告書で第一ランク、すなわち基準を満たしている国との評価を得ており、海外からも評価を受けているところでございます。

もともと、制度適正化の取組はまだ道半ばでございますので、今後も、これら技能実習生に対する支援、保護の取組につきまして積極的に取り組み、技能実習制度の適正化及び技能実習生の保護を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次の、失踪者の発生率についてのお尋ねでございます。

失踪者の発生割合についての算出方法は複数考えられますので、例えば、前年末在留者に対象期間の新規入国者数を加えたものを分母とし、対象期間の失踪者数を分子として計算した場合、平成二十九年度の失踪者の発生割合は二・〇％、本年上半期の失踪者の発生割合は一・三％となります。

○濱地委員 ありがとうございます。

今、計算方法はさまざまございますが、平成二十九年度の失踪の割合は二％、平成三十年、中途でございすけれども一・三％です。先ほど失踪者の数はふえているんじゃないかと言われましたが、母体もふえています。要は技能実習生の人数もふえていますので、確かに人数がふえることも問題でございますが、割合は今減っているというところでございます。

しっかりと昨年十一月に行われた改正の実効性を、姿を更に国民にお示しいただきまして、技能実習生の失踪の割合を低下させる、できれば人数も大きく低下されるように、気合いを入れて頑張っていたきたいというふうに思っております。一定程度の効果が出ているということを私自

身は確認をさせていただきます。

次に、これはまた改正したことによる逆の効果なんですけれども、外国人実習支援機構ができて、非常に実習実施者から、受け入れるのに手続が煩雑になったという意見がございす。

私、この改正はいいことだと言っておきながら、そうはいっても、現場からは、逆に、手続が厳密になり、たくさん書類を出さなきゃいけなくなつて大変になったという声もございす。これについて認識をしておりますか。その対応策についてもお聞きしたいと思います。

○和田政府参考人 お答えいたします。

まず、外国人技能実習機構に対します技能実習計画認定の申請に際しましては、技能実習法令におきまして定められた認定基準に適合していることを審査するために必要な範囲で各種立証書類の提出を求めているところでございすので、その旨は御理解いただければというふうにお願いしたいところでございす。

他方で、申請者の方の過度な負担とならないように、各申請書に添付すべき書類につきまして、申請書類の記載例を掲載するなどの運用も行っているところでございす。また、例えば、過去一定期間内に同一の書類を提出したことがある場合にあってはこれを省略することを認めたり、複数者の技能実習計画認定申請に当たりまして、内容が同一である場合には筆頭の技能実習生に係る書類にのみ添付するとか、技能実習生の氏名欄への複数の技能実習生の氏名の掲載を可能とするなど、提出書類の省略や様式の変更などを行っているところでございす。

今後も、制度の運用状況を把握いたしまして、また、各方面からの御意見も参考とさせていただきますながら、必要に応じて申請書類の軽減化を含めた見直しを検討してまいりたいと考えているところでございす。

○濱地委員 私も、この質問をしながら、やはりこの技能実習生の問題があるので、非常に厳密になつていすよということは実習実施者に逆に伝

えていかなきゃいけないというふうに思つたところでもあります。

特に、送り出し国側との二国間取決めが決められて、送り出し機関の適切な認定を今回、一年前の改正で求められた。そして、特に保証金の徴収であるとか、そういったものが、私も、失踪者の個票を見て非常に負担になっているんだということがございすので、それを撲滅するために、ある一定程度の手続、厳格化する必要はあるうと思つております。

ですので、なかなか難しいところではございす。そのバランスをとりながら、私も世の中にそれをアナウンスしていきたいというふうに思つた次第でございす。

それと、今回、やはり技能実習生というのは、きちつと実習をされている方は、特定技能一号に行く一つの大きなルートといひますか、大事な人材でございす。

そこで、技能実習二号がない業種、外食や宿泊について、私はこれは技能実習を設けるべきだというふうに思つておりますが、今技能実習二号がない業種について、今後二号を創設する意思はあるのか。これは厚労省になると思ひます、お聞きいたします。

○吉本政府参考人 お答え申し上げます。

技能実習制度の二号への移行対象職種を追加するためには、職種追加を行おうとする業界団体が、関係業界団体の合意、また業所管官庁の同意を得た上で、厚生労働省に対して申請を行つていただくということになります。

その上で、同一の作業の反復のみではないこと、送り出し国の実習ニーズに合致すること、また、技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること、これらの要件を満たすことにつきまして、厚生労働省が開催する学識経験者や労使から成る専門家会議の了承を得る必要がございす。業界団体からの申請がありますれば、技能移転を通じた国際貢献の制度の趣旨を踏まえまして、要件に合致するか否か、専門家会議

において検討を行つていきたいと考えております。

〔石原（宏）委員長代理退席、委員長着席〕
○濱地委員 そこで、私は、やはり宿泊業というのはもう既に資格外活動のアルバイトの方が多いわけにございすので、そういう意味では、この宿泊業についてはしっかりと技能実習をつくつて、より高い研修を受けた方が業務に従事されるべきだと思つております。

観光庁にお聞きしますが、先ほど業界団体の合意等々の要件がございしましたが、この宿泊業についてどのような検討をされているのか、一言お答えいただきたいと思います。

○金井政府参考人 お答えいたします。

我が国の宿泊業はきめ細やかなサービスや清潔感に特徴がございまして、おもてなしの精神に根差したこうした接客、衛生管理の技能は、旅行者の快適性や安心、安全の確保に大きな役割を果たしております。また、開発途上国では観光が重要な産業である場合が多いことから、これらの国々では日本の宿泊業に関する技能を習得するニーズが高い状況にございす。

このような状況を踏まえまして、技能実習制度における二号移行対象職種に宿泊業を追加すべく、宿泊業四団体で協議会を設置し、実習の内容や試験制度等についての検討を重ねてきておりまして、本年九月には宿泊業四団体が共同して宿泊業技能試験センターを設立し、厚生労働省が開催する専門家会議において了承が得られるよう準備を進めているものと承知しております。

観光庁としまして、二号移行対象職種に宿泊業が追加されるよう、宿泊業界及び関係省庁と緊密に連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○濱地委員 ありがとうございます。

ちょっと時間の関係で、あと十分弱ですから、三番をちょっと後回しにしまして、きょうは農水大臣政務官、高野政務官、お越しいただいていすので、四番の生産性低下の懸念についてからお

答えをいただきたいと思っています。

法務省令では、日本人と同等以上の報酬を今回は定めなければなりません。ですので、私が一番最初に質問をした建設業界の特定活動のような、あいつたややはり高い給与が目指されるべきでございますが、よくあるのが、そもそも生産性が下がって国内人材の報酬が下がっては意味がないというの、もう皆様方の懸念の一つでございます。

私が調べたあるシンクタンクのデータですと、生産性、賃金については、製造業や情報通信業は、外国人比率があっても生産性がそう下がらない、賃金は下がらないというデータがございます。これは民間のデータですから、きょうお示しをしております、これは私限りでございますが。ただ、小売や宿泊、特に外食については、外国人材の割合がふえるとこれは逆関数になって、生産性が下がり、結果、やはり賃金が下がって、というデータに私は触れているんですね。

どうしても、外食産業は原材料等の高騰の影響を受けやすい業種でございます。特に外食は、調理と接客に分けた場合に、調理はある程度の技能が必要ですが、接客というのはやはり少し、何とないまいしょうか、安く賃金を抑えられやすいという傾向があるかと思っています。

そこで、外食産業、特に生産性の低下及び賃金の低下が懸念されるんですが、この取組について、農水省はどういう対策を考えていらっしゃるか、政務官にお答えいただきたいと思っています。

○高野大臣政務官 漠地委員の大変重要な御指摘、本当にありがとうございます。

農林水産省としてお答えを申し上げます。

外食業における深刻な人手不足に対応する上で、まずは、国内人材の確保や生産性の向上に最大限取り組むことが大変重要だと考えております。

外食業における生産性向上については、業態や企業規模等により取り組み内容はさまざまですが、例えば、いわゆるセントラルキッチン

活用による店舗での調理の省力化や食材保管の軽減、品質の均一化、そして、自動調理機、食器洗浄ロボットの導入等による店舗内調理の機械化、自動化、そして、セルフオーダー等、店舗内業務のIT化やキャッシュレス化を通じた省力化、現金管理コストの削減に取り組んでいるところでございます。

このように、業務を効率化することによって店長やスタッフに余裕が生まれ、客とのコミュニケーションがふえることにより、例えば、イタリヤ料理店ではメニューに合うワインをお勧めでき、売上げが向上するといったようなことも期待をされます。

農林水産省としても、これらの取組を含む優良事例等について情報提供、横展開を推進することにより、外食業における生産性の向上を図ってまいりたいと思います。今後とも御指導よろしくお願いいたします。

○濱地委員 丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

もう一つ農水政務官にお聞きしたいと思いますが、実は、雇用形態について、我々公明党は、直接雇用を原則としてください、派遣形態については、必要不可欠性がやはりある業種、そして派遣先自体が所要の要件を満たすところにしていただくということで、本会議でもお話をさせていただきまして、山下法務大臣からもそのような御答弁をいただいたところでございます。

しかし、我々の農水部会からは、やはり農業についてはぜひ派遣形態を認めてほしいというのがございます。

外国人材の活用で、既に国家戦略特区で外国人材の就農を認めていらっしゃる制度がございますが、これは直接雇用が原則じゃなくて派遣を原則としている、そういう形態でございますが、そこで、なぜこの国家戦略特区においては農業分野において派遣形態をとられているのか、その必要性について、わかりやすく政務官にお答えいただきたいと思っています。

○高野大臣政務官 お答えいたします。

農業分野については、昨年の九月、国家戦略特区において、即戦力となる外国人材を労働力として受け入れる農業支援外国人受入事業が措置されてきたところであります。

本事業においては、農業の現場で、定植や収穫等の労働力が大変多忙な繁忙期を中心とした雇用ニーズが多いこと等を踏まえ、労働者の派遣事業者が外国人材を雇用し、複数の農業経営体に派遣する枠組みをしたところでございます。

○濱地委員 ありがとうございます。

そうすると、今回、国家戦略特区は一部の地域に限られますが、特定技能において農業分野において派遣形態を認めた場合のメリット、これもわかりやすくお答えいただきたいと思っています。

○高野大臣政務官 大変重要な御指摘、ありがとうございます。

新たな外国人材の受入れ制度においては、外国人材の雇用形態は、受入れ機関による直接雇用を原則といたしまして、分野の特性に応じて派遣形態も可能とする方向で検討されていると認識をしております。

農業分野におきましては、冬場は農作業ができないなど、季節による作業の繁閑がございます。同じ地域であっても、作目により農作業のピーク時期が異なったり、そういった特性もございます。

農業者や産地には、定植や収穫等の農繁期に外国人を受け入れたい、複数の産地で働いてもらいたいといったニーズがあるところでございます。

このため、新制度においても、こうしたニーズに対応可能な派遣形態による受入れを可能とする方向で検討してまいりたいと存じます。

○濱地委員 ありがとうございます。

今の農水政務官のかなり派遣形態をやっていただきたいという思いが伝わってきたわけですが、これは最終的に決めるのは、分野別運用方針また政府基本方針等々で決めなきゃいけないんですが、法務省の判断にも大きくかわるうかと思っています。

農業分野ではもう派遣を認める方向でよろしいのか、検討されているのか、法務省にそこは御答弁いただきたいと思っています。簡潔にお願いします。

○和田政府参考人 お答えいたします。

今回の制度で受け入れる外国人の雇用形態は、原則としては直接雇用というのを考えておりますが、分野の特性に応じまして派遣形態とするところが真に必要な業種であれば、分野別基本方針の中で派遣形態とするということを考えるわけでございます。

また、この場合、仮に派遣形態を認める場合には、派遣先においても現在受入れ機関に課することとしている厳格な基準を満たしているかどうかなどにつきまして、これを関係省庁と検討してまいりたいと考えているところでございます。

○濱地委員 残り一分しかございません。最後の質問にしたいと思っています。三番に戻りまして、三番の(一)を開きたいと思っています。

私が持ってきた資料は、もうおわかりのとおり、今の日本人の年齢の割合と、今日日本にいる外国人の年齢の割合でございます。十五歳から十九歳から外国人は急上昇しまして、四十歳から四十四歳ぐらいまで高いところでございます。まさに生産年齢人口が高いところに外国人の人材がいっぱいいて、日本人は逆に六十五歳以上が一番高い割合でございますので、やはり、我が国の生産年齢人口を上げるという意味では、今回の法案、大変私には重要だと思っております。

しかし、技能実習から特定技能に移る場合に、当然、技能実習は国際貢献が目的でございますので、基本的には帰国をしないといけないという要件がございます。しかし、ここで一旦仕事が切れてしまつて帰国をしようとして、また日本に戻ってきていただくかどうかかわかりません。

フィリピン人を雇っている技能実習の方は、恐らく、帰国することになると、フィリピンは英語ですから、オーストラリアに行つてしまふという懸念がございます。

そこで、技能実習の修了者が特定技能各号に在留資格が変更になった場合、この帰国の要否について今どう考えていらっしゃるか、法務省に最後に御答弁をいただきたいと思ひます。

○和田政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、技能実習と特定技能の制度目的、また趣旨が異なるものでございまして、在留資格も全く異なるものでございます。

まず、技能実習生が技能実習二号修了後に、直ちに帰国するか、あるいは技能実習三号に移るのか、あるいは特定技能一号を選択されるのか、これは、我が国で在留する目的に照らした本人の自由な選択、ここに委ねられるところでございます。

その上で、技能実習二号修了者に限りませんが、一般に、特定技能一号の資格で在留している方につきましては、本人の帰国は特定技能二号の資格を取得するための法律要件としているところではございません。

他方、技能実習制度の趣旨を没却しないためにも、御指摘のように、技能実習二号修了後に特定技能一号の資格で在留することを選択された方に つきましては、特定技能一号から特定技能二号に在留資格を変更するに際して、一旦帰国することを含めて何らかの形で技能移転を図っていただく、こういうことを検討しているところでございます。

○濱地委員 時間になりました。終わります。ありがとうございました。

○葉梨委員長 以上で濱地雅一君の質疑は終了いたしました。

次に、山尾志桜里君。

○山尾委員 立憲民主党の山尾志桜里です。

私たち、この新制度の根幹をなす技能実習制度、その問題点を浮かび上がらせる大事な聴取票、その一つ一つをきちっと把握して、正確な分析をし、その問題点を把握して対応策を考える、そういうすべを持たないまま、すなわち、手書きせよ、コピーはだめ、こういう状況の中で、こう

やって技能実習を根幹とする新制度の質疑に立ち、そして、それを恐らく山下大臣自身も正確に把握されないまま、答弁を求め、それが議事録に残っていく。

大変に遺憾であります。しかし、職権でこの時間が立ちましたので、私たちとしては、やはり、この質問に立たせていただいて、国民の皆さんに、そして場合によっては大臣にも、私たちがどれだけ深刻にこの問題を考えているかを共有していただく、そして、国民にも徹底的に問題点を明らかにする、そういう時間としてこの場を使わせていただきたいというふうに思ひます。

まず、私たちがなぜ、この新制度の審議に当たり、技能実習制度、特にその問題点を映し鏡にした失業者の問題にこだわっているのか、こだわることが大事なのか、この点を明らかにしたいと思ひます。

皆さんに大部の資料を、写しを配付させていただきました。右下の通し番号で一番最後のページが三十三ページ。恐らく同じ聴取票に見えますけれども、二部資料を用意させていただきました。お手元にございますか。

一つは、この聴取票のひな形が表紙になっているものであります。これには、今回の議論に当たって主に必要となるであろう資料を私自身がまとめたものを、皆さんにも随時参考にしていただきたいと思ひ、通し番号をつけて配付をさせていただきます。

そして、もう一点は、これは同じ聴取票に見えても、こっちは一人一人のストーリーが載っている聴取票です。私がきのう、二十枚手書きをした聴取票です。

この二種類の資料、皆さんのお手元に行っておりますか。大臣も見ていただいておりますか。

まず、この三十三ページある、ひな形聴取票が表になっている資料の最終ページをごらんください。

これは、「新たな在留資格による人材不足・受入れの見込み数」ということで、直近に配られた

資料であります。

これは、見ていただければわかるとおり、十四業種について新たな在留資格をつくりたいと法務省は言っているわけですが、この新在留資格によって受け入れる外国人の方のうち、一〇〇%なり九〇%以上を技能実習生からの移行を見込んでいるのが七業種であります。

見ていただければわかるとおり、経済産業省の三業種、これは全て、一〇〇%技能実習生を見込んでおります。建設業、これも九割方、技能実習生を見込んでいます。造船・船用工業、これも九割方、技能実習生からの移行を見込んでおります。これも九割方、技能実習生からの移行を見込んでおります。農産、これもほぼ一〇〇%と言っているように、技能実習生を見込んでおります。飲食料品製造業、これも九割方、技能実習生からの移行を見込んでおります。

もちろん、介護のように技能実習からの移行を見込んでいない業種もありますが、十四業種のうち半分である七業種が、九割から十割、技能実習生からの移行を予定しております。

それを皆さん認識していただいた上で、十四業種のうち、全体を総計すると、何割が技能実習生からの移行と見込まれているのですか、お答えください。

これは参考人で結構です。どうぞ。

○和田政府参考人 お答えいたします。

まず、先ほどの、技能実習の失踪のデータの過ち……(山尾委員「ちよつと、謝罪は結構です。その話になったらまた」と呼ぶ)はい、わかりました。

十四業種につきまわりの移行割合でございますけれども、先日、法務省の方からお示しいたしました十四業種における外国人材の受入れ見込み数につきましては、各業所管省庁において推計したものでございますが、今回の受入れは、基本的に、技能実習二号修了者からの受入れと試験合格者からの受入れの二ルートから成る予定でございます。これを合わせたものが受入れ見込み数の総数でございます。

見込み数の具体的な推計は各業所管省庁において行っているところでございますが、それぞれの業の特性でございますとか業界実態を踏まえて、技能実習二号修了者の特定技能一号への移行割合や、試験の合格者の推計を行った上で算出しているものと承知しているところでございまして、先日本示しました十四業種における受入れ見込み数のうち技能実習二号修了者等の割合につきましては、五年後累計で、技能実習二号修了者が約十二万人から十五万人で約四五%ということになっております。

○山尾委員 まず、四五%という数字を言っていただけでは数秒で済むんですね。大事な時間を無駄に使わないでいただきたいと思ひます。

そして、私どものヒアリングではこれまで五〇%から六〇%という数字を言っていましたけれども、なぜ変更したんですか。

○和田政府参考人 二号修了者の初年度の移行の割合は約五五%から五九%となっておりますので、その数字を申し上げたのかと思ひます。

○山尾委員 今、二つの数字を議事録にとどめておきたいと思ひます。

これだけ、これからまた私ども精査しますけれども、いかんせん、データが手元にほとんど来ていない状態で準備をしろと言われていたもので、こういうときにすぐ分析ができませんので、二つの数字を挙げていただきました。

なぜ、こうやって私たちが技能実習制度が根幹だと言いつつ数字が下がるのかということは大変疑問ですけれども、二つの数字を議事録にとどめました。

その上で、だから私たちは、この新制度は技能実習なしには成り立たないんだから、審議に当たってこの問題点を解決すべきだ、そういうふう

に申し上げております。

そして、山下大臣に今度はお伺いをいたします。直近、平成三十年の十一月七日、山下大臣は、参議院の予算委員会ですらに述べておられま

す。皆さんのお手元の資料でいうと、二十八ページをあらんく下さい。

失踪の動機としては、現状の賃金等への不満からより高い賃金を求めて失踪する者が約八七％、実習終了後も稼働したいとする者が一四％、また厳しい指導を理由に挙げる者が約五％、そういうふうに書いてありますね。これが山下大臣のこの国会での答弁でありました。これは事実ですか。事実でないとするば、この部分をどのように変更をされるのですか。

あわせて、皆さんのお手元にある新しい失踪技能実習生の現状認識、法務省の。きのう郵便受けに入っております、会館事務所の。この「失踪の原因」が変わっておりますけれども、これが今の山下大臣の新しい認識なのか、そういうことも含めてお答えください。

○山下国務大臣 まず、山尾委員の御指摘のとおり、技能実習制度をしっかり適正化しなければならぬ、これはもう共有しております。

まさに平成二十八年十月二十一日の法務委員会において、山尾委員も法務委員として新たな技能実習法の議決に参加し、賛成されておる。それは、従来から技能実習においてさまざまな問題が指摘されておった、それを、与党のみならず野党の多くの方々の賛成もいただいて新たな技能実習法を制定した、そしてそれが去年の十一月から施行になったということ、これをしっかりと適用していきたい、その思いは私も山尾委員も同じでございます。

その思いでしっかりと答えさせていただきたいと思っておりますが、まず、御指摘の予算委員会での御指摘でございますが、先ほどお話ししたように、小池晃参議院議員から、法務省、失踪者の調査しております、主な失踪理由は何ですかというところで、前日の野党ヒアリングで示した資料に基づいての御質問と判断いたしましたので、私は、その前日の野党ヒアリングに提出させていただいた誤った内容、不適切な表現を含むこの資料をほぼ読み上げさせていただいたところで

ございます。

そして、その中で、調査では、主な失踪の動機としては、現状の賃金等への不満からより高い賃金を求めて失踪する者が約八七％、実習終了後も稼働したいとする者が一四％、また厳しい指導を理由に挙げる者が約五％であることが判明しておりますというふうに申し上げました。この部分が、誤ったデータに基づくものを読み上げたということ、大変おわびしなければならぬと思っております。

そして、現状につきまして、この答弁部分に關しましては、低賃金という者が六七・二％、そして、実習終了後も稼働したいとする者が一七・八％、指導が厳しいという者が一二・六％、労働時間が長いとする者が七・一％、暴力を受けたとする者が四・九％、帰国を強制されたとする者が二・五％、保証金、渡航費用の回収が〇・七％、不明が〇・一％、その他一五・三％、無回答〇・二％ということが正しい数字でございます。

○山尾委員 数字の誤り、そしてそれを前提とした評価の誤りと、二つに分けてお尋ねをしたいと思います。

今、数字の誤りについては、山下大臣の認識をおっしゃいました。皆様のお手元の資料でいうと、通し番号十ページ、これは、こんなふうな間違っていました、新しく集計してみたらこんなふうになりました、こういうふうな法務省が作った資料を今読み上げていただいたものだと思います。

数字の訂正が本当に正しい意味で訂正されているのかということ、この後にまた議論をいたしますが、まず、その前に、評価、表現の部分を開きたいと思います。

皆さん、お手元の二ページをあらんく下さい。もともと私たちにこの新制度のレクを含めて渡されていた「失踪技能実習生の現状」、間違っていたページです、この「失踪の原因」には、①「技能実習を出稼ぎ労働の機会と捉え、より高い賃金を求めて失踪するものが多数」、②「技能実習生に

対する人権侵害行為等、受入れ側の不適正な取扱いによるものも少数存在」とありました。

この失踪の原因の評価あるいは表現、これが間違っていたという認識に立っているのか否か。間違っていたという認識に立っているのであれば、新たにいかなる評価、表現に基づいて法務大臣として説明をされるのか。それをお尋ねいたします。

○和田政府参考人 お答えいたします。

「失踪技能実習生の現状」と書かれた紙の評価の部分でございますけれども、これは、以前から賃金が安いということを記載していたものについて、より高い賃金を求めて失踪するという評価を与えていた、その評価、表現をそのまま使ったものでございまして、特に、その下の段の失踪動機の欄にも「より高い賃金を求めて」というふうに記載しているように、あたかもより高い賃金を求めてというものが選択肢の中にあつたかのような表記になっているところで、誤解を招く表現であつたというふうに考えているところでございます。

それで、それをその後、昨日、先生の方にもお届けいたしました形で、現在、失踪の原因につきましては、「低賃金」等選択肢を明確に引用した上で、これに不満を持ち、より高い賃金を求めて失踪する者が三分の二を超え、最も多いという評価に変えさせていただいた次第でございます。

○山尾委員 次に、大臣に答弁いただきますけれども、この失踪原因の法務省としての評価、表現の変更は、私は、役所の方が述べるべきものではないと思ひます。法務大臣にしっかりと述べていただきたいと思ひますので、法務大臣から改めて、この新しい紙に基づいた失踪の原因を、そのまま朗読するなら朗読してください。

誤っていたものをどのように正しい評価に変えたのか、法務大臣の言葉で、今現在、法務大臣は失踪の原因についてどのように評価、表現するか、お答えください。

賃金、それには契約賃金以下や最低賃金以下も含まれます、これに不満を持ち、より高い賃金を求めて失踪する者が三分の二を超え、最も多いということでございます。

そして、労働時間が長い、暴力を受けた、帰国を強制された等、受入れ側の不適正な取扱いによるものも存在するというのが失踪の原因と考えております。

○山尾委員 少なくとも、契約賃金以下や最低賃金以下は、不満を持っているのではなくて、正当な権利主張をしているのだと思ひますけれども、なぜ不満という表現を使うのですか。大変不適切だと思ひます。

○山下国務大臣 これは、もとより聴取票に基づいて作成する部分がございましてけれども、さらに、これは、入国警備官の違反調査における個々の供述内容など、その聞き取りによるものも、個々の供述内容も含んでおるところでございます。

そしてまた、この失踪ということ、これは旧制度でございますけれども、技能実習生につきましては、その後就職しておる、そして、その就職において、例えば、既に理事会で公示していると思ひますが、六割ぐらいの者にあつせん者がいるというふうな実態がございまして。

そういったものもろのものを総合評価して、失踪の原因ということ、このように記載しているということでございます。

そして、聴取結果につきまして、失踪動機の欄につきましましては、聴取票のとおり記載させていただいたということでございます。

○山尾委員 質問に答えていただきたい。契約賃金以下や最低賃金以下というのは正当な権利主張であつて、それを不満と表現するのは大変適切だと思ひますし、前の表現がよくなくなつたというなら、どうして同じように誤導するような表現をあえて新しくまた使ふんですか。今大臣が言っていたことはその説明に全くなつておりませんし、今、旧制度とおっしゃい

ましたけれども、平成二十九年は、新制度がスタートしてからの聴取分も入っているのではありませんか。

○山下国務大臣 調べさせていただきました。

この対象となった被聴取者の中には、新制度における技能実習生は入っておりません。したがって、全て旧制度、山尾委員や野党の皆様の同意もいただいて、二十八年に成立した技能実習法適用前の実習生でございます。ということでございます。

そして、より高い報酬に含めるのかということでございますけれども、確かに、この記載ぶりというのは検討しなければならぬ部分はございます。他方で、この低賃金の中をブレイクダウンした部分はあるんですけれども、その低賃金、そこから離れて、こうした、同等賃金も含め、より高い賃金を求めたという実態をお示ししたものでございます。

そして、先ほど御指摘のとおり、最低賃金以下のものについて、あるいは違法行為が疑われるものについて、それにつきましては、私は、この聴取票の結果の詳細な説明を先日の金曜日の午前中の委員会が終わった後受け、直ちに入管局長に対して、聴取票の個票において違反あるいは不正な行為がどうか判るものがあれば全て調査するようという指示を出したところでございます。

○山尾委員 今、山下大臣は、表現を検討しなければならぬと言いましたが、確定させてください。

きのうの夜に配られた、この失踪の原因の表現ぶりについては、再び検討するという答弁でよろしいんですか。

○山下国務大臣 これにつきましては、現在、先ほど申し上げたように、十六日、この詳しい状況を伺って、それで直ちに法務大臣として、門山大臣政務官をトップとする技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム、これを立ち上げたところでございます。そして、実態把握のあり方などにつきまして、このプロジェクトチームにおい

て今後検討していただきたいと考えております。

○山尾委員 質問に答えてください。

この失踪の原因、今まで間違っていました、こういう表現に改めます、こういう評価に改めますと、きのうの夜出たわけですが、この失踪の原因、これについても検討し直すということですか。イエスカノーかでお答えください。もう一度検討する余地があると考えているということですか。

○山下国務大臣 先ほど申し上げたように、門山政務官をヘッドとするプロジェクトチーム、運用に関するプロジェクトチームが立ち上がっております。その場で、こうした実態把握のあり方などについても検討していただきたいというふうに考えております。

○山尾委員 ちよつと、質問に答えていただきたいと思ひます。

失踪の原因の表現について、検討の余地が更にあると考えているのか、ないのかという、ただシンプルな質問です。質問に答えてください。

○葉梨委員長 法務大臣、契約賃金以下とか最低賃金以下というのは、確かに約束違反とか法令違反もあるんだけど、それを……(山尾委員)とめてもらいたいです(と呼ぶ)今ちよつと説明して……(山尾委員)いや、説明の時間とめてください(と呼ぶ)

それを不満を持つというふうに表示するのが適切かどうか。不満を持っていることは私は間違いないだろうと思うけれども、それが適切かどうかという質問です。

○山下国務大臣 これにつきましては、先ほど申し上げたように、入国警備官の個々の聴取であるとか、あるいは、さまざまな状況においてこのような表現がなされたものだろうと思っております。この紙についてはですね。

ただ、私が申し上げているのは、今後、その現状把握のあり方、あるいは、この一枚紙で説明するのがどうかなども含めて、プロジェクトチームで検討していただきたいということでございます。

います。

○山尾委員 この紙はまた広く世の中に出回っていくんですよ、この前の紙がそうだったように。そして、この前の紙に、要するに、技能実習生、より高い賃金を求めて失踪するものが多数、人権侵害行為等、受入れ側の不適切な取扱いによるものも少数存在と。これを、山下大臣も、間違った数字、その大もとの表現、うのみにして、この国会で答え、議事録に残り、そしてもう一つ、後でまた言いますけれども、歴代法務大臣も、より高い賃金を求めてというような形でずうっと答弁し続けてきているわけです。

なので、もっと重さを持つてもらいたいです。この評価が間違っていたというなら、新しい評価はこうです。出してきた紙が、やはり今プロジェクトチームでもう一回これを考え直す、そういう余地があると。これじゃ余りにも、この失踪の原因をどう法務省が把握するのがどれだけ大事かということに対する危機感や問題意識が薄過ぎるんじゃないでしょうか。

この問題について、今、委員長からも、この不満というのが適切なかどうか、こういう問いかけがありましたよね。

もう一つ申し上げます。

「労働時間が長い」「暴力を受けた」「帰国を強制された等、受入れ側の不適正な取扱いによるものも存在する。」この「等」の中には契約賃金以下や最低賃金以下の人たちは入らないんですか。

○和田政府参考人 お答えいたします。

このまとめでございますけれども、これは、さまざまな失踪動機に書かれていたもののうち、パーセンテージの高いものから順番に並べさせていたものでございまして、それをこういう形で整理したというものでございます。

○山尾委員 答ええていない。答えさせてください。委員長、答えさせてください。「等」の中に契約賃金以下や最低賃金以下が含まれていないかのように読めるから。含まれていますか、含まれていませんか。

○葉梨委員長 では、もう一度、和田入国管理局長。

○和田政府参考人 これは、まず①のところで、失踪動機との関係で失踪原因を書いておりまして、①のところで、失踪動機のうち、低賃金、この中に低賃金(契約賃金以下)と低賃金(最低賃金以下)がございまして、これが失踪動機として書かれているのが最も多いということ①で表現しております、②以下につきましては、そのほかの失踪動機について書かれているものの代表例を掲げさせていただいているということでございます。

○山尾委員 今の答弁でいうと、そのほかのとありましたので、明確に、含まれていないと答弁しました。

本当に与党の皆さん、これ……

○葉梨委員長 ちよつと、もう一度答弁させます。

○山尾委員 いえいえ。でも、今、そのほかにと言いましたよね。そのほかにと明らかに言いましたよね。私、ちよつと主張させていただきたいです。

低賃金、契約賃金以下や最低賃金以下は受入れ側の不適正な取扱いそのものであるにもかかわらず、なぜそれを①の「より高い賃金を求めて」にくくり込んで、受入れ側の不適正な取扱いから切り離すんですか。

○葉梨委員長 和田局長、実は私も、きのうの夜八時にこれをいただいたんですよ。(山尾委員)「ちよつと委員長、委員長が話すなら時計をとめてください。私の質問権を侵害している」と(と呼ぶ)それで、不満を持っているのは不満を持っているのと、不適正な取扱いとはダブる部分もあると私は理解したんだ。(山尾委員)委員長、抗議します。私の質問権と質疑時間を委員長が妨害しています。時計をとめてやってください、委員長(と呼ぶ)

和田局長、もう一度答弁して。ダブる部分があると私は理解したんだが。

○和田政府参考人 お答えいたします。

受入れ側の不適正な取扱いの中に、もちろん、低賃金のもので不適正な取扱いであると評価されるものであることは否定するものではございませんが、この表の記載といたしますのは、失踪の原因、失踪動機として書かれていることをこの表の形で、この四角の中であらわしたものでございまして、この失踪動機と書かれているものにつきましては、先生ごらんいただきました聴取票にございまして、低賃金以下幾つかのチェック欄がございまして、このチェック欄のもののうちのごういったものが主に掲げられているかということとをこの赤囲みの中で表現したものでございまして、その中で低賃金が多いということでございしたので、まず①として低賃金が多いということを書かせていただいております。

それ以外の、低賃金以外の理由、その中で多いものをここに順番に書かせていただいたわけでございますけれども、労働時間でありまして、暴力を受けた、帰国を強制されたというようなものは、この性格としてくりましますならば、受入れ側の不適正な取扱いということとてくれまして、こういう形で記載させていただいたというのがこの記載の意味でございます。

○山尾委員 特定します。今、②は、低賃金以外の理由でチェックが多いものを書かせていただいたというふうに答弁しましたね。

じゃ、それを前提に。

低賃金以外の理由でというのは、低賃金、契約賃金以下、最低賃金以下以外の理由で多いものを書かせていただいたのが②、こういうふうに理解しましたけれども、違ったら言ってください。この赤囲いについてはですね。

○和田政府参考人 お答えいたします。

この赤囲いにつきましては、この失踪の動機について、この欄を取りまとめさせていただいたものでございます。

したがって、低賃金等が不適正な取扱いかどうかという問題は別といたしまして、ここで書

かせていただいているものは、低賃金が一番多い、それ以外の理由については、労働時間が長い、暴力を受けた、帰国を強制されたというものが存在いたします、その存在するものの性格をくくるならば、これは受入れ側の不適正な取扱いであろう、こういう形で書かせていただいたということでございます。

○山尾委員 山下大臣、今の局長の答弁でよろしいんですか。山下大臣自身の認識として、今、この①、②が議事録に残っております。

今の局長答弁を前提にすると、契約賃金以下だと訴えた人、最低賃金以下だと訴えた人、こういう人たちは、あえて、不満を持って、より高い賃金を求めて失踪する者としてとられて、本来であれば、受入れ側の不適正な取扱いによる、こつちにくくられるべきものを、あえてそうやって切り離して、間違った評価、間違った表現、それを受けとめる人の間違ったイメージ、こういうふうにつけていく意図があると思われるも仕方ないことになりますよ。

法務大臣、これは今局長はそう言いましたけれども、法務大臣、今ここで答弁でおっしゃいますから、御自身の認識としては、この「等」の中、本当に契約賃金、最賃を外したかどうか、ちよつと検討した方がいいと思いますけれども、いかがですか。

○葉梨委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○葉梨委員長 速記を起してください。

和田入国管理局長。

○和田政府参考人 申しわけございません。

もとより、低賃金(契約賃金以下)あるいは低賃金(最低賃金以下)が不適正な扱いであることは間違いないでございます。

ですから、そのことを何ら否定するものではございませんので、そのことをまず前提にした上で、ここでの表現というのは、言ってみれば、その②の前に、そのほかというのが入るというようなイメージでつくったものでございます、これ

は。○葉梨委員長 ちよつと、もう一度。明確に言つて。

○和田政府参考人 済みません。

失踪の原因というのは、失踪動機でありますとか、あるいはその後の就労活動でありますとか、入国警備官の聞き取りの結果でございますとか、そういうものを含めて評価をした結果をここに書かせていただいているものが、失踪の原因として我々が分析しているところでございます。

そして、その①といひますのは、低賃金等が、低賃金の内訳がございまして、ここが多うございしたので、これをこのような表現で書かせていただいているというのが①でございます。

もとより、低賃金、契約賃金以下や最低賃金以下が不適正な取扱いであることは間違いないと思いますが、そういう意味では、この不適正な取扱いの中に含まれるものではございませんけれども、この表記の仕方といひますのは、低賃金以外の理由、ここをまとめてこの形で書かせていただいているといひます。

○葉梨委員長 だから、「等」の中に入っているのかどうかと聞いているんですよ、山尾さんは。

(山尾委員)だから、さつきから変わっていない。入っていないと言っているんですよ、今も。入っていないと言っていますよ、そうですよねと呼ぶ。

○和田政府参考人 不適正な取扱いに入っているかどうかという意味では入っておりますので、そういう意味では「等」の中に含まれますが、この表で、この労働時間……(山尾委員)ちよつと委員長、いいですかと呼ぶ。

○葉梨委員長 では、山尾さん、もう一度どうぞ。

○山尾委員 ちよつと私の質疑時間を浪費されておりますので、時計をとめていただいて、ちよつと局長と大臣と、よくよく協議していただいて、この答弁を確定させていただきませんか。さつき大臣もこのまま答弁している。この赤囲いの

中のことを言っているんですよ。これが大臣の認識なんだから。ちよつと整理してください、時間をとめて。

○葉梨委員長 わかりました。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○葉梨委員長 では、速記を起してください。

和田入国管理局長。

○和田政府参考人 大変失礼をいたしました。

低賃金(契約賃金以下)、(最低賃金以下)は不適正な取扱いでございますので、この「等」の中に含めるものとして考えていただければと思います。そうしますと、①と②の分類でございまして、①は、技能実習生の側から見て低賃金であるという、技能実習生の受取の問題でござい

けれども、②以下も、もちろん技能実習生の方の供述ではございまして、明らかに不適正な取扱いに当たるものを例示したということでござい

○山尾委員 では、局長、答弁変更ですね。

○和田政府参考人 申しわけございませんでした。変更いたします。

○山尾委員 要するに、全然煮詰まっていないで、こういう大事な評価の書きかえをしているんですよ、山下大臣。それをそのままさつき読み上げていくわけですよ、大臣が。やっぱり、これ、本当に問題だと思ひますよ、幾ら何でも。

きのう出てきた、今までの認識は間違っていました、こういうふうに変更するといったものの根幹部分が、またこの場で、申しわけないけれども、私も指摘をし、委員長も今指摘していただきました。そこでぐらぐらになつて答弁が変わるとか、やはりこれはどれだけ、政府の中でもきちつと議論されていない、しつかりした哲学がない、この技能実習生の問題についての一定の物の見方を持たないまま、その場しのぎでやっているかということですよ。

それで、じゃ、ちよつと大臣、これ、幾つか問題点を指摘しますので。大事ですから、失踪の原

因の表現、評価。そうだったら、今の点も、どのように②に記載するのが適切なのか、検討していただきたいと思っています。

要するに、本来であれば、この②の受入れ側の不適正な取扱いの中に契約賃金以下、最低賃金以下が入るということでしたので、それがあつたか入っていないかのような、それはむしろ実習生側から原因であるかのような書きぶりは改めていただく必要があるので、検討し直していただきたいと思ひますけれども、検討していただけますか。

○山下国務大臣　まず、私は、「等」の中に、不適正な取扱いによるものを示す中に、上の低賃金、契約賃金以下あるいは最低賃金以下が含まれていないということまでは申し込んでいなかったと思ひますよ。

その上で申し上げますけれども……(山尾委員)いや、局長がそう言ったじゃないですか。何言っているんですか「と呼ぶ」いやいや、私の認識は、失踪の原因としては読み上げたとおりでございします。

そして、この表現ぶりについて、これは、誤解を招くという御指摘というものがあつたのであれば、より誤解を招かない表現ぶりというものが今後PTの中で検討していただきたいと思ひます。いずれにせよ、これにつきましましては、旧の技能実習生の問題でございします。そして、それがこういった形で混乱させていることに對しては大変申しわけないと思ひます。

そして、①を特出ししていることは、技能実習法の中で、逢坂委員の修正意見にも、修正提議にも入っております、同等の報酬というのが極めて大事である、こういったこと。

これもやはり我々は踏まえる必要があるのではないかと、①というものが、低賃金として契約賃金以下、これが五％、低賃金が〇・八％というところでございします。これを特出しさせていたのだいて、この同等賃金あるいは経済上のものというのがこういったことの背景にあるのだと

いうこと。さらには、さまざま、あつせんがあつたかということがございします。そうしたことで、こういうふうな取りまとめをさせていただいている次第でございします。

○山尾委員　法務大臣、私はそんなつもりで言っていないとか、私はそこまで言っていないとか、でも今、大臣の目の前で局長は「等」の中に入っていないと言ったじゃないですか。聞いていたよ。この②の不適正な取扱いの「等」の中に最低賃金、契約賃金は入っていない、それを變更しますと局長は頭を下げてたんですよ。それを大臣が、私はそれは言っていない、そういう言い方は私は大臣としていかなものかと思ひます。

その上で、質問を続けまう。

それで、もう一つ、この「より高い賃金を求めて」という表現自体が大変問題なんじゃないかという点を言わせていただきます。

まず一点、私が手書きで写し取った別冊を見ていただきたいと思ひます。これ、下に十二番から三十一番まで、これは何か特定のものをピックアップしてあります。上から二十枚、私が手書きをしたものであります。

これを見ていただくと、月額給与というところがございます。そして、労働時間、週当たりの申告が書いてあります。

つまり、月額給与割る月当たりの労働時間で、まず、この聴取から読み取れる、本人の言うところの時給というのが換算できるということになりまう。

これは本当に私は手書きをして、自分で計算機をたたいたもので、こういった場で大変私も、こんな数字を委員会の審議でと思ひますよ、本来は行政府がちゃんとやるべきことを。だけれども、結局、この十二番から三十一番まで、そういった形で時間給を計算させていただきまう。

上から、七百五十、時給六百二十五、時給五百、時給六百二十五、時給五百、時給五百二十、次、三百六十四・五、このように続きます。

そして三十一番まで計算しますと、この聴取を受けた当事者が言っていた内容というのは、二十人のうち十七人は最賃割れしているんですよ。そのうち十五人は百万円以上の借金を抱えているというの、これを見ればわかるんですよ。これは申立てですよ。でも、そういう申立てがあつたということは事実でしょう。

このチェックリストを見てください。このチェックリストも、私、この二十人について見ました。最賃割れが十七人いるのに、最低賃金以下にチェックされているのはゼロですよ。契約賃金以下もゼロ。低賃金にチェックされたのが七名です。これは、聴取票をきちんと把握すれば、こういう申立てがあつて、こういう状況なんだというのがわかるわけです。

そういう中で、間違っていたので新しく直しましたというこの一枚紙を見ていただくと、低賃金が全体では、二十二名(〇・八％)、このように書いてあります。

私は、こうやってこの聴取票全体を見れば、最低賃金割れしている人たちがランダムに、二十だったから十七だったんです。これをきちんと分析すれば、やはり七割、八割になる可能性は高いですよ、全体を見ても、それがどうして〇・八％というこの記載で、それ以上、でも実際はこういう申立てになっているよね、このことについてどうするの、どうしてそういう問題意識が一切この法務省の評価から浮かび上がらないんですか。

○和田政府参考人　お答えいたします。

ただいま御指摘のございました点についてですが、最初の〇・八％という低賃金あるいは最低賃金のところではございしますけれども、これは、失踪の動機につきまして入国警備官が聞き取りまして、そのところで聞き取った結果をチェックして、それを取りまとめた数字でございします。

ただ、入国警備官、さまざま調べの中で、お話を伺いするときに、本人から幾らぐらい給料をもらっていたのかというように聞くことも聞くと、もとよりよくある話でございまして、この調

査の中でも調査項目としておりますので、それはまた別途本人から聞いて、本人から聞いた金額を取りまとめたものが別の欄にあるということでございますので、それぞれがそれぞれの項目ごとに聞いているものを集計したものであるということ、必ずしも連動しているものではないということでございます。

○山尾委員　最賃割れを訴えている人が、「より高い賃金を求めて」というふうにくくられて、法務省のペーパーになっているわけですね。

皆さんのちよつとお手元にあるかわかりませんが、歴代法務大臣が、より高い賃金を求めてという評価をしてまいりました。

そこで伺ひます。

この法務大臣等国会答弁一覧、これは政府は持っていますよね。

まず、例えば、平成二十七年九月三日、一枚紙の一番下、上川陽子当時の法務大臣の答弁についてお伺ひをいたします。

「これまでの調査では、多数の者について、技能実習意欲が低く、より高い賃金を求めて失踪したことが判明しておりますが、このように答弁がされております。」

「技能実習意欲が低く、より高い賃金を求めて失踪したことが判明」というのは、何を根拠にこのように大臣は答弁していたんですか。

○和田政府参考人　お答え申し上げます。

「より高い賃金を求めて」の部分につきましては、平成二十六年以降聴取しております聴取票の取りまとめの結果において、低賃金を理由とし、より高い賃金を求めて失踪した者が多数であるという評価を下しているところでございします。

また、技能実習の意欲が低いという点でございします際には、監理団体及び実習実施機関から地方入国管理官署に對しまして報告がなされます。その報告の中で、失踪前の様子として、特段の理由がないにもかかわらず欠勤が続いている、ミスが多く、注意しても聞き入れない、勝手に退社す

るなど、技能実習意欲が低いと認められる報告が寄せられている旨、会議等の場で地方入国官署から報告が寄せられておったところでございますので、それに基づきまして答弁をいただいたところでございます。

○山尾委員 なぜそうやって「技能実習意欲が低く」ということより高い賃金を求めて失踪が多くなるのかの答弁でセットで答弁されているのかということをお願いしているんです。

次のページも見てください。佐々木聖子法務省大臣官房審議官、二ページ目の上の答弁です。

「多数の場合、技能実習意欲が低く、より高い賃金を求めて失踪をしていたことが判明してございまして、」山下大臣、よろしいですか、これ。技能実習意欲が低く、より高い賃金を求めて失踪していたと。これ、二大臣含めて、これはセットで常に評価をされているということでありまして。

「技能実習意欲が低く」とより高い賃金を求めて失踪した」は、全く別次元の話をしているけれども、こうやってガチンコにさせて大臣が答弁しているんですか。

○和田政府参考人 技能実習の失踪の原因につきましては、今申し上げましたような聴取票による分析、また、地方入国管理局におきます入国警備官の聞き取り、それから失踪を生じた監理団体等からの聞き取り、こういったようなものを総合いたしましたして、このように分析しているところでございます。

○山尾委員 山下大臣、この今回私どもが手書きをさせられている聴取票ですけれども、失踪動機その他の欄、もしごらんになったなら、どのような、人権侵害とか苦しい思いをしているというその他欄があったか、御存じですか。

○山下国務大臣 個別の聴取票についてのコメントは差し控させていただきますが、しかしながら、私は、この聴取についての具体的な説明を受けて、直ちに、この聴取票から不正、違法行為がうかがわれるものについて、これは旧の技能実習制度でございます、ではあるけれども、しっかり

と調査するようにと入管局長に厳命したところでございます。

失踪原因の説明についてはよろしいですか。なぜ私がそういう説明をしたかということについては、（山尾委員）何の説明ですか（と呼ぶ）

まず、失踪原因につきましては、さまざまなエビデンスに基づいて法務省として認定しているものでございます。

そして、その中に、例えば、今回の中にもあります聴取結果、これも大きな要素でございます。ただ、他方で、実際の聴取票に基づく記載だけではなくて、聞き取りのときやりとりであるところから聞き取るような場面、そういったものをさまざまな総合考慮しているわけでございます。そういったことを踏まえてこのような答弁になっているというふうに承知しております。

○山尾委員 結局、質問には冗々という言葉で逃げましたけれども、私は、大臣、本当にこのその他欄、個別のストーリーでどういう叫びがその他欄に書いてあるのかということ、別に、この事件番号の何番の人がこう言っていたとか、誰々という名前の人がこう言っていたとか、そういう必要は全くないので、そのストーリーが一つも語られないということは大変不満です、それこそ。

私は、この聴取票を見せていただいて、これは局長、つきますよ、次。二十九年の聴取票のその他欄の一部を見ただけでも、なぜ失踪したのかのその他欄に、残業代出ない、残業代出ないとたくさんありました。これは、私たち野党がこの間に手書きで写したものですけれども、残業代がもらえない、残業代が出ない、残業代が出ない、病気になる、残業代がもらえられそうにない、理由もなく海を泳がされた、けがの補償がない、同僚の実習生が寮の規則違反をしたため実習生六人全員が解雇された、解雇すると急に言われたから、あ

るいはセクハラ、先輩からのいじめ、婚姻を認めてもらえなかった、こういう実習生側が受けている人権侵害とも言えるような叫びがたくさんあ

て、恐らくこれは二十八年、二十七年、二十六年の聴取でもあったでしょう。そういうものがあつたにもかかわらず、これも公開していただけないから私たちわかりませんよ。でも、あつたでしょう、二十九年にこれだけあるなら。

にもかかわらず、なぜ歴代法務大臣は、そうやって、技能実習意欲が低くというところはいつもいつも強調して、こういった状況、受入れ側に問題があるのではと強く疑われる事情についてはあえて言及をしない答弁がずっと続いているんですか。

この問題について、山下大臣、どう思われますか。

○山下国務大臣 これは、先ほどの、恐らく、委員お示しの一覧表では、二十七年八月からの答弁が最初だろうと思いますが、私どもは、この古い技能実習制度の問題意識は共有していたところでございます。だからこそ、新たな技能実習法を、野党の皆様の多くの御賛成もいただいて、二十八年十一月に成立させたということでございます。その施行対象でない、この二十九年当時の失踪の聴取票ではありますけれども、これに対して、人権侵害のようなことがあるのであればしっかり調査するようにということは改めて入管局長に私から指示をしたところでございます。

そういうところでございまして、我々は、この二十八年十一月に成立させた技能実習法は、委員御指摘のものも含めて、そうしたことがあつてはならないということをしっかりと踏まえた上で、内閣提出法案としてそのような法律を出させていたでいておる。そして、昨年十一月から施行になった、これをしっかりと運用していきたいというふうに考えております。

○山尾委員 じゃ、山下大臣、どうして新しいペーパーでは人権侵害行為等という言葉を使わないんですか。もしまして、落ちたこと知らないんですか。

○葉梨委員長 和田入国管理局長。（山尾委員）いや、大臣にちょっと聞きたいですよ。今大臣が、

人権侵害行為などがあればちゃんと調査するようにと自分は命令したと言っているんだから。そう言いながら、何で新しいペーパーではあえて人権侵害行為という言葉を使落としているんですか、前のペーパーにはあつたのに（と呼ぶ）

和田入国管理局長、あなたがつくったんでしょ。

○和田政府参考人 特段、ここにおきまして人権侵害等という言葉を使落としたことに大きな意味があるわけではございませんで、受入れ側の不適正な取扱いという中に含まれているものということに御理解いただければと思います。

○山尾委員 全く理解できませんね。人権侵害行為等、要するに、不適正な取扱いの中にも、さらに、やはり人権侵害と呼ばなければならぬものもあるという認識を少なくとも前は示していたんでしょ。それをどうして特段の事情なく落とすんですか。

大臣、よろしいですか。ちょっと目と目を合わせてもらっていいですか。

新しいペーパーに人権侵害行為がなくて、古いペーパーには人権侵害行為という言葉があつたというファクトを今の時点で御存じでしたか。

○山下国務大臣 いや、もとより認識しております。

そして、これは、正確に書くために、労働時間が長い、暴力を受けた、帰国を強制されたと書いてあるので、暴力を受けたというのはもう人権侵害であることは自明でございますね。そういったことをきちんとその内訳を示すということにより適正に御説明できるのではないかとこのように考えておるわけで、人権侵害行為という言葉を用いるということではなくて、こういったものを直視しながら、旧制度の技能実習生のことではございませけれども、これも含めてしっかりとやっていきたい。

その思いで、門山政務官をヘッドとするプロジェクトチームを立ち上げて、しっかりと対応していただきたい、そして、人権侵害が認められる

ようなものについてはしっかりと調査するように
ということを変更して入管局長に指示したところ
でございます。

○山尾委員 もともとあった言葉がなくなるとい
うのは大きな意味を持つことが大いにあるん
です。それは、特段の事情なくということでは
ないんです。もともと人権侵害行為に当たる
ものもあるという認識が示されていて、それが
なくなっているわけだから。これもぜひしつ
かり検討していただきたい。あつたものをな
くすのをやめていただきたい。

その上で、もう一点質問をいたします。
これは局長に聞きます。多分、現大臣に聞い
てもわからないと思いますので。

先ほどの歴代大臣の答弁ペーパー、こうや
つて、大体、より高い賃金を求めて、技能実
習意欲が低い、こういう答弁を繰り返してき
た歴代大臣の答弁です。

その二枚目をめくっていただいて、井上宏法
務省入国管理局長の井出庸生議員に対する答
弁です。二枚目の下の段です。二パラグラフ、
「その中で、技能実習生側に責めがあるとい
うのは非常に悪質な場合でございます。例え
ば、より高い賃金を求めて失踪した場合であ
りますとか、おおよそ指示、命令を聞かずに
労働を放棄して働かなくなってしまうとか、
業務を妨害するとか、そういう非常に悪質
な場合でございます。」

より高い賃金を求めて失踪した場合が非常
に悪質な場合というふうにイコールでくく
られているんですけれども、この答弁は今も
維持されるんですか。

○和田政府参考人 お答え申し上げます。

この例えばの中にあります「より高い賃金
を求めて失踪した場合」というのが具体的にど
のようなものを指すのかということとはさ
まざままでございまして、非常に悪質
な場合もあるかというふうに考えている
ところでございます。

技能実習生側に責めがある場合もあるとい
うこととございまして、技能実習生が今
回の調査の対

象になった場合といえますのは、職場から
離れて失踪した後、更に就労しているとい
う場合で、そこで、退去強制の容疑がか
かり、退去強制で調べられている中で、お
伺いしている中で、そういう場合の中で非
常に悪質なケースもあるということ
は事実でございますので、特段この答
弁を変更するということは考えておりま
せん。

○山尾委員 山下大臣、見ていただければ
わかるのとおり、歴代大臣は、この、より
高い賃金を求めて失踪した場合に、そ
ういふことを、今局長がいろいろ言
ったけれども、今の答弁を読んだら自
明じゃないですか。より高い賃金を求
めて失踪した場合の中にはあるん
でございまして、そういう非常に悪
質な場合も中にはあるんでござい
ます。より高い賃金を求めて失踪
者について、労働放棄とか業務妨害
と完全に並列させて、非常に悪質
な場合と言ってきたんです、法務省
が。

そのほかの答弁でも、要するに技能実
習意欲が低くということとセットで、実
習生側がつかい思っているという事
情はあえて答弁に載せず、こ
ういふ形、より高い賃金を求めて
失踪したという表現を法務省が使
ってきたんです。そこに大きな問
題があると言っているんです。数
字の間違ひも大変な問題。しかし、
それを更にくくって、表現で誤
ったイメージをつくっていく、つ
くり上げていく、それを答弁で拡散
していく、それが大問題だと言
っているんです。

だから、新しいペーパーでまた、より
高い賃金を求めて、こういう表現は
やめていただきたいと思
うんですけれども、いかがですか。

○葉梨委員長 どちらが答えますか。

○山尾委員 大臣、答えてください。大
臣しか、変えるとか変えないと言
えないでしょう、局長。(山下国
務大臣「ペーパーをつくるのは局
長です」と呼ぶ)

○葉梨委員長 入国管理局長。(山
尾委員「いやいや、委員長、何
ですか、ペーパーをつくるのは局
長です」と呼ぶ)

まず答えます。その上で、大臣に
答えさせ

ますから、ちゃんと。

○和田政府参考人 お答えいたします。

この技能実習の失踪結果の分析を
取りまとめるのは事務方の責任で
ございまして、私の方が責任を持
っているところではございません。

ただ、大臣から先ほど御説明あり
ましたよう

な……(発言する者あり)

○山尾委員 そういう中で、新制度
の法案審議にこんな粗雑に入
っていくということは全くも
って私は大変遺憾でありますし、
これから先、大変長い疑問を
しつかりぶつけて、まともな
答弁をしていただきたいという
ふうに思っております。

○葉梨委員長 以上で山尾志
桜里君の質疑は終了いたしました。

○山尾委員 以上で山尾志桜里君
の質疑は終了いたしました。

○和田政府参考人 プロジェクトチ
ームを設けて、そこでさ
まざま御検討することござ
いまして、そのプロジェクトチ
ームの検討結果も踏まえて、我
々の方で更に分析を重ねたい
と思っております。

○山下国務大臣 済みません。先
ほどちょっと、ペーパーをつ
くるのは、要するに、これを
私がパソコンで打つてつ
くるわけではないので、その
ことを申し上げたわけでは
ございませんが、「より高い賃
金を求めて失踪」ということ
につきま

して、これは失踪の原因として
どういふふうな事実認定する
かということとござい
ます。そうしたことにつ
いて、さまざまな情報、そ
ういったことを踏まえて認
定しているものというふう
に考えております。

それをどのように表現するかに
つきましては、事務方、さら
には、実態把握のあり方につ
いては、これは門山政務官
をヘッドとした運用に関
するプロジェクトチームでし
つかりと検討していただ
きたいというふうに考
えております。

○葉梨委員長 質問時間が終了
しております。

○山尾委員 まだまだ質問の
序の口に入ったところ
であります。

これは、二重に間違
った数字を利用して、より
高い賃金という、あたかも
実習生側に責めがあるよ
うな表現でくるんで、歴
代大臣がこの国会で答
弁を続けて、誤った認
識をばらまいて、旧制
度、旧制度と一生懸命
言っていましたけれども、
新制度の後だつて失
踪者は激増している
じゃないですか。

○葉梨委員長 簡潔に願
います。

○葉梨委員長 この際、お諮
りいたします。本
案審査のため、本
日、政府参考人
として法務省
大臣官房政策
立案総括審議
官金子修君の
出席を求め、説
明を聴取いた
したいと存じ
ますが、御異
議ありませんか。

〔異議なしと
呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認
めます。よつて、
そのように決
しました。

○逢坂委員 次は、逢坂誠二君。
○逢坂委員 逢坂誠二でござ
います。よろしく
願います。

きょうは、与野
党合意のない中
で、いびつな形
で委員会がス
タートされて
います。さ
まざまなイ
レギュラーな
ことが起こ
るような気が
します。す
けれども、委
員長、よろ
しくお願
いいたします。

委員長に一点確
認したいん
ですが、こ
の法務委員
会の採決の
時期という
のは決ま
っているの
かと。

と申しますのは、
与野党の国
対委員長が、
総理が外遊
する前まで
に参議院に
送らねば
ならない
といった
ような発
言をされて
いるん
ですが、こ
れは与野
党、野党
理事の間
で合意さ
れている
んですか。

○葉梨委員長 採決の時期につ
いては、理
事会等でも
話題に上
ったこと
もござい
ません。

○逢坂委員 了解でありま
す。しつかり
その点を
確認させ
ていただ
いた上で、
質疑に入
らせてい
たくださ
い。

私は、やはりこ
の問題は
国家百年
の計にか
かわる問
題だと思
いますの
で、十分
な質疑が
必要だと

思っております。

その前に、冒頭に、私、共謀罪の議論のときも随分法務委員会でご質問させていただきましたが、共謀罪の議論のときは、事務方が立て板に水の答弁で、大臣がほとんど答弁できなかった。今回はどっちも答弁がスタックしているような気がして、共謀罪のときに先が思いやられるなどという印象を、冒頭、今持っております。ぜひよろしくお願いいたします。

それじゃ、質問させていただきます。

まず最初に、きょうは、私は制と事実関係をたくさん確認をさせていただいたんですが、まず事務方にお伺いします。話題になっております聴取票ですか、これによるヒアリング、聞き取りというのはいつから行われているのでしょうか。

○和田政府参考人 お答えいたします。

平成二十六年三月の通知に基づいて行ったのが初めてでございます。

○逢坂委員 それでは、二十六年三月ということでありまして、それ以降、年ごとに何人から聞き取りを行っているのか、最新のデータまでわかりますか。

○葉梨委員長 どうですか、わかりますか。

きのう何か資料をいただいたような気がするけれども、きのう資料をいただいたような気がしますが。

○和田政府参考人 申しわけございません。

平成二十六年の三月から十二月の聞き取り総人数が千二百四十四名でございます。続きまして、平成二十七年分につきましては、二千三百四十二名から聞き取りを行っております。続きまして、平成二十八年分につきましては、三千三百十六名からの聞き取りを行っております。平成二十九年分につきましては、先般お届けしたものでございます。

○逢坂委員 三十年はいかがですか。

○和田政府参考人 三十年はまだ年の途中でございまして、これは一月から十二月までを集計いたしますので、まだ最終的な取りまとめには至って

おりません。

○逢坂委員 現在わかっているものだけでも、大体これぐらいということにはわからないんでしょうか。失踪されている方が四千名というふうに向っておりますので、そのうち大体これぐらいは聞いているということぐらいはわかりますでしょうか。

○和田政府参考人 まだ途上のものでございますので確定値は申し上げられませんが、現時点で二千は超えているという報告は受けております。

○逢坂委員 それで、二十九年の聞き取りについてお伺いしますけれども、二十九年の聞き取りの中で、最低賃金、この聴取票の中にありますけれども、低賃金(最低賃金以下)というところにチェックをされたものというのは何件あったのでしょうか。

○和田政府参考人 二十九年でございます。二十九年で失踪動機の欄の低賃金(最低賃金以下)にチェックした方は、チェックしたというか、聞き取ってチェックしたものは二十二名でございます。

○逢坂委員 この聞き取り、聴取票というのは、どういう場面、どのような状況でつくられるのか、少し細かく説明していただけますか。

これが技能実習の実態を知るために非常に重要な手がかりになるわけですので、どういう条件の中で聞き取られているかがわからないと、この聴取票に出てくる事実をもとにいろいろ議論しても誤ったことになってしまいますので、まず、そういった条件を聞かせてください。

○和田政府参考人 お答えいたします。

入管法の第二十七条及び第二十八条で、入管法違反の容疑者に対しての違反調査を実施いたします。この違反調査の実施対象者が、例えば最終的な在留資格が技能実習であるなど、失踪した技能実習生であるということが判明した場合に、法務省から指示をしております聴取票に基づいて、入国警備官が聴取を行っているというものでございます。

○逢坂委員 その聴取というのは、任意、強制性が伴う、そのあたりはいかがですか。

○和田政府参考人 任意の取調べでございます。

○逢坂委員 聴取した結果というのはどのように利用されるのか、それについてはいかがですか。

○和田政府参考人 この聴取の目的といいますのは失踪原因の分析にございまして、聴取した結果をエクセルのデータをつくりまして、そのデータのファイルを本省に月ごとに送りまして、本省の方でファイルを、またデータを整理して一年ごとにまとめていく、こういうような作業をするためにつくっているのが本来の目的でございます。

もとより、その聴取の結果によって何らか関係機関に告発すべき事情が生じたりするような場合には、そういうようなものの端緒として利用される場合もあるということでございます。

○逢坂委員 先ほど、二十九年で二十二件、最低賃金のチェック欄にチェックがついていたということでありまして、最低賃金以下というのは、これは合法なんでしょうか。

○和田政府参考人 実際に最低賃金以下ということになるならば、違法ということになるかと思えます。

○逢坂委員 違法なケースが見つかった場合は、どのような対応をされているんでしょうか。

○和田政府参考人 この聞き取りはあくまでも御本人の申告だけでございますので、それだけでは確度のあるものというふうに言えない場合もございますので、そのほか、状況等、確度のある情報であるということになれば関係機関に御連絡する、そういうようなことでございます。

○逢坂委員 確度のある情報であるかどうかをどのように確認しているんでしょうか。

○和田政府参考人 御本人の供述の内容でございまして、あるいは必要に応じて監理団体等への問合せを行うなど、そういうようなことでございます。

○逢坂委員 二十九年のこの最賃以下にチェックした二十二件全件について、そのようなことはや

られているでしょうか。それとも、そのうちの何件かについて行われたか。そのあたり、いかがですか。

○和田政府参考人 個別の事案につきましてはお答えを差し控えていただきますが、一般論として申し上げますならば、その供述内容等によって、その供述態度あるいは供述内容等によりまして、どのような対応をするかというのは区々であるかと思われます。

○逢坂委員 私は、個別の事案について聞いているのではありません。二十二件のうち何件行われたか、確度のあるものなのかどうかという確認作業をやったか、ただそれを聞いていただけです。

○和田政府参考人 申しわけありませんでした。そういう観点からの統計はとっておりません。

○逢坂委員 統計をとる、統計という言葉の概念がよくわかりませんけれども、要するに、その数字はわからないという意味ですか。

○和田政府参考人 これは各地方入国管理局において行われている事柄でございまして、その全てについて把握しているわけではございません。

○逢坂委員 その言葉を別の日本語で言うと、本省では、二十二件のうちどれほどが確度のある情報であるかを確認したかどうかはわからないというところでよろしいですね。

○和田政府参考人 本省では把握していないというところでございます。

○逢坂委員 大臣、ここがやはり一つの問題ではないかと思えます。

明らかに違法だとわかっているところにチェックをしている、だがしかし、違法であるかどうかを更に詳しく調べているかどうかについては本省では把握していない、こういうことが違法行為を放置していたというふうに言われかねないことになつていないのかと私は思っています。

もともとこの問題をやりたいんですけれども、それで、大臣、現在公開されているこの聴取票、ありますね、これ、我々が今手書きで一生懸命やっております。一時間に頑張っても二十件くら

いしか書き写せないものですから、野党四人が協力してやっても相当の日数がかかるんですが、この票、公開した個票ですけれども、この中に、刑事訴追のおそれがあるとか、プライバシーの侵害のおそれがあるというようなものはあると思いますか。

現在公開されているものです。プライバシーの項目はマスクされていますし、刑事訴追のおそれがあるものというのがあるというふうに思われますか。

○山下国務大臣 今の開示のコピーにおいても、やはりさまざまな情報を総合すればわかる部分もあるんだろうし、また、そうしたものを、これは先ほど言った、違法なものがあるのであれば、違法、不正なものがあるのであればしっかり調査するようにということも申しているところでございます。

そうしたものを例えば公開するということにおいて、対象となるところで例えば罪証隠滅などがなされてしまうということもあり得るわけでございまして、そうしたものとして対応をさせていただいているというふうに承知しております。(発言する者あり)

○葉梨委員長 静粛に願います。

逢坂君、質問を続行してください。

○逢坂委員 今、山尾委員が言ったのと全く同じことを私も言おうと思っていたんですが、刑事訴追のおそれがある、そういうものがあるのであれば、これは公開しないでくれと言わなきゃいけないんじゃないですか。それをあえて出しているんですか。これはいかがですか。

○葉梨委員長 政府、答えられますか、これ。理事懇で協議していることなんです。

○和田政府参考人 少なくとも公開したものではありませんで、私どもの認識といたしましては、今回のものにつきまして、私ども、大変不手際がございまして、ミスをして、その原票をぜひ見る必要があるということで、委員長の御差配によりまして、非常にこくわずかなところをマスク

キングしたものを閲覧していただくという、そのような措置をとったものというふうに承知しております。

○逢坂委員 閲覧してもらったために、公開したとの認識はないと。閲覧してもらおうと。閲覧をして、書き取りはそれじゃ、禁止しているんですか。

○葉梨委員長 そこは理事懇の申合せですので、理事会で協議いたします。

一応、手書きでメモをとることまでは理事懇で

許容の範囲であるというふうに認識しています。○逢坂委員 そういうことであるならば、刑事訴追のおそれがあるというふうに先ほど大臣は言った、それを我々は書き取りをしている。我々はそれをおそれないんだろうと思っているんですが、大臣、先ほどの答弁、変わらないんですか。刑事訴追のおそれは本当にあるんですか。

というのは、個人の特定もできないんですよ、これから見れば。個人の特定もできないようなもので、それぞれの事案が具体的に何かということ、個人の特定ができないから誰それさんのものだということとはわからない、そういうことで出しているんですかね、逆に言うならば。

それじゃ、事務方に聞きます。これは個人の特定はできますか。

○和田政府参考人 この書類から直ちに個人の特定ができる部分をマスクングをさせていただいております。

ただ、今回のマスクングをしていない部分にはさまざまな手書きの部分等がございしますので、そういったところから、例えば、どういうように入国警備官が書いているのかなど、さまざまな情報があるままの形であらわれた場合には外に出るのではないかとこのことを懸念しているところでございます。

○逢坂委員 今入国警備官の話がされましたけれども、それはなぜ、個人の情報が特定されているもので入国警備官のことが推測される、特定できるんですか。

○和田政府参考人 今回開示しております部分につきましては、マスクングを施したのは、特に要保護性の高いといえますが、プライバシーの観点から要保護性の高い部分をマスクングさせていただいております。

それ以外の部分につきましては、相当程度、皆様に見ていただくということで、開いております。そこは、入国警備官等が手書きで書いている部分も多数ございます。

そうしますと、そういうようなものを照らし合わせていきますと、大体これは、文書を書いた人の同一性といえますか、そういったものが特定される場合もあり得るのではないかとこのことを考えているということでございます。

○逢坂委員 私、書き写してみた結果、その同一性がわかるなどというものは私には感じられませんでした。

まず、我々が書き写していますから、筆跡の問題は全く関係ないということは理解していただきたいと思いますよね。

あと、同一性というのは例えばどういうところですか。

○和田政府参考人 今申し上げましたのは、書いている方が同一の人物が書いているというようにございまして。

また、マスクングをしたとはいえ、これが広く今のマスクングの形で一般に公開されますと、自己の供述した内容が他人に知られるということがございまして、調査ないし捜査への協力の点で支障が生じるということを考えているところでございます。

○逢坂委員 同一の人が書いているということがどうしてわかるんですか。

○和田政府参考人 それは種々、筆跡等あるいは書く癖などもございしますので、そういったようなものから、どういう人が聴取したのかということとが判明する場合はあるかと思えます。

○逢坂委員 誰の訴追のおそれを懸念しているんですか。どうもよくわからないです。

○葉梨委員長 警備官が特定されると、ある事件が特定されてしまつて、相手も特定されかねないということかな。

○和田政府参考人 要するに、個人の特定につながる情報になるということが一つ、警備官の関係で、ございまして。あるいは、供述内容そのものが広く知れ渡ることになりますと、調査、捜査への協力に支障が起り得るということでございます。

○逢坂委員 それじゃ、どうやって技能実習の実態というのを知るんですか。そして、我々はどうやってそれを把握すればいいんですか。

皆さんはこういうものを聞き取りをしている、だけれども、それを全面公開したら、全面公開といつても、個人情報ばちゃんとマスクしてと我々は言っているんですよ。それすら公開できないといつたら、どうやって実態を知るんですか。

○和田政府参考人 私どもはその調査の結果につきましてまとめたものをお出ししておりますので、それを皆さんになつていただくということと、その内容の正確性につきましては、現在、皆様に閲覧という形で確認していただいているところではございます。

○逢坂委員 取りまとめがまず信頼できないというところが今回二件続いたことは承知していますよね。厚生労働省の裁量データの問題と、今回のこの件もそうですよね。だから、取りまとめそのものを見てくれというのは、まず信頼できない。それに当たって、だから、個票をちゃんと見せてほしいと言っている。

ただ、今、個票を見られるのは原則理事限りですよ。野党というならば四人か五人ですよ。こんなもので二千八百枚見ると。それから、先ほどおっしゃっていましたけれども、過去のものもチェックしなきゃならぬと私は思っているんですよ。全部足したらこれは何枚になりますか。一万枚超えるんじゃないですか。

では、それが終わるまで、国会審議、少し待つんですか。どうするんですか、こんなもの、実態

もわからないのに。大臣、いかがですか。

○山下国務大臣 お答え申し上げます。

先ほどの申し上げました、例えば、こういった先ほど山尾委員が配られたものを見ますと、委員においては特定できないかもしれないけれども、これが一般に、例えばインターネットで公開されたり配布されたら、例えば、中国人の男で二年六カ月で失踪したな、送り出し機関について四十万円と言っていたな、あるいは何々と言っていたな、職種はこれと言っていたな、給料はこれだなどというふうなことが一般に配布された場合、思い当たる対象もいるわけでございます。

そして、私は局長に対して、違法性が認められるものに関してはしっかりと調査するようにというふうに指示をしているわけでございます。これが一般に公になるようなことがあれば、思い当たるものであれば、これはうちのことを言っているということがわかることもあり得る。そういったことで、例えば隠滅のおそれ等があり得る、調査忌避のおそれがあり得るということでございます。

加えて、こうしたものが、マスキングをするにせよ、自分のしゃべった内容が一般に公開されるのだというふうなことが技能実習生の間で共有されてしまいますと、こういった聴取というのは任意のものでございますから、いづれ、もしかしたら仕返しを食らうかもしれないというのを恐れて、調査に協力をしないかもしれない。そういったものもおそれがあるところでございます。だからこそ、これを開示するに当たっては、これはあくまで理事会の御決定に従ってお示しするというところでございまして、私としては、広くお配りする、インターネットで公開するということについては、応じるといのは大変不適当ではないかというふうな考えておるわけでございます。

○逢坂委員 では、我々はどうやって実態把握すればいいんですか。

○山下国務大臣 その上で、今回、理事会の御決定に従って、この理事においては個人の特定がで

きないであろうという情報について、可能な限りマスキングの部分を小さくして、それでお示ししている。

その趣旨は、逢坂委員が例えば修正提案をされて、そして二十八年十月二十一日にこの法務委員会でも可決された技能実習法、この運用をしっかりとやっていきたい、それに資する情報を野党の理事の方々にもお示しして、そしてこの国会において議論をしていきたいということでございます。

この対象となったのは旧技能実習制度のものでありますけれども、それにおいても、やはりそういう人権侵害あるいはその他不適当な点があるのであれば、しっかりと調査した上で、そして対応させていただきたいということでございます。

○逢坂委員 何を答弁されているのか全くわかりません。我々はどうやってそれじゃ実態を知ればいいんですかというのを聞いています。これは要するに、では、一枚一枚これからも手書きでやるんだ、そして、大臣としては、それが表へ出ることは不適当だということを言っているんですか。

○葉梨委員長 逢坂委員に申し上げます。

この閲覧の仕方については、既に一回、理事会において、理事懇でしたか、与野党が全て同意をして、我々が決めた話でございます。

それで、それについては今理事会でまさに議論の最中でございますから、これは政府の責任で、ここまでを閲覧させるとか、コピーをするというのを決めたわけではないということを御理解をいただきたいというふうに思います。(発言する者あり)

○逢坂委員 まさに今、山尾委員が言ったんですけれども、今まで、見せないで大臣が言ってきたんですよ。まあ、それはそれでいいでしょう。脇に置くとして、我々は手書きでやっている。これはそれじゃ、理事会の決定だとしましょう。

でも、大臣の先ほどの答弁を聞けば、それを公開することは不適当だという認識を持っているということですか。

○山下国務大臣 私どもとしては、広くお配りすることにについては応じられない、不適当であるというふうな考えておるわけでございます。それは先ほど申し上げた理由でございます。

○逢坂委員 技能実習がどういう状況になっているかということは、やはり国民の皆様もしっかりと認識をすべきだと思うんですよ。

繰り返して、きのうも同じことを言わせていただきましたが、今回の入管法の改正は、現行の技能実習制度の上にといいましょうか、それと連結させる形でこれができているということですよ。今の技能実習制度がなければ、今回の入管法改正というのは今回のような形にはならない。だから、それと連結している、密接不可分なものだというふうに思うんですけども、その点いかがですか。

○和田政府参考人 制度といたしましては、技能実習制度と、それから今回の制度というのは全く別のものでございます。

ただ、特定技能一号に入る受入れの中に、受入れされる中に、一定の能力を有しておられると認められる方の中に技能実習二号修了の方が入れられることがあるという、そのようなことでございます。

○逢坂委員 制度の説明が今ありました、大臣は、今の技能実習制度と今度の新たな特定技能一号、二号、これは密接不可分の関係だということには思っていない。

○山下国務大臣 法的に申し上げますれば、在留資格としては別物ということになります。根拠法も異なるということでございます。

そして、一定の技能実習を修了した者が例えば特定技能の一号の要件の一部に該当するということがあるということは、それはそうかもしれません。

ただ、そのほかに、例えば特定技能雇用契約であるとか、そういったさまざまな要件、これを満たして我々が定める省令の基準に合致してもらう必要があるという意味では、密接不可分というま

ではなかなか言えないのではないかと思っております。

ただ、この新たな人材受入れにつきましては、これは、逢坂委員も賛成された、そして、ここにおられる野党の委員の方も賛成された新たな技能実習法の中で、例えば、外国人をより保護するために必要だと思われる仕組みについても参考にさせていただいたことは事実でございます。そういったところであるということをお理解賜ればと思います。

○逢坂委員 密接不可分とは言えないという答弁がありました。

それで、その点でいうならば、先ほども、多分、山尾委員も聞いていたかと思うんですが、今回、特定技能に技能実習から移行されると予想されている方はどれぐらいいるんですか。

○和田政府参考人 先ほど御答弁いたしましたとおりで、初年度は五〇から六〇％ぐらい、五年見込みで四十数％ということでございます。

○逢坂委員 初年度、五割から六割、技能実習から移行するんですよ。半分以上、技能実習ですよ。それでも密接不可分でないんだ、そういう答弁ですか。

○山下国務大臣 先ほど局長が挙げた数字で密接不可分かどうかということについては、必ずしもそうではないのではないかとこのように思っております。

そもそも、制度が異なります。そういったところで、密接不可分かどうかという問いに対しては、密接不可分ということではないというふうにお答えせざるを得ないと思います。

○逢坂委員 密接不可分ではないという答弁でございました。

それでは、個票の公開その他につきましては、委員長もお話しなされましたとおり、理事会で今後また協議をするということですから、私の希望としては、現在出されている程度のものであるならば、コピーをして、みんなに渡しても構わないのではないかとこのように思っております。

更に加えて、過去に調査したもの、二十六年から三十年まで、これを全部足すと一万ぐらいになるんでしょか、それらについても公開をして、技能実習制度の今の課題、問題点をつまびらかにするべきではないかということを委員長に申し上げさせていただいて、ぜひこれは理事会で協議していただきたいと思っています。

○葉梨委員長 御意見は承りましたので、今、理事会でもお話ししている最中です。

○逢坂委員 はい、よろしく願います。

今回の入国管理法の改正ですけれども、この中で目的規定が変わるわけですね。入国管理、この点についてはどちらかというと強化される方向というふうに思うわけですが、大臣にまずお伺いしますけれども、移民政策と呼ぶかどうかは別として、海外から国内に入ってくる。そうしたときに、一般論として言われるのは、入国管理政策と、いわゆる古い言葉で言うところの統合政策といひましょか、最近の言葉で言うところの多文化共生政策というんでしょうか、単にその出入国を管理するだけではなくて、それ以外の政策も必要なんだと。この二つがあつて、移民と呼ぶかどうかは別にしても、よそから人々が国に入ってくる時に非常に重要なものである、両方が必要なんだというのをよく言われているわけですが、この認識は大臣も変わりますか。

○山下国務大臣 結論から申しますと、同じでございます。

と申しますのは、まず、出入国、在留を適正にやっていたら、これが大前提でございます。そして、それについては、やはりしっかりと管理をせざるを得ないんだというふうに思っております。

そうした中で、我が国に適正に入国、そして在留していただく方々について、この外国人材について共生をするということは極めて大事であろうということ、今、関係閣僚会議等で総合的対応策ということを検討しているところでございます。

す。

○逢坂委員 そうであるならば、なぜ、今回の法目的の中に、出入国の管理のことだけに言及をして、それ以外の政策、統合政策と呼ぶか多文化共生政策と呼ぶかは別にして、その面についての記述がないのか。今回、外国人の入国の制度を大きく変えるということであるならば、両方きちんと書くべきではなかったかと私は思っています。

それで、法務省が、今回、法ではないけれども、法ではない別の形でその総合政策みたいなものは担うことになったことは承知はしておりますけれども、法律上も明確に位置づけるべきではなかったかと思うんですけれども、いかがですか。

○山下国務大臣 まず、所管法でございますから、その省庁の所管というものが枠があるということでございます。

そしてもう一つは、共生のための総合的対応策というのは、法務省の所管の中でのみできるものではないということでございます。例えば、地域における多文化共生の取組の促進、支援、公営住宅、民間賃貸住宅等への入居支援、防災対策の充実、社会保険の加入促進など、さまざまな取組が必要で、これはやはり政府一体としてやる必要があるということ、関係閣僚会議が開かれておるわけでございますけれども、法務省が所管する入国管理法の中にそれを書き込むというよりは、これはもう総合的対応策としてしっかりとやっていくということが今の政府の方針であるということでございます。

○逢坂委員 所管法だから書けないというのは、一部理解できなくもありません。であるならば、外国人が入ってくるこの政策が重要だというふうにも感じているならば、基本法をつくれればよかったんじゃないですか。そういう思いは持ちませんか。

基本法をつくった中で、入国管理もちゃんとやる、多文化共生政策もちゃんとやる、そして、その中でそれぞれの所管はどうするんだということをやるという方法だつてあつたはずなのに、な

ぜ、多文化共生の方だけは法には明記がないんですか。所管法だからというのは、それは縦割りの論理ですよ。いかがですか。

○葉梨委員長 総合調整をやるんでしょ。

○山下国務大臣 お答えいたします。

まず、基本法がどうかにつきましては、これは、今回お願い申し上げているのは、深刻な人手不足、これについて、その産業分野について新たな人材を入れるということ、そしてまた、入国外国人や在留外国人の激増に伴つて、出入国在留管理庁をつくつていただきたいという、入管法あるいは法務省設置法の改正ということをお願いしているわけでございます。

さらに、基本法が必要かどうかについては、所管外の事項も含むのでお答えは差し控えていただきますが、ただ、これは、今各省庁が持つている権限の中で、それをしっかりと総合調整することによって、各省庁が持つている権限を、今の法律をしっかりと運用していただくことによってできるのではないかとことも考えられるところでございます。

そうした意味において、私ども、今回その総合調整機能もお認めいただいたところではあります。が、その総合調整機能を生かしながら、各省庁において、それぞれ、その持つ権限をしっかりと發揮していただいて、多文化共生社会あるいは外国人の共生、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに考えております。

○逢坂委員 それじゃ、結論的に言いますと、法には、多文化共生とか統合政策とか、その規定はない。ないけれども、総合調整によつてそれができるのではないかとという答弁がありましたけれども、できるのではないかと、そういう理解でよろしいですか、結論的に言うと。

○山下国務大臣 今回の法律につきましては、法律事項として必要なものを改正をお願いしているところでございます。

他方で、法務省に対して、権限の中で、例えば、閣議決定において、「外国人の受入れ環境の

整備に関する業務の基本方針について」ということに基づいて、法務省が行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行うこととされているわけでございます。

そうした閣議決定に基づく総合調整ということ踏まえて、今、関係省庁とともに検討を行っているということでございます。

○逢坂委員 今の答弁の内容は理解しております。

だから、法律には規定がないんだ、入国管理に関する規定は法律には規定はあるけれども、それ以外のいわゆる統合政策あるいは多文化共生政策、それについては規定はない。ただ、閣議決定で法務省が総合調整せよと言われたから、その中でできるのではないかと判断をしている。そういうことでよろしいですね。基本的なことですよ、これ。

○和田政府参考人 お答えいたします。

今回の設置法の改正の中で、出入国在留管理庁の任務の中で、出入国管理庁は、「前項に定めるもののほか」前項というのは「出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ること」でございます。が、このほか、「同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする」という規定がございます。この規定によりまして、総合調整政策をきちんとやっていくということでございます。

○逢坂委員 そこも理解はいたしております。だがしかし、目的規定の中に入れていない。だから、私は、統合政策とか多文化共生という観点が非常に薄いのではないかと、そういう指摘をさせていただいているわけです。しかも、それは閣議決定でやるんだということですから、それは閣議決定でやるんだとか。法文上も明確に書いておくことが必要だったのではないかと指摘をさせていただきます。

それでは、次、たくさん聞きたいことがあつて、制度的にわからないこともいっぱいあるものですから。

時間の都合もありますので、それでは、介護のことについてお伺いをしたいんですけれども、きょうは、厚生労働省は来ておりませんけれども、介護の、制度的な事実だけ伺いたいと思います。

介護分野で、来年、何人の入国を予定されているのか。これは事務方、わかりますよね。

○和田政府参考人 今現在、厚生労働省からお伺いしているところでは、受入れの見込み数としては五万から六万ということをお伺いしております。(逢坂委員、来年度と呼ぶ)

失礼、初年度でございすね。初年度は五千と伺っております。

○逢坂委員 来年の五千は、これは技能実習からの移行はないと承知をしているのでありますけれども、全て試験ということよろしいですか。

○和田政府参考人 御指摘のとおりでございす。

○逢坂委員 それでは、全て試験で行うとするならば、この試験は海外で行うことになるのではないかと承知していますが、これは制度の全体のことですから個別の省庁に聞く問題ではないと私は思うんですけれども、海外で行うということによろしいですか。

○和田政府参考人 基本的には、新規の受入れの方の試験というのは海外で行うことが想定されておりますが、具体的にどのような形で試験を行うのかというようなことにつきましては、厚生労働省さんの方で今検討されているところだということに承知しております。

○逢坂委員 厚生労働省で検討されている。

試験の個別の内容は多分厚生労働省で検討するんですけれども、試験全体のグレードといましようか、介護だとか建設だとか農業だとかいろいろあると思うんですけれども、それ全体については、例えばこういうやり方をするんだとか、こういう程度の水準が確保されている必要があるんだといったようなことについての総合調整機能は、法務省は果たすか果たさないか。事務上の簡

単なことです。

○和田政府参考人 一定の専門性、技能を有しているかどうかという観点から、我々もこの分野における技能水準について議論をさせていただいた上で、最終的には分野別の運用方針の中でその技能水準を定めるということでございます。

○逢坂委員 一定の技能水準を満たしているかどうかというのは、それは多分業所管官庁の方が非常に得意なところなのかなと思うんですが、私がお伺いしたいのはそうではなくて、試験の公平性とか、あるいは妥当性というんでしょうか、試験が適正に行われているかどうかとか、あるいはもっと平たい言葉で言うならば、試験が、身がわりで試験を受けていないかどうかとか、ちゃんと時間内にやられているのかどうかとか、カンニングしていないのかどうかとか、そういうような試験一般のルールみたいなもの。

技術の水準がどうかは多分業所管官庁でやるんですけれども、そういうものというのは法務省が関与して総合調整するんですかという質問です。

○和田政府参考人 試験の適正な実施を確保すべきであるという御質問であらうかと思ひます。

これは、まず、どういふような形でその公正を担保するかということの業種横断的な共通な考え方は政府基本方針で定めます。

また、その後、それを各業所管省庁におきまして具体化して、関係関係会議において決めます分野別運用方針の項目として最終的に決定するわけでございますけれども、技能試験の実施に当たりましては、業所管省庁におきまして、試験実施時の注意事項でございすとか会場の要件などを記載しました試験実施要領を作成いたしまして、その要領の中で適正な試験が実施されるように定めることを想定しているところでございす。

○逢坂委員 介護以外にも、海外で試験をする分野というのはあるかというふうに思ひます。これは現時点でもし予測がついていればいいんですが、来年度は何か所程度で試験が行われると見込んでおられますか。

○和田政府参考人 現在検討中であると伺っております。

○逢坂委員 私、試験の実施、試験の内容そのものもそうだけれども、試験の適切な実施というのは非常に大事なことで思ひます。最近、聞くところによりますと、日本語の幾つかの検定試験も身がわりで行われていた、当人ではなかったといったような情報も流れているようですから。

私、海外で、多分一カ所や二カ所じゃないと思うんです。いろいろなところで試験をやることになると思うので、それをどうやって管理するのかというのは非常に大事な、根本的な問題。そこがもし身がわりで行われていて、実際にその能力がない、日本語もそういう力がないという人が入ってきたら、これはとんでもないことになるわけですね。

これは一体、これから検討することなんですけれども、大臣、どうやって総合調整するんですかね。考えただけでも教えていただけますか、一般論で。

○山下国務大臣 あくまで法務省としては、適正性を担保できるその手法において、そういうものを検討していただきたいということでございます。

○逢坂委員 これは大臣、各省の業所管官庁の職員が出向いていつてやるんですか。それとも、委託をするか何か、海外の人がやられるんですか。それとも、海外にある大使館が何かかわるんですか。そのぐらいのイメージでも今ありますか。

○和田政府参考人 それぞれの試験の実施に当たりましては、業所管省庁の方で適正に行うということでございますので、それが実際にどのような場所で行うのかというふうなことにございまして、現在検討中であるというふうな伺っております。

○逢坂委員 いや、私、場所の細かいことを聞いているわけじゃなくて、制度全体を所管する法務省として、基本方針ですか、その中に盛っていく

ということでありまして、では今の時点で、試験というのはどんなイメージでやろうとしているのか、その腹づもりぐらいないんですかということをお伺いしているわけですよ。法務省の職員が出ていくのか、業所管官庁の職員が行くのか、委託にするのか、全く海外の人が全部一から十までやるのか、あるいは大使館がかわるのか、その辺いかでございすか聞いています。

○和田政府参考人 現在検討中ではございすけれども、外務省などを通じて在外公館等とも交渉中であるというふう聞いています。

○逢坂委員 それでは、現時点では在外公館と交渉中であつて、試験の具体的な実施に対するイメージ、イメージですよ、詳細とは言つていませんよ、それはまだ決まつておらないということによろしいですか。

○葉梨委員長 和田局長、所管省庁がもし原案を持っているんだつたら、所管省庁に聞いてくれと言つて下さい、正直に。

○和田政府参考人 お答えいたします。我々は現在の、設計中の制度の詳細については承知しておりませんので、その点については所管省庁の方で把握されているところでございす。

○逢坂委員 それでは所管省庁に聞かせていただきますが、きょうの時点で明らかになったのは、法務省がこの制度を主に所管している、それから総合調整もやるといふ話でございすけれども、その法務省は試験の実施のイメージすら把握をしていない、きょうの時点ではそういう状況であるということだと理解をいたしました。

来年五千名の介護分野での外国人が入ってくる見込みを政府は持っている。五千んですよ。その試験についてのイメージも、きょう、今この時点で持っていない。少し対応が遅過ぎるんじゃないですか。私はそう思ひますよ。

これは先ほど言ひましたとおり、試験の実施というのは、国内で実施したつて相当大変なことな

んですから。それを、海外の方、五千人採用する、採用というか受け入れるということになると、試験を受ける人は多分五千も上回るわけですよ。これはもつときちんと早目に試験のイメージをしておかないと、私はまずいというふうに思います。

だから、逆に言うならば、そういった観点からしても、来年の四月の施行というのは早過ぎるんです。もつと時間を持って、余裕を持って、ここは大丈夫か、あそこは大丈夫かということを考えていかなきゃならないということを改めて指摘をさせていただきます。

それでは、次です。自治体との関係をどう見るかですね。自治体との関係、これはいろいろな方も指摘をしていると思います。

現在、外国人の居住比率の高い地域でさまざまな、よいこともあるけれども、トラブルも非常に多い。そのほとんど多くが自治体が直接対応せざるを得ない。まあ、法の仕立て上そうになっている、地方自治法上は多分そうなるんだと思います。

だがしかし、今回政府が五年間で三十四万人受け入れるというふうな方針を変えるわけですから、そうなりますと、今の状況のままではいいとは私には思われない。

ここについて、基本的な考え方、現時点で大臣はどう思っているか。私は、自治体とある一定程度役割分担をするところも出てくるでしょうし、経費の負担をするところもなければそれは自治体もやっていられないでしょうし、日本語教育なんというのは国が責任を持ってやらなきゃいけないというふうにも思うんですが、基本的な考え方を教えてください。

○山下国務大臣 お答えいたします。

日本で働き、学び、生活する外国人の生活環境の整備については、もとより国が一定の責任を負うとともに、政府全体で取り組むべき課題であると認識しておりますが、他方で、やはり最前線の自治体の方の御負担、そういったこともしっかりと

と取り組んでいかなければならないと考えております。

法務省は、七月二十四日の閣議決定に基づいて、外国人の受入れ環境の整備に関する企画立案、総合調整を行うことということで総合的対応策を検討しているところですが、その対応策を検討するところで、法務省においてその対応策の検討会を行っており、各種の施策の取りまとめを進めておりますが、そこで、例えばさまざまな自治体からお話を伺ったりといったことも含めて、今、取りまとめをやっているところでございます。

そうした中身について、例えば関係閣僚会議で定められます総合的対応策に適宜反映させることによつて、外国人の受入れ環境整備に関する個別の施策について、地方自治体との適切な費用負担も踏まえながら、関係省庁において予算要求も含めた必要な取組を行っていただきたいと思います。うふうに考えております。

法務省としては、総合調整を行うべき立場というところでございますので、地方自治体に対する適切な支援も含めた関連施策の推進、これを、必要に応じて関係省庁における適切な対応をしっかりと促して、司令塔的機能を果たしてまいりたいと考えております。

○逢坂委員 言葉は非常にきれいに聞こえるんですけど、今度の答弁を聞いて、かつて自治体で仕事をしていた者としては、非常に心もとない。それから、各省任せのように聞こえる。やはり、総合調整する原点になっているのは法務省ですから、もつと主体性を持ってやってもらわなきゃ困ると私は思います。

そこで、自治体からもヒアリングをするというふうな言っておられました。個別のさまざまな自治体から聞くことも大事ですけども、地方六団体、とりわけでもなお地方三団体から話を聞くというのには非常に大事なことだと思います。これを確実にやるということをやりますべきだと思います。

それからもう一つ、財源ですね。現在、自治体がそれぞれ、どの程度この外国人のさまざまな対応、対策に経費を要しているのか。これは全国一律ではありません、外国人比率が違いますから。それから、きのうも説明しましたとおり、外国人の住まわれている環境、雰囲気も随分違いますので、全国ばらばらであります。だから、地方自治体の現状、どのくらいお金がかかっているのか。これは、総合調整する法務省が直接やるかどうかは別にしても、それをしっかりと把握した上で、何が足りていないのか、何が困っているのか、それをやらなきゃいけないと思うんですが、この二点、いかがですか。

○山下国務大臣 お答えいたします。

まず、総合調整ということ、また総合的対応策をしっかりと検討する中において、そうした全員のばらつきもある中で、ニセコ町のようにうまくいっているところもあるというふうな聞いておりますけれども、そうした好事例、これをしっかりと横展開をしていくというふうなことも含めて、総合的対応策をしっかりとやっていきたいと思っております。

また、予算項目につきましては、これはさまざまな予算、例えば外国人対応共生予算ということ、ずばり計上するの、あるいは、さまざまなほかの予算ということと一緒にやるのかということもこれはございます。

ただ、一点、総合的対応策に記載されておるような外国人の共生のためのしっかりとした予算、それについて各省庁にこちらからも促していくというところでございまして、これにおいては、その取組は、各省庁においてどういうふうな取組をするかというのは各省庁に伺っていただきたいと本当に思うところでございます。

そうしたことをお願い申し上げて、ただ、我々としてはしっかりと総合的調整をやっていくということでございます。

○逢坂委員 地方六団体、地方三団体からのヒアリング、それから、今地方がどういう具体的な予

算上の対応をしているのか、これについての答弁は具体的になかったようでありますけれども、その調査をやるということはいかがですか。

それともう一点、今、それじゃ、各省に聞いてくれという話でありましたけれども、各省は、来年度予算で、この外国人制度が変わることに対する概算要求、予算の中に盛り込んでおられるんですか。これくらいは承知しているでしょう。

○山下国務大臣 これはあくまで要求ベースの予算額ということでございまして、まず、この中間的整理としてまとめられた外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策、検討の方向性というものの、七月二十四日、中間的整理として取りまとめられておりますけれども、その施策に関連する予算額は、これは内数として整理されているもの、これはちょっと除かざるを得ないので、そこも加えるとまだふえるかもしれませんが、機械的に集計すると、要求ベースで合計で約百四十二億円というところでございます。

そして、各自自治体に対してしっかりと予算組みをしていただきたということに関しては、こういった関係閣僚会議の場などにおいてしっかりとやっていきたいと思っておりますし、検討会においても事情を伺って、それをもとに関係閣僚会議に働きかけていきたいというふうに考えております。

○逢坂委員 地方六団体からヒアリングすると明確に言っていただけじゃありませんでしたし、それから、今の地方の現状をちゃんとヒアリングしてほしい、把握してほしいということも明確に言っていただけじゃありませんでした。これについては後でまたやりたいと思います。

最後に、登録支援機関について教えてください。

登録支援機関は、これは個人でも、法人でも、あるいは数名のグループでも、要件を満たせば誰でもなれるということではいかどうかと、そのなるに当たっての要件、例えば弁護士でなければならぬとか、行政書士でなければならぬとか、

士業による制限があるのかないのか。この二点、お伺いします。

○和田政府参考人 法律の要件を満たせば、個人、団体、そのほか問いませんし……(逢坂委員「グループでも」と呼ぶ)グループも問いませんし、士業の限定も特にございません。

○逢坂委員 聞きたいことはたくさんありますので、また引き続きやらせていただきます。

○葉梨委員長 逢坂誠二君の質疑は以上で終了いたしました。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後一時開議

○葉梨委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。松田功君。

○松田委員 どうも、立憲民主党の松田功でございます。

午後に入りました。少しこの後眠くなる時間になるといけないので、元氣よく行きたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

外国人人材の受入れ等々のことで、今回委員会の方、非常に大きな問題となっております。大臣始め皆さんからもいろいろ意見をいただいて、答弁もいただいておりますが、私自身も思っても、社会全体、また雇用する側、される側、またそれに対して外国人の方、それぞれの思いがあると思っております。それが横断的に非常に重要な問題になっているにもかかわらず、法務省の方で横断的にやっているといえども、まだ具体的に何か体感もしてこないような状況が感じ取られているんですね。

先ほど逢坂委員の方からも出ましたが、地方自治体もどういふふうに対応していくのかということも非常に考慮していますし、私自身も地方議

会出身の身からすると、来年四月一日の施行というふうにもう期限を決めた形でこの委員会は進んでおりますが、そういったことで非常に混乱を来すことはもう火を見るより明らかな状態でありま

す。国は地方自治体のことを思つて行政運営を進めていくのは重々わかつているところであるかと思ひますが、そういった思いも少し含めた中で、一つずつ質問をさせていただきたいというふうに思っております。

改めてお伺いいたしますが、この新たな外国人人材受入れに当たった経緯と背景を簡潔にお願いいたします。

○和田政府参考人 お答え申し上げます。

アベノミクスの推進によりまして日本経済が大きく改善する中、成長から分配への経済の好循環が着実に回りつつありますところ、有効求人倍率が四十四年ぶりの高さとなっております。

他方で、少子高齢化の影響により、労働力となり得る生産年齢人口は毎年減少し、本年一月には初めて全人口の六割を切る、こういうような事態に至っております。

このような状況の中、本年二月の経済財政諮問会議におきまして、総理大臣から、専門的・技術的な外国人の受入れの制度改正の具体的な検討を開始するよう御指示があり、内閣官房及び法務省を中心としていたしまして、本年二月から五月までの間にタスクフォースを開催し、関係省庁とともに検討を行った上で、本年六月の骨太の方針二〇一八に制度の基本的な方向性が盛り込まれたものでございます。

その上で、本年七月の外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議におきまして、新たな外国人材の受入れ制度の実施に向けた取組に関する検討の方向性が示されまして、改正法案の骨子が十月の閣僚会議において了承されたものでございます。

このように、政府といたしましては、喫緊の課題である現下の深刻な人手不足に対応するための

新たな外国人材の受入れの制度につきまして積極的、継続的に検討を重ねてきたものであり、深刻な人手不足の状況に鑑み、迅速に対応する必要性が高い状況であることから、来年四月一日の施行を目指すこととし、準備を進めているものでございます。

○松田委員 少子化ということも含めた中でということでも話が出ておりますが、人手不足に陥らないようにすることも政府としては進めてきていなかったのかというふうにも思っておりますし、経済成長が見られたみたいなことを述べておりますが、そのかわり人手不足に陥つていったということに関してはどのように感じておられるのか、お伺いします。

○和田政府参考人 人手不足がどのようにして生じてきたかという御質問であらうかと思ひますけれども、現下の情勢、さまざまなデータなどから、現在の人手不足という認識を抱いている、そういうことでございます。

○松田委員 厚労省の方の関係の話になっていくと思うので、つまり、この問題の根幹が、人手不足自体が、法務省の中だけで行っていくわけではないといふものの、現実的に現場ではなかなかわかつていないということが、今あらわされているわけなんです。

決してそれを僕は責めているわけではなくて、そういったことも含めて、一緒に会議をやりましょうとか言つたりお願いをしても、なかなか受けていただけないとか、そういったことも含めた中で、根幹的なものを対策しない限りはこの人手不足の解消自体がなり得ないし、また、本来、人手不足であるならば、日本人の給与体系が上

がっていくというふうにも思われるわけなんです。それがなかなかそうならない現状については、どのようにお考えでいらつしやいますか。

○和田政府参考人 人手不足と、それからそれに對する給与の改善等の待遇改善の問題につきましては、法務省の所管というわけではございませんので、そういった点につきましては、また別途閣

係省庁の方にお尋ねいただければと思います。

○松田委員 一応質問も通告しておるものですが、ちよつと本当に残念なお答えしかいただけないということでもあります。

つまり、本当にそういったことを肌で感じていないのかと、現場。ただ文言で、人手不足だから何か対処しなきゃいけない、法律をつくらなきゃいけないというふうにしただけ取れないんですね。これは本当、市民感覚からすると、全然何をしているのかよくわからない、ただ文言をつくっているだけのようにしか思はず、現場や、また社会、生きていく方それぞれが感じるものを国は全然感じ取っているのかなというふうに私は思うんですが、その旨いかがでしょうか。

○和田政府参考人 今回の制度を作成するに当たりました、関係省庁等とタスクフォースを開き、また、その中で、各関係業、そのほかの方々からのヒアリングも行つたりしておりますので、そうした中で人手不足に関する切実な声を聞かされたあたりでございまして、でございます。

○松田委員 ぜひ声を聞いていただきたいというふうにも思っておりますけれども、例えば、賃金さえ上れば働きたいというふうにも思っている、有効求人倍率に乘らない潜在的な働き手の方がおみえになるかと思ひます。

例えば保育士不足を掘り起こすために給与を上げるとか、そういったことを進めたりとかしたことは記憶に新しいかと思ひますけれども、そういったことを同時にひとつ具体的に進めていくことが重要であると思ひますが、いかがでしょうか。

○和田政府参考人 お答えいたします。

今回の新たな受入れは、人手不足に対応するものではございますが、その中で、生産性の向上でございまして、さまざまな取組、国内人材確保のための取組、その中には待遇の改善というものが含まれておると思ひますが、そうしたようなさまざまな取組を行つてもなお足りない部分に外国人材を入れるということでございますので、今先

生が御指摘のあったような取組などについても、やるということが、これが前提になっているものというところがございます。

○松田委員 やるといことが前提という言葉はしっかりと耳に刻み込んでおきたいというふうに思っております。

それでは、私は、若者やまた女性、高齢者の活用について、もうこれも重要にかかわってくると思っております。

特に、例えば建設業界から労働者不足となるのは賃金が上がらないからではないかということも言われておりますが、そういったことについてはどうお考えでしょうか。

○和田政府参考人 賃金の向上等につきまして、先ほども申し上げたとおりでございます。

また、若者や女性あるいは高齢者の活用の具体的な方策として、我々が伺っているところでは、例えば、技能者のさらなる処遇改善の推進でございますとか、子育てをしながら幹部に昇格できるキャリアプランの構築ですとか、定年者の再雇用、国内人材育成のための教材の作成、普及や指導者の能力向上のための養成支援プログラムの作成、普及など、さまざまな取組が想定されるというところでございます。

○松田委員 総理がアベノミクスでGDPの急成長を強調したり、また、東京オリンピックで大手ゼネコンが利益を上げていると思われるのに、でも、下請の建設の労働者の方の賃金が上がらないと言われているんですよ。上げたことも若い人たちも、そういう現場で稼ごうかなとか、そういう思いになる子はいらんですよ。それをまずやっつてから外国人人材に入っていくんじゃないかというふうに思うのがおかしいかなと思うわけです。

それをせずに、成長した、成長したと。いや、成長しようせんという、現場では感じていないんですよ。

その辺をどう感じているのか、ぜひお答えください。

○和田政府参考人 お答えいたします。

ただいまの点は処遇の改善というところであろうかと思いますが、そうした点も含めまして、先生の御指摘を踏まえてまた担当省庁と御協議させていただきたいと思っております。(松田委員)どう思っているかを聞いています(と呼ぶ)

入国管理局として、建設労働者の方々の賃金問題というものについては承知はしておらないところでございます。

○松田委員 ですよ。知っていたらそんな答弁にならないものね。(発言する者あり)しやうがないのですね。だけれども、ちゃんとそういうことを把握した中で法律はつくっていかないかぬということなんです。

だから、現場のことがわかっていなくて、今回、人手不足だから、人手不足だからと外国人を入れたら、余計賃金は上がりませんか、日本人の。そしたら、ますます来ないよ。ますます人手不足になる。こんな単純な方程式がわからない中で起きていること自体が、もう全く理解ができない。

だから、外国人の方を頼るばかりでなく、日本人の若い人たち、またニート、非正規の方たちをもっと活用するように、方向性を持って、その中でしていくということがあるし、その結果が出ていなくてこれに入っていくのは、本当にちょっと考えられない状況であります。

非正規雇用がふえてしまつて、それは、賃金が安くとか首が切れるとか、そういったいろいろな状況の中で企業側も苦勞されていることは重々わかります。しかし、そういう社会にしていって責任もありますから、それをまた変えていくことを進めていくことがこの機会に非常に重要だと改めて思うところであります。

法務省だけではないんですね、これは。厚労省を始め、各自自治体のことを考えたら総務省も含め、教育のことを思えば文科省 本場にそれだけ

横断的なこんな重要な問題であるんですけれども、その現場の認識が薄過ぎる。これはいかぬ、本当にいかぬですね。

その中で議論しても、例えば、失踪した、この聴取票のデータだって、賃金が高いところへ行きたいからと。それはそうでしょう。安いところで働きたいと思う人は誰もいません。当たり前です。日本人でも当たり前。

逆にお伺いしますが、もしこれが、日本の方が外国に行つて、企業に同じ処遇を受けていた、そいうやつて想定していただいたら、この聴取票に書いた人たちが逆に日本人だったらどう思われますか。

○和田政府参考人 仮定の問いでございますので、なかなかお答えすることは困難かと思ひます。

○松田委員 そうでしょうね。そうやって答えるとは思つてはおりませんが、基本的に、誰も安いところでも働きたくないし、言われた給料をちゃんと欲しいしというのは当たり前なんです。

だから、そのことからしたときに、雇う側の企業体系をもっと研究しないと、本当に、外国人の人との共生社会に向けての取組だつてこれからしていかなければならないと言われている中、安い労働力だから雇つていたという企業の方もおみえかもしれない。その辺についての企業側の思惑、そして働く方の思惑、それぞれの思惑がいろいろ交差しています。

その意味においては、きちつとやつていらつしゃるところもありますので、そうばかりとは言いません。しかしながら、この法律の中の原点として、技能実習生から五年、その後また行くという方向性で進んでいくということもありますので、企業に対する指導とかはどのように進めていくのか、お答えください。

○葉梨委員長 指導というのは、給料に関して。(松田委員)就業に関して(と呼ぶ)給料、待遇。(松田委員)給料等々、待遇(と呼ぶ)待遇に関して。

○和田政府参考人 まず、雇い入れる側、これを受入れ機関と呼びますが、受入れ機関は、雇う人、外国人材と適正な契約を結ばなければならぬということを定めております。

この適正な契約の中身としては、不当な、差別的な取扱いをしてはならないということを法律で定めておりますし、また、その法律を受けました省令におきまして、日本人と同等以上の報酬を確保することなどを定めることとしております。

そうした形で、受入れ機関になるためには、きちんとした適正な報酬等を支払わなければならないということを規定しています。

また、そういったような契約内容をきちんと守っていること、これを、さまざま届出を行うこと、報告を求めること、また必要に応じて我々の方が立入検査などを行うことによつて担保していく、このような仕組みにしているところでございます。

○松田委員 それでは、技能実習生の今まではどうだったんですか。

○葉梨委員長 和田入国管理局長、技能実習生の待遇について、今現在、新しい法律でどういう指導をしているかという質問。

○和田政府参考人 お答え申し上げます。

技能実習に関しましては、現在、監理団体を許可制にし、また実習計画について認定制をとつております。そうした中で、また、日本人と同等以上の報酬等についても規定を設けているところでございます。これにつきましては、外国人技能実習機構という機構が、ここにおいて監査、検査などを行つて、適正な契約等が守られているかどうかというところを調査するなどのような規定となっております。

○松田委員 では、この聴取票を見たりすると、それが守られているのかどうかということはどうお考えでしょうか。

○和田政府参考人 ただいま申し上げましたのは、昨年十一月に施行されました新法における取組でございます。先生お尋ねの聴取票に記載さ

れておりますのは旧法におけるものでござい
ます。

もとより、旧法下におきましても、必要とあ
れば調査等を行うことはございましたけれども、こ
の点については必ずしも十分ではないというところ
もございまして、新法が成立して、その中で外
国人技能実習機構が新設された、このような経緯
でございます。

○松田委員 ちよつと、次にかわります。

この法案に対して、各自自治体もいろいろと意見
も出ております。新たな在留資格創設にかかわつ
て、出入国の管理政策について、労働者だけでな
く生活者としての視点が必要であるということ
で、地域社会との共生が円滑に進むよう、多文化
共生政策を連動して考慮していかなければならな
いのではないかと、この辺についてお答え
をいただきたいと思ひます。

○金子政府参考人 お答えいたします。

現在、外国人材の受入れ・共生のための総合的
対応策を検討中でございます。ここにおきまし
て、外国人材の受入れ、共生に向けた各種の取組
の拡充、具体化に向けた取りまとめを進めていく
と考えてございます。これを年内に取りまとめ
る予定でございます。

その中で、例えば日本語教育の充実とか、ある
いは外国人の方の住宅への入居の支援、あるいは
社会保険への加入の促進など、適法に在留する外
国人の方々をしつかりと支援するための各種の取
組の拡充を進めていきたいというふうに思つてお
ります。

○松田委員 まだまだ、ちよつとお答えの感じか
らすると、足りないことがいっぱいだなというの
は改めて思ひますし、その状態だと、どうしても
地方自治体にしつ寄せが行くんだなということを
改めて痛感するところがあります。

本日に、地方自治体行政は、人件費を何とか抑
えながら役所もやったり、パートにしたりとか、
いろいろ本日に窓口も大変な状況である中で、こ

の対応をするというのは非常に難しいと思うん
です。

そういったものについての予算措置も多く含め
ていかなければならないというふうに思ひます
し、また、多文化共生というものについても、一
番、住んでいる市民の方が多文化共生というもの
はどういうものなのかということを理解しない
と、ただ労働力を入れただけで、その地域でどう
根づいていくのかということ、非常に御近所づ
き合いも始め大変な状況が生まれるということ
は、想定はもう十分されていると思ひますけれど
も、そういったところの窓口が各自自治体になり
ますので、その対応力を上げてあげる努力はやは
りもつと進めていただかなければならないと思ひ
ますので、よろしく願ひします。

次に、ちよつとかわります。

定住外国人促進推進室の業務内容と、あわせ
て、開鎖にしたということをちよつと聞いており
ますが、その経緯、また、法務省とのかかわり
について伺ひします。

○金子政府参考人 お答えいたします。
御指摘の定住外国人施策推進室は、内閣府に設
置されていたもので、主に、日系定住外国人施策
に係る企画及び立案並びに総合調整を行つてい
たものと承知しております。

一方、本年七月二十七日付閣議決定、外国人受
入れ環境の整備に関する業務の基本方針について
によりまして、法務省において、日系定住外国人
を含め、我が国に在留する外国人全ての受入れ環
境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を
行う、これが法務省において行うこととされ、法
務省官房秘書課に外国人施策推進室が設置され
たところでございます。

そのため、日系定住外国人施策の推進を行つて
いた定住外国人施策推進室は開鎖されることに
なつたものと承知しております。

○松田委員 そうすると、内閣から法務にその業
務が移つたということになると思うんですけれど
も、そういった中で、出入国在留管理庁が今回

た法案として出てきている中、この司令塔の役割
という部分、それについてちよつとお答えをいた
だきたいと思ひます。

○和田政府参考人 お答えいたします。

本年七月二十四日付の閣議決定、外国人の受入
れ環境の整備に関する業務の基本方針について、
これに基づきまして、法務省が外国人受入れ環境
整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行う
こととされたところでございます。

そして、法務大臣が、国家行政組織法に基づき
まして、外国人の受入れ環境整備に関する事務の
遂行に際しまして、関係行政機関の長に、必要な
資料の提出でございまして、説明を求め、こう
いった権限を行使することが可能とされてお
りますので、こうした権限を適切に行使することが司
令的機能の役割であろうというふうに考えている
ところでございます。

また、今回の法務省設置法の改正によりまして
出入国在留管理庁が創設された場合には、同庁に
おきまして、外国人の出入国及び在留の管理のみ
ならず、外国人の受入れ環境整備に関する総合調
整などについて、一体的かつ効率的に取り組ん
でいくことを考えております。

出入国在留管理庁におきまして、外国人の受入
れ環境整備に関しまして、法務大臣の指揮のもと
と、司令塔的役割を果たすことにより、関係府省
の総合調整を的確に行ひ、外国人との共生社会の
実現を努めていく、こういう所存でございます。

○松田委員 総合的にやりますよということと言
われているというふうに思ひますが、本日に、先
ほどいろいろ聞いた中で認識がちよつと足りない
部分がたくさんあるんですよ。そんな中で、こ
ういった形で司令塔的、総合的にやっていくとい
うことなんです。それは各いろいろなところでヒ
アリングをしてということになります、ちよつ
と現場の意見もなかなか届きにくいという雰囲気
もたくさん感じているところがあります。

そんな中で、日本語教育、社会のルール、社会
保障制度など、文科省、総務省、厚労省がかか

わつてくることを山下法務大臣が統括をされると
いうことになるのでしょうか。

○山下国務大臣 お答え申し上げます。

総合調整機能に基づいて、そういったことを
図っていくということになります。

この総合調整機能を仰せつかりましたときに、
閣議決定にもございますが、これはなぜ法務省が
かというと、やはり在留資格、そして人権擁護なん
ですね。我々、人権擁護で、外国人に対する差別
の問題であるとかそういったことをしつかりや
つていくというのが、やはり外国人との共生の、ま
ずそのボトムラインなんだろうというふうに考
えております。そうした観点も含めて調整してい
く。

そして、日本語等の教育などにつきましても、
また文科省などもございまして、これらに
つきましては、外国人受入れ・共生のための関係
閣僚会議でまた関係省庁と調整してやってまい
りたいというふうに考えております。

○松田委員 大臣、会議をやっている間に時間が
たつちやうという感じがすごくなるんですよ。
何か、言葉はすこいんだけどレスポンスの感
じが遅いと思うのは、ちよつと僕だけですかね。
どうでしょう。

○山下国務大臣 失礼いたしました。

会議ということではあるんですが、実際に、総
合的対応策の検討会というのを法務省に設けて、
そこでさまざまな聞き取りを行つています。その総
合的対応策検討会においては、例えば、生活、就
労に関する情報提供、相談を行う一元的窓口の設
置について、既存の相談センターの運用のあり方
とか、あるいは、地方公共団体等が開設している
類似の相談窓口との協働や連携等についても検討
しているということでございますし、また、御指
摘のありました外国人児童生徒の教育について
は、日本語教室の空白地域の解消に向けた支援の
あり方であるとか、あるいは、今、IoTが非常
に発達しておりますけれども、インターネット教
材を活用してできないかというような取組、そう

いったものをさまざま検討しているところでございます。

そうした有識者の声であるとか、あるいは地方公共団体の声をしっかり踏まえながら、この検討会において検討させていただき、それを適宜、関係関係会議に上げる、あるいは総合的対応策に反映させていくということで、しっかりとした対応をしていきたいと考えています。

○松田委員 まだ、そういった意味では道半ばというか、まだまだいっていないところをすごく今のお言葉でも感じてしまってますね。ついては、やはりしっかりと伴わないと、共生社会に向けて、市民の皆さん、一緒に生活をしている人、特に、愛知の豊田でブラジルの方が、保見団地の方でいろいろ地域住民とのトラブルがあつて、そういうことをどうしていくかということで、本当に地元の人たちは苦慮しながら進めてきたというところは御存じかと思われま。

これでたくさん人が入ってくるという想定の中においては、法律もさることながら、日本の市民の皆さんの気持ちにも立ってしっかりと取組を進めていただきたいと思いますし、まだまだそれが全然追いついていないことも、きょうのお話の中で、法務省の皆さんのお言葉もいただいた中で思いますので、これからまたしっかり議論してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○葉梨委員長 以上で松田功君の質疑は終了いたしました。

次に、源馬謙太郎君。

○源馬委員 国民民主党の源馬謙太郎でございます。きょうも質問の機会をいただきました、ありがとうございます。

まず最初に、きのうも、それからきょうも話題になりました、「失踪技能実習生の現状」という資料のデータについて、これが意図的か恣意的かわかりませんが、失踪の原因、特に、低賃金、契約賃金以下の低賃金、最低賃金以下の低賃金等々が

「より高い賃金を求めて失踪する者」というふうにくくられたということについて、私も改めてお伺いしたいんです。

私は、一年前に初当選させていただいた新人でございます。新人ということで、一般の国民の皆さんの感覚にやはり一番近いんじゃないかなというふうに思っています。

その一般の国民の皆さんの感覚から見ても、率直にお伺いしたいんですけれども、なぜこの三つのカテゴリーの回答を「より高い賃金を求めて」というふうにまとめたのか、わかりやすくもう一回教えていただけますでしょうか。

○和田政府参考人 お答えいたします。平成二十六年の三月からでございますけれども、技能実習生の失踪がふえたということで、技能実習生の、失踪技能実習生として違反調査の中で見つかった方、こういった方から聴取票をとるということが始まったわけでございます。

当初、その聴取票の記載項目といえますのは、失踪の原因欄を自由記載、チェック方式ではなく、入国警備官が聞き取ったことを書き取る、こういう形式をとっておったわけでございます。

そうした中で、賃金に関する不満が最も数として多かったということがございまして、その賃金に対する不満、賃金が低いということについて分析した結果として、これは賃金に不満があつて、より高い賃金を求めて失踪したのであるという形で入国警備官の感想を取りまとめたというものが、まず平成二十六年の取りまとめのところにございます。

このときに使いました「より高い賃金を求めて」という評価をその後も引き続き使っておった、こういうことでございます。

○源馬委員 二十六年のときにそう分析してまとめたというのはわかるんですけれども、素直に聞いても、これはやはり、その項目をつくって、低賃金、契約賃金以下の低賃金、最低賃金以下の低賃金と項目をつくって、そこに回答があるにもかかわらず、なぜそれを二十六年のときの、そのと

きも別に項目にあつたわけではないその言葉にこだわって、また今回くくりにしたのか、もうちょっとわかりやすく教えてください。

○和田政府参考人 項目にない言葉を使つたという点につきましては、誤解を招く表現であつたという御指摘を受けるところかなということで、今回申しわけなく思っているところの一つではございますが、ただ、賃金が低いということから失踪した方、今回要するに聴取票をとる対象となつておられる方々というのは、その後、九割以上の方が働いておられる。働いている場所で捕捉した方からお話を聞いているわけでございます。

その中でお伺いしたところで、低い賃金に不満があつて別のところで働いたということでございますので、そういうことから、失踪原因の分析としては、低い賃金に不満があつて、これによってより高い賃金を求めて失踪したんだという評価、この評価自体を下しているということに関しましては、その後も変わっていないので、そのため

にこの表現を使つたわけでございますけれども、ただ、あの取りまとめ表に関しましては、取りまとめ表の中の表現といたしましては、「より高い賃金を求めて」というのがあつたかも知れませんが、一つであるかのような誤解を与える表記になつておりましたので、この点に関しては訂正が必要であつたというふうに考えた次第でございます。

○源馬委員 もう一回、新人の私にもわかるように教えてもらいたいです。今御答弁で、くくりにして、ありもしなかつた項目を言葉として使つたのは不適切だつたという御答弁だつたと思ふんですけれども、そうであつたら、きょうも午前中いろいろ議論があつた、この新しい、きのういただいた資料のところに、確かに低賃金云々と書きましたが、その後にさらに、あえて、「より高い賃金を求めて失踪する者」と。今、不適切だつた、御指摘を受けるのはそのとおりだというふうに御答弁があつた言葉をあえてまた、なぜ繰り返して載せるんでしょうか。

本当に、私、素直な気持ちで見れば、不適切

だつたと思われたら、この一番を、低賃金、契約賃金以下の低賃金、最低賃金以下の低賃金が三分の二とすればいいんじゃないかと思うんですが、あえてそこでも不適切な言葉をもう一回繰り返すのは、何か、前に出したものの正当性を少しでも担保するためにもう一回使つて、前のも別に間違いないじゃないんですよというふうに言いたいのか、と、素直に受け取ると思つてしまふんですが、そこは違うんだったら、わかりやすく教えていただきたいなと思います。

○和田政府参考人 「より高い賃金を求めて」という形で評価したこと、このこと自体が不適切と申し上げたわけではなくて、より高い賃金を求めてという項目のチェック欄があるかのように、つまり選択肢の一つであるかのように記載したこと、これが適切ではなかつたのではないかということでございます。

そして、低賃金等によって失踪された方というのは、低賃金でございますから、低い賃金が嫌で失踪されたわけでございますから、そして現在稼働されているわけでございますので、それは、そのときの状況よりもより高い賃金のところに働こうとしたというのが失踪の動機であつたという形で取りまとめた、そういうことでございます。

○源馬委員 もし、今の御答弁のように、低賃金と答えた人は必ずより高い賃金を求めて失踪したからだとおっしゃるのであれば、私も個票を見ましたけれども、なぜ働いていない人もいるんですか、失踪した中に。先ほどの答弁でも九割方とおっしゃつていましたが、一割の方は働いていないわけですね、この低賃金だという理由にしても。それはなぜそういうことが起こるんでしょうか。

○和田政府参考人 これは、その聴取した時点において、御本人の申告で働いているか働いていないかということ聞き取つたものでございます。その時点において働いているとされた方が九割でございます。この聴取される方の中には、摘発を受けて聴取の対象になる方もいれば、帰国しよ

うと思って自主的に地方入管に来られる方もいらっしゃると思います。さまざまございまして、その聴取の時点におけるステータスとしては働いていないという方が一定数いらっしゃった、そういうことでございます。

○源馬委員 ちよつと細かな話になつて申しわけないんですけど、だから、その個人個人によつて違うということなわけですね。

私が感じたのは、これも個人個人のことなので、私はもちろん直接聞いていたわけではないのでわかりませんが、低賃金だから失職したけれども、もう嫌になつて働いていない人もいるかもしれないというふうに私は個票を見て思いました。

ブローカーに接触をしている人もいれば、そうでない人もいる、実際にその当時働いていない人もいるということ、わからないわけですが、その個人個人の事情、そのときそのときの状況も含めて、わからないのに、あえてこうくくりにして、あたかも、この三つを選んだ人は必ず高い賃金を求めて逃げたんだというふうに決めつけてしまうのは、本当にそれは実態をあらわしているのかなというふうに疑問に思うわけなんです。

なので、今回のこの新しいものをつくっていただいたときにも、低賃金の三つのカテゴリーにチェックをしていた人がいることは事実でしょうから、その数がどのくらいと書いておけばいいだけで、「より高い賃金を求めて」とまたあえて繰り返す必要はないんじゃないかなというふうに思うんですが、もう一回御説明いただけますか。

○和田政府参考人 もともと、低賃金の方々、低賃金ということで失職された方々をより高い賃金を求めて失職したんだという形で評価をしてきた、その評価自体は入国警備官のさまざまな聴取等によつて裏づけられるものと考えておりました、その評価自体は間違つたものではないと考えております。

ただ、そのチェック項目にない言葉をチェック項目にあるかのように使つたところが今回

の誤り、その真ん中の欄の誤りであつただろうというところで訂正をした、そういうことでござい

ます。
○源馬委員 入国警備官の方は、例えば聞き取りをして契約賃金以下の低賃金だったと答えたときに、それをもつて、この人はより高い賃金を求めて失職したと入国警備官の方が評価しているんですか。

○和田政府参考人 個別具体のやりとりについて必ずしも全て承知しておるわけではございませんが、入国警備官の方では、この聴取票を使いながらさまざま聞き取りをしております。また、あわせて違反調査も行っております。違反調査というのは、退去強制事由に当たるかどうかということをしております。

そういった中で、さまざまな言葉のやりとりがございまして。そして、そういう中で入国警備官の現場での感覚として、この低賃金の人というのはより高い賃金を求めて失職したのだという、そういうことで取りまとめを行った、そういうことでございまして。

○源馬委員 その取りまとめを行ったのは、現場の方ですか、それとも法務省でということでしょうか。

○和田政府参考人 最後の取りまとめは法務省本省で行っております。

○源馬委員 私は必ずしも、低賃金と言つたからといって、全ての人がそれイコールより高い賃金を求めてというふうにくくりにできるものではないんじゃないかなというふうに思っています。

そこで、またちよつと別に聞きたいんですが、入国警備官の方は、この聴取票をもつて聞き取りをされていると思うんですけれども、どういふふうに聞き取りをされているんですか。これを見せて、翻訳をしながらなのか、チェックをしてもらうのか、それとも口で、口頭で質問をしているのか。どういうふうに関き取り調査をされているんですか。

○和田政府参考人 聞き取りの方法はさまざま

ございまして、チェック等、記載をしているのは基本的に入国警備官でございまして。

また、翻訳等を使っているかということもございまして、要するに、日本語を解さない方の場合には通訳を通じて聞き取りを行っております。

○源馬委員 例えば、この「失職動機について」という項目を聞き取るときに、あなたはなぜ失職したんですかと聞いて、向こうが答えたことを該当すると思う項目にチェックをするのか。失職動機は何ですかと聞いて、低賃金ですか、契約賃金以下の低賃金ですか、最低賃金以下の低賃金ですか、労働時間が長いですかと全て選択肢を挙げて、選んでもらうように聞き取りをしているのか。どちらなんですか。

○和田政府参考人 我々の指示をいたしましては、この聴取票を作成するようにということが指示内容でございまして、その際にどのような聞き方をするのかということについて特段マニュアルなどを定めているわけではございませんので、個々の入国警備官のやり方で聞き取っているものでございまして、それぞれのやり方については承知しておらないところでございまして。

○源馬委員 そうすると、やはり、外国人の方が失職動機は何だと聞かれて、低賃金という言葉は自分で言えるかもしれないが、給料が安かつたからとか言えるかもしれないが、最低賃金以下の賃金だったからというのとはなかなか、外国人の方、その選択肢を示されていなかったら答えられないんじゃないかなと思います。

ただ失職動機は何ですかと聞いたときに、それをどういふふうに聞いているかわからないという状況だと、やはり、この聴取のまとめた数自体も、これは実態とはちよつと、必ずしも一致しているとは言えないんじゃないかなと思います。

つまり、もつと言葉もわかつて、最低賃金が幾らかもわかつて、それよりも低いというふうな選択もできるという状況で聞いていたら、この数もやはり多かつたんじゃないかなと思うんで

すね。普通に聞けば、せいぜい言えて、さつきも言いましたけれども、給料が安過ぎたとか暴力を受けたとか、そのぐらいではないかなと思うので。

そういうのもあつて、先ほど、午前中の質疑でもありましたけれども、低賃金にチェックはしていないけれども、この時間と手取りの給料を見れば明らかに最低賃金以下というケースがたくさんある。つまり、この、今回も出してくれたこの数というのはかなり現実とはギャップがあるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○和田政府参考人 おっしゃるとおり、必ずしも、自分のもらつていた賃金が最低賃金以下であるかどうかということを認識しているかどうかということは、わからない場合もあるかと思ひます。そうしたこともありまして、賃金が幾らなのかという質問項目を設けているというところはございまして。

ただ、この賃金というのにつきますと、御本人の認識でございまして、御本人の供述のままでございまして、その賃金が果たして手取りなのか、額面なのか、いろいろなものがあるのか、残りなのか、そういったところも我々の方ではわかりませんので、とりあえず御本人の供述を聞いてそのまますべて書いて、そのようなものでございまして。

○源馬委員 それがわからないように、聞いていることが本当にそうかどうかかわからないということであれば、そもそも、この出してきてくれた統計の数自体が全く信用性が低いものになりますし、月額給与と、そこから引かれる控除額というのも聞いているわけですから、それは言つたことを自動的にそのまま書き写すにしても、ある程度、やはり実態、この給料についてはあるんじゃないかなと思います。

今答弁でおっしゃいました、確かに自己申告だから、だから給料の中身も聞いているんですよというところでしたけれども、そうであつたら、この給与の中身と労働時間を見て、そこから、ああ、

この金額というのは、確かに失踪動機に低賃金と言つていなかったけれども低賃金だなどというものはやはりあるんじゃないかなと思ひます。

これは私が実際に見た個票で書き写してきたものですけれども、この方も、失踪動機は低賃金の三つにはチェックしていません。だけれども、給料は八万円、そこから控除される額が五万円です。これを見たら、この人が失踪した理由というのは、この方がチェックしているのは、実習終了後も稼働したいということにチェックされていますが、本当にそうなのかな、低賃金じゃないのかな、最低賃金以下じゃないかなと思ひますけれども、これはやはりこの統計自体が全体的におかしいというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○和田政府参考人 いずれにいたしましても、その聴取票の中身といひますのは、御本人から聴取した結果をそのまま写している、書き取っているものでございまして、その中身につきまして、例えば、その確たる問題として労基法違反であるとかさまざまな問題が起る場合には、これは関係機関等に通報するなどして適切に処理するものと承知しております。

また、この聴取票につきましてはさまざま御指摘がございまして、それを受けまして、先般、大臣の方から指示を受けまして、政務官をヘッドとするPTでこの聴取のあり方等についても検討をしているというところでございます。

○源馬委員 これを聞き取ることによつて何をさるようとしたのか。今おっしゃったとおり、その捕まうた方が言つたとおりにただ書くだけだった、それは何の役に立つのか。

実態を知ろうとしたら、さつきも言ひましたけれども、聞いていっただけ八万円の給与で五万円控除されるというふうな聞いた、普通、これは最低賃金以下じゃないかというふうに理解をして、何らかのアクションをとるといふことが本当に必要なんじゃないかなと思ひます。

聞き取り方もそれぞれで、別に指導はしていい

いとおつちやうていまして、繰り返すになりまされども、日本語も恐らく満足にわからないかもしれない外国人の方に失踪動機は何ですかというふうに聞いて、言葉もよくわからない人が本当に自分のその動機を正確に言えるかどうかかわからない。これを聞いた、ああ、低賃金だったのねと一回聞くと、さういふこともあつてもしかるべきじゃないかなと思ひます。

ちなみにこの人は、失踪動機は実習終了後も稼働したいとなつていますが、就労の有無については、なしになつています。これもその人に聞いたからおかしいと思うんじゃないかなと思ふようなことがやはりたくさんある、それを法務省の方でまとめて、表にして、低賃金なりがこれだけだつたといつても、ちよつとやはりこのデータ自体に信憑性が乏しいなというふうに思ひます。

また、ちよつとこのことについては改めてお伺いさせていただきたいと思ひます。

大臣にちよつとお伺ひしたいんですけれども、この前もちよつと取り上げましたが、今回のこの特定技能一号、二号については、人手が足りない分野、そして生産性の向上を努力して、更に国内の人材確保の努力をしてもなお人手が足りない分野に外国人を入れるもの、という御説明がたびたび繰り返されてきました。やはり、これを続けていくと、その分野、本当に厳しい分野は、幾ら生産性を向上しても、幾ら国内の人材を確保しようとしてもだめだつた、それで外国人に入つてもうという分野は外国人ばかりになつちやううじゃないかなと思ひますが、より日本人がその職、その分野にはつかないということが容易に想像できると思ふんですけれども、この点について大臣のお考え、お聞かせいただきたいと思ひます。

○山下国務大臣 お答えいたします。

外国人を入れるのは、御指摘のとおり、生産性を向上し、また国内人材確保の努力をやつてもなおというところをございまして、やはり我々は、その国内人材確保の努力、それを見るんだらうと

いうことになると思ひます。それは一定程度の、例えば給料の処遇の問題であるとか、そういうものもいろいろ見て、まず、日本人が働きたいと思ふようなところにしてもらわなければならないと思ひ思つております。

ただ、その上でなお、理事会などでお示した資料などを見ると、人手不足の規模と今後外国人を入れるという規模はもう大分違つておすね。ということ、今各省庁が今後五年間の受入れというふうな言つて外国人を入れたからといつて、日本人がそこに入らなくなるというようなことは考えておりません。

そしてまた、継続的な状況の把握と将来の展望により、将来的な生産性向上や国内人材の確保の取組によつて受け入れた分野において必要とされる人材が確保されつつあると認めるときには外国人の新規入国の一時的な停止に向けた対応をとるということとございまして、御懸念のようなことにならないようにしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○源馬委員 本大臣の御答弁のとおり、外国人がたくさん入つてきたからといつて、日本人がその分野につかなくなるといふことがないのであればいいんですけれども、それは本当に想定できることですか。私は、率直に考えると、やはりこれから、きつい分野、日本人がこれまでになかその職につかなかつた、だから外国人を入れるな、これは日本人がその職につくことができた、これは日本人がその職につくといふことは常識的に考えて考えにくいと思ふんですけれども、大臣のお考え、お聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○山下国務大臣 まず、処遇の改善につきましては、我々、安倍政権になつてから、介護人材の処遇の改善なども努めているところでございまして、また、例えば建設業におきましても、例えば公共工事設計業務単価などの引上げなども行つているところでございまして、

そうした努力をしていまして、そして国内人

材が働きやすいという努力をしていただいているところとございまして、そこに意義を見出す人材、国内人材、これはまだまだいるんだらうというふうな考えておりますので、その確保については、業所管省庁についてしっかりとやつていただく。それでもなお足りないところ、部分において外国人材をというふうな考えております。

○源馬委員 これまでもそうした取組をしていても人手が足りない分野なわけですね、今回挙げられていた分野というのは、恐らく、ということ、その取組を続けていけば国内の人材は離れることはないというのは、ちよつと私には余り考えにくいんですけれども。

そうなつた場合、今大臣からも御答弁ありましたが、人手不足が解消したときには新規の受入れをためていくという御答弁がありました。そうすると、その分野の何割かはわかりませんが、例えば、介護の分野の五割は日本人、五割は外国人なのかもしませんけれども、仮にそういうところで、もう人手不足は解消できたとしたら新規の受入れは停止する、また、外国人がもしその在留期間が満ちて帰つちやつたらそこはまた受け入れということだと思ひますけれども、そうすると、私の感覚では、五割日本人、五割外国人ということではなくて、ある分野においては外国人が相当の数になつてしまふのではないかと私は感覚を持っています。

そうしたときに、この新規の受入れも停止して、ただ、いなくなつたらまた新たな人材にそこに入つてきてもらうといふことをすると、これまで大臣が、あるいは総理が御答弁されてきた、移民についての、例えばという枕言葉つきで、一定程度の人材を外国人で補つてもらふという政策はとらないというふうにおつちやうていまして、まさにこうした分野ごとでこの一定程度のポリュームは外国人に担つてもらふという政策になるんじゃないかなと私は思ふんですけれども、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思ひま

す。

○山下國務大臣 お答えいたします。

まず、移民政策はとらないというふうに申し上げたところにつきましては、私の説明であれば、例えば期限の定めなく、例えば特種の資格の制限もなく、家族の帯同、そして一定規模というふうなこと、永住権に絡めてという見解もございまして、そういったものではないということでございます。

他方で、一定の産業上の分野が外国人の占める割合が非常に多くなるのではないかとという部分については、これは業所管庁におきましてしっかりと国内人材の確保の努力を行っていただく。我々は、それをしっかりと見させていただいた上で、業所管庁と話し合つて、分野別基本方針ということで考えていくということでございます。受入れ人数について考えていくということでございます。見込みです。

○源馬委員 そうであるからこそ、私は、なし崩しにならないように、分野ごと、その人数の見込みもしっかりと分析をする必要があるのではないかというふうな思いを持っております。これは大臣も同じだと思います。

ただ、一定の分野に外国人がふえてきたということになれば、なかなか日本人はその分野につきかなくなるのではないかなという懸念はまだやばりありますし、そうすると、日本全体のある一定程度は外国人によって支えてもらう、そういう移民が移民じゃないかはいんですけれども、そういう国の形になっていくんじゃないかなというふうには私は率直に感じました。

そこで、この出していただいた、十四の業種とそれから見込み人数の考え方という資料がありました。これでも、ざっと見させていたただいただけでも、本当にしっかり精査をしているのかわからないという印象がありました。

例えば、これは厚労省に聞かなくちゃわからないのかもしれませんが、介護の分野で、約一六％の施設等が外国人材の活用を希望しているという調

査結果に基づきというのがありました。なぜ一六％なのか。つまり、日本人の活用ではなくて、その施設は外国人を希望しているということだったのか。その辺も明らかではない。

そうした調査結果を受けて、法務省が取りまて、まあ、言った者勝ちのように、言われたことをただ組み合わせたように見えるんですが、こちら、ちゃんと精査されているんでしょうか。

○和田政府参考人 例えば、ただいま御議論のございました一六％というふうな話でございますけれども、これは、厚労省の方からは、各事業所に對して調査を行い、アンケート調査を行い、外国人材を受け入れるという形で人手不足を解消したいというふうな述べた事業所が一六％であったという報告を受けているところでございます。

そのほか、各事業所管省庁におきまして、人手不足の解消のためにどのような措置をとるのかというところにつきまして御議論いただきました。これを受けまして、制度所管省庁である法務省、そのほか、例えば厚生労働省などともに適切な受入れ人数の見込みというのにつきまして御議論をさせていただきまして、最終的に分野別の運用方針の中でこの数を確定させていただく、このようなプロセスをとることとしております。

○源馬委員 先ほどの私が大臣にさせていただいた質問とちよつと関連してしまふかもしれません。六％の施設が今外国人材を受け入れたいと言つていても、更に、今の状況よりも、外国人が入つた場合の方が、より外国人を受け入れたい、つまり、日本人がより少なくなるという傾向になるのではないかなというふうに思ふんですけれども。

例えば、一番の人手不足の見込みの数の考え方というところで一年目はこれだけ、二年目はこれだけというのが出ていますが、日本人が少なくなつてしまふということもこの考え方の中には加味されているんでしょうか。

○葉梨委員長 和田局長、厚労省じやなくや答え

られないんだつたら、その旨言つてください。

○和田政府参考人 個別具体の、業種ごとの個別の判断につきましては各業所管庁にお尋ねいただくかなければならないわけですが、一般的に考え方としては、生産性向上でありまかつとか人材活用の措置でありますとか、そういったようなものをもつてもなお足りない部分に外国人材を受け入れるという、そういう観点で数を出していただいているということでございます。

○源馬委員 細かい内容はその業所管庁に出してもらつたということはもちろんわかっているんですが、それをやはり取りまてて具体的な見込み人数を決めるわけですから、これは厚労省じやなくやわからないというのは私はおかしいと思ひます。

やはり、それを聞いたら、なぜそういう積算をされているのか、そして、日本人がこの分野で年々、より減つてしまふ可能性はないのかということも含めて、きちんと取りまてて、精査をした上でこういう数字を出さないといけないと思ひますので、詳しい内容は法務省は何もわからない、各省庁に任せているということであれば、まさしく全部丸投げで、言われたとおりで積算するだけということになつてしまひますので、私は、そこはきちんと法務省も把握をしておくべきものだといふふうに思つております。

時間が参りましたので終わりますが……
○葉梨委員長 それじゃ、ちよつと最後に、入管局長、責任を持つて情報を受けているんでしょ。だけれども、責任を持った答弁はやはり各省庁だといふことの趣旨だと今聞いたんだが、どうだかもう一回言つて。

○和田政府参考人 もちろん各省庁から御説明を受けておりますが、その根拠といふことを説明するとするならば、それは各省庁において責任を持つて説明していただく方が適切ではないかというところで、お答えした次第でございます。

○源馬委員 終わります。ありがとうございまして。

○葉梨委員長 以上で源馬謙太郎君の質疑は終了いたしました。

次に、階猛君。

○階委員 午前中から問題になっております失踪技能実習生のデータ問題、私も大臣に認識を伺つておきたいと思ひますが、午前中からの大臣の答弁を聞いておきますと、なぜ大臣が間違つたデータを国会で答弁をしたかということに関しては、事務方が資料を間違つてつくとつて、それをそのまま大臣のところに答弁資料として出したから、間違つてそれを言つたんだという話でした。こういうことでよろしいわけですね。

○山下國務大臣 私の十一月七日の答弁についてお答えいたしますと、小池晃参議院議員から、法務省、失踪者の調査しております、主な失踪理由は何ですかといふことをお尋ねがありました。これにつきましては、前日に、野党ヒアリングといふことで、法務省が資料をもつて、前の誤つたデータを含む資料をもつて説明しております。私は、このことを聞かれたのだといふことで、この資料を見ながら、この資料を、誤つたデータの含まれた資料を引用する形で答えましたということでございます。

ですから、あくまで、小池参議院議員から、法務省、失踪者の調査しておりますね、その主な失踪理由は何ですかといふことなので、その資料に基づいてお答えしてしまつたということでございます。

○階委員 私が問題にしたいのは、データが間違つたものを国会で答弁の資料とするといふことは、さきの議長の談話でも、こうした問題はあつてはならないといふことで、こういうことが再発しないような取組をすべきだといふことを、議長談話として異例だと思ひましたけれども、ありませんか。

そういう中で、現実問題として、間違つたデータを大臣が答弁するに至つた。そして、しかも、その後、我々野党が中心となつて、原データ、個別の票を見せられてくれといふ中で、開示が決まっ

て、その後ですよ、このデータが誤りだったというのが発覚したのは。

私は、大臣が答弁する前に事務方はしっかり精査して、正しいものを大臣に上げるべきだと。大臣、なめられているんじゃないですか。どうですか。事務方に対して、それは問題なかったと言えますか。

○山下国務大臣 まず、このデータについては、野党ヒアリングに提出したということを確認の上、私も、野党ヒアリングに提出する資料であるからこそ、しっかりとしたものを野党の先生方にもお出ししているのだらうということで、軽信して、野党ヒアリングで使った資料を読んだというところがございます。

今後こういうことがないように、しっかりとこういった精査をするようにということを改めて指示したところでございますし、だからこそ、改めてこの詳細な報告を受けた後、門山政務官、弁護士でもございます、そうした門山政務官をヘッドに、こういった技能実習生の制度の実態把握のあり方も含めて、運用についてのプロジェクトチームを立ち上げるよう指示したところでございます。

○階委員 大臣、甘いんですよ。今、野党ヒアリングにしっかりとしたものを出したはずだと思つて、それを真に受けて答弁したということだったんですが、実は野党ヒアリングの場でも、この取りまとめの結果というのが本場に正しいのか、例の裁量労働の問題とかもありました、野党ヒアリングの場でも、裏づけとなるものとのデータを出してくれ、こう言っているわけですよ。

別に我々は、あの一枚の紙を正しいと認識していたわけじゃないんですよ。大臣だけですよ、あれが正しいと考えているのは、甘いんじゃないですか。ガバナンス能力がないんじゃないですか。

○葉梨委員長 ちよっと、低姿勢で答えて。

○山下国務大臣 お答え申し上げます。

御指摘はしっかりと真摯に受けとめたいというふうに思っております。

他方で、裁量労働制に関しては、これは他省庁にかかわることなので、コメントを差し控えます。

私は、やはり、国会議員の皆様にもきちんとしたデータを示すことにおいては与党も野党もいんだらうと思つています。そして、とりわけ野党の皆様には、しっかりと御審議いただくために、しっかりとした資料を出すようにということ是指示をしていたところでございます。なので、野党ヒアリングでお出ししたということで、これはしっかりと見ているのだらうということで軽信してしまつたということ、これはもう本場に反省しております。

そして、ただ一方で、個別の聴取票を提出できない理由につきましては、これまでるる申し上げていたとおり、ここにはプライバシーの問題、あるいは今後の調査などについて大きな支障を来すおそれがある情報が含まれておるということで、その直接的な御提供については応じかねるということをお願いしていただいております。

○階委員 客観的な事実として、私たちが懸念していたとおり、やはりバックデータ、もとのデータを見たらうそだった、虚偽だったということが発覚したわけですよ。でも、大臣は何の疑いもなく、あの数字を国会答弁で読み上げてきた、議長談話があつたにもかかわらず。統治能力がなさ過ぎると思ひますよ。もつと役所を把握して、役所がこういったことがないようにしないと大臣は務まらないということをもつと申し上げます。

その上で、これも大事なデータだと思います、新しい制度が始まつた場合に、その外国人労働者の供給源として技能実習生というものが大きな割合を占める、これも午前中から、四割とか五割とかそんな数字が出ています。そうした中で、じゃ、昨年十一月から技能実習三号という仕組みが始まりました。この一年間で、技能実習二号から三号に移した人数と二号修了者に占めるその割合、このファクトをお答えいただけますか。

○山下国務大臣 まず、技能実習三号についてで

ございますが、技能実習三号の在留者数、これは平成三十年六月末現在のあくまで速報値でございますが、千五百八十六人であるということでございます。

○階委員 私が聞いているのは、この一年間、昨年十一月から新たな三号という制度が始まりました。ちよっと一年たちます。そこで、この一年間で二号から三号に移した総人数と、二号修了者全体に占める割合、このファクトをお聞かせください。

○山下国務大臣 この点につきましては、質問要旨をいただいたのがきのう午後九時ごろでございます、また、これについて、責任ある正確な答弁の観点から、この場で責任あるお答えをできるまでの資料を入手できなかったということでございます。なので、必要であればまた後日お答えをさせていただきますと思いますが、若干ちよっと時間をいただくことにならうかと思ひます。

ですから、今申し上げられるのは、三十年六末現在で、技能実習三号の在留者数が、あくまで速報値ということでございますけれども、千五百八十六名ということでございます。

○階委員 いつその数字は出せるんですか。

○山下国務大臣 それにつきましては、きのうの午後九時ごろにいただいた都合でございます、また、ちよっとその精査にかかる時間等も含めて検討させていただきたいと考えております。

○階委員 大臣、先日の委員会と同じような話ですけれども、実はこの話は、後ろにいらつしゃる近江室長には、先週の金曜日の段階で出してくれと言つています。出してくれと言つていられるけれども、きのう急に出不せないと言つていられるけれども、私も、私は、きのうの遅くとも夕方の段階では、いつ次質問するかわからないけれども、この数字が出せないとの議論というのは始まりませんよということはいさ言つています。金曜日の段階で言つていますから、私は、近江室長に。うそだと思ふのなら、後ろの方に聞いてくださいよ。

○葉梨委員長 どのような内容の資料提供をされたいでしょうか、金曜日に。

○階委員 十四業種、金曜日に、算定の根拠というのが出てきました。それで、その中で、受入れ見込み数の中で、技能実習を修了して来られる方の数字が出ております。そうした技能実習を修了して出てこられる方が多い業種については、どうやってその数字を出してきたのかという議論をする中で、今現在のファクトとして、二号から三号、この一年間で移った人数とかその割合はどうなっているのかということも十四業種の大半について聞いています。なので、近江室長は、金曜日の段階ではそのことはよく御存じだと思います。

○山下国務大臣 もちろん、先生は誠意を持って私に質問してくださつていますし、私も、よもやうそをついているとは思ひません。先ほどおっしゃったけれども、そんなことは絶対に思ひません。私も誠意を持って答えているということは信じていただきたいと思います。

ただ、先ほどのお話でございますけれども、いつ質問するかわからないけれどもというふうなお話であれば、なかなか我々も準備することが難しい。そして、正式にこの点について聞くというふうに承つたというのがきのうの夜九時でございます。業務時間終了後ということもございします。そういったことの中で、ちよっとお時間をいただきたいということで、誠意を持って……(階委員)「いつまでですか」と呼ぶ今ここで、事務方、あるいは政府参考人として指名もされていない中で無責任な答えはできないと思ひますので、ここは若干のお時間をいただきたいと思いますように思ひます。

○葉梨委員長 山下法務大臣、ちよっと、私の職権でもあるんですよ。実は、きのうの勤務時間終了後にきょうの委員会を立てたものですから、階委員が九時だったというのが責めになるわけではありません。

○階委員 今のは議事録にしっかりと残してください。お願いします。

○葉梨委員長 はい。だから、速記をとめないで

申し上げたんですよ。

○階委員 ありがとうございます。

それで、さらに申し上げますと、私は金曜日の段階で、その数字を月曜日に出してください、こういうことも言いました。それも近江室長に確認していただければよくわかると思います。

ところが、月曜日どころか、火曜日になっても出てこない。それで、私は、業を煮やしてわざわざ夕方忙しいときに近江室長に直接電話をして、いつになったら出るんですかということを書いて、まだ出せないと言うから、じゃ、今度質問するときは必ず答えてくださいなということまで言っているんですよ。本当だったら月曜日に出す約束だったんですよ。

そういういいかげんなことをされると、せっかく我々はちゃんと準備をして真面目な質疑をしようと思っているのに、我々の質疑がかえって進まないじゃないですか。だから、この質疑というのが、いつまでたっても中身がよくわからない。それで、私たちとしても、そんな拙速な、中身の空っぽのものを進めるべきではない、こういう話になるわけです。

だから、今の数字、すぐ出してほしいんですね。逆に、この数字も出せないのならば、大臣、かねがね、さつきも言っていましたけれども、必要とされる人材が確保されたら外国人の新規入国を停止すると言っていますけれども、そんなのは把握できていないじゃないですか。必要な人材が確保されたらすぐ停止できないじゃないですか。リアルタイムで把握していなかったらだめでしょう。

だから、私は、こんな数字ぐらいい出せないのかと金曜日から言っていて、月曜日には出しますというふうな話もありましたので、ずっと待っていました。きのうの九時とかそんな話じゃないんですよ。すぐ出してくださいよ。

○薬製委員長 階委員に申し上げます。今すぐ出ないわけですよ。（山下国務大臣「そうです」と呼ぶ）

確かに、この千五百八十六人というのは、二号から三号に移った人間、これはすごく大事な数字だと思えます。私も、それで、しかも、この千五百八十六人が十四業種で大体どれぐらいそれぞれいるのかということを知りたいということだろうと思えますので、理事会で協議をいたしまして、必要であれば、早急に提出するように要求したいと思えます。

○階委員 ぜひ委員長には適切なお取り計らいをお願いします。

その上で、次の質問ですけれども、今の質問にも関係するんですけども、私のきょうの資料の一枚目、これはもう皆さんおなじみの、ほかの委員からも出されている、十四業種の見込み数の一覧表です。

経済産業省系の三業種、上から三、四、五段目にありますけれども、この三つについては、金曜日の夜ヒアリングしたところ、技能実習の状況等を踏まえ、技能実習生の七、八割が特定技能一号に移行すること、この技能実習からの受入れという数字になっているという説明でありました。

きょうは経産副大臣に来ていただいています。が、今申し上げたとおり、事務方からは既に、技能実習の状況等を踏まえ、七、八割が技能実習生のうち特定技能一号に移行するんだ、こんな話なんですけれども、いかなる技能実習の状況等を踏まえたのか、お答えいただけますか。

○関副大臣 お答え申し上げます。

厚生労働省の方で、帰国技能実習生フォローアップ調査というのがなされております。これにおきまして、技能実習生が帰国後に実習と同じ仕事又は実習と同種の仕事に従事している割合が出ているわけですが、その割合が、過去三年、七割から八割ということで、六九・七%から七五・四%という数字が出ておりますので、その間で推移していることを踏まえて出したものでございまして、新制度での受入れに当たりましては、雇用契約に基づいて合意等が必要となります

ので、現時点での正確な移行割合の把握は実際にはなかなか困難なものでございますけれども、技能実習の修了者に対しますこの調査結果も参考にいたしまして、技能実習生の特定技能への移行割合を七〇%から八〇%と仮置きをさせていただいた次第でございます。

○階委員 今の答弁の中で、これまでの技能実習生が帰国後に六九・何%同じ業種についている。帰国後ということとは、母国に帰国した、そういう意味ですか。

あつ、これはちょっとおかしいと思うんですね。逆に言うと、七割ぐらい母国に帰っているということですよ。であれば、今回新たな制度が導入されたとしても、技能実習を終えられた方は七割ぐらい母国に戻っちゃって、日本に七割とか八割という話にはならないんじゃないですか。この数字の信憑性が疑われます。どうなんですか。

○薬製委員長 現制度では全員帰るんですよ。関経済産業副大臣、もう一度答弁してください。

○関副大臣 これは、全員帰った中で、当然今の制度では一旦全員帰られますので、帰られた中で、自国のその業種の中におきまして、同じ業種若しくはそれによく似た業種という意味でございます。

○階委員 私もちよつと説明の仕方が悪かったと思えます。

要は、母国でもニーズがあるわけですね。戻った人の七割ぐらいが同じ仕事で働く。つまり、母国に戻って仕事ができる環境なわけですよ。にもかかわらず、あえて日本に残って特定技能一号を選ぶ人がこれから先七割も八割もいるんだらうか、そういう問題意識です。この点についてはどうですか。

○関副大臣 階委員の御質問の意味もよくわかります。それほどやはり母国に帰りたいかというふうな御質問だと思わしますが、その点につきましては、我々も、いろいろな考え方があるかと思うん

ですけれども、今は、日本にそのまま残っていた際の割合が、同じ、仮置きで計算するしかございせんので、それで仮置きをさせていただいたということであつと御理解賜ればと思います。

○階委員 関先生は本当にお人柄がいいので、私も法務大臣と違って矛先が鈍りつつあるんですけども、しかし、これは真面目な話をしなくちゃいけないと思つていまして、そもそも技能実習は、母国に帰る人を引きとめて国内で働かせるための制度じゃないんですよ。母国に仕事があるなら、これはいいことなんですよ。どんどん戻つていただいて、母国で活躍してもらう、そのために技能実習制度というものがあるんですよ。にもかかわらず、終わつた人の七、八割が残るという前提でこういう数字を出すというのは、技能実習制度の趣旨を根幹からねじ曲げている、その点でも問題だと思えます。

この数字、撤回して出し直すべきだと思います。どうですか。

○関副大臣 その点はいろいろ議論のあるところだと存じます。

特定技能にかかわります新たな受入れ制度でございますけれども、深刻な人材不足に対応いたしますために、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行つてもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野におきまして、これは一定の専門性、技能を有して、即戦力となる外国人材を我々として受け入れてまいりたいという形でつくつていくという考え方でございます。

一方、技能実習制度の方は、先生もおっしゃるとおり、人材育成を通じた開発途上国・地域などへの技能とか技術又は知識の移転を図ろうというところで、国際協力を推進することを目的とするところの制度でございます。制度が異なつて、同じような数字の仮置きをすることは難しいのではないかと先生方の御意見もよくわかるんですが、今のところの数字の考え方としては、こういうふうな、地元にお帰りなされた方に

対しての調査によつての数字で仮置きするしか
ちよつと、あくまでも想像レベルになつてしま
いますので、それで一旦仮置きさせていただき
たいと思います。

○階委員 仮置きするにもほどがありまして、こ
んなにかげんな仮置きは認められません。

それと、一方で、技能実習生の七、八割は、こ
れは母国に戻らないで日本に残るという仮定を置
いています。今回、特定一号に移る人は、別に技
能実習に限る必要はないんですよ。試験を受けて
もこの資格は取れますね。でも、試験の方は若干
名ですよ、どれも、三つとも。これはまさに、技
能実習法に三条の二という条文がありまして、技
能実習は労働力の需給の調整として行われてはな
らない、この明文の規定にも反していると思いま
すよ。

これは、本来の趣旨からいうと、やはり技能実
習の方は本国に戻つてもらつて、試験の方で本当
に必要な人材ならばちゃんと確保する、これが本
来のあり方であつて、その意味で、この若干名も
含めて、全体的に数字を見直すべきだと思いま
す。もう一度答弁をお願いします。

○関副大臣 新試験についてでございます。

今後、これまでの技能実習の二号の資格を経て
帰国しております、今先生おっしゃるところの外
国人技能者と、並びにもう一つ、現地の日系企業
での勤務経験がある外国人の技能者なども、現地
における新試験によつて技能実習二号制度を受け
られるというふうな形で、試験の受け方につきま
しては、今までの実習の方がそのまま日本に残ら
れてそのまま契約の方に入つていく方と、テスト
の形という二本立てにしておりますので、そのこ
ところのあり方につきましては、今のところの数
字からいきますと、実習をずっと受けた方が七、
八割と考えられて、試験という形を通す方は少
なくて、若干ぐらいではないかというふうな考え
方をしております。

数値の置き方におきましてはいろいろ考え方も
あるかと思うんですが、今、済みませんが、今の

段階では、もう本当に仮置きさせていただければ
と思います。

○階委員 ちよつと仮置きにもほどがあると思
ひ言いましたけれども、こんなにかげんな決め
方だと、さつき技能実習生と密接不可分ではない
と大臣は言いましたけれども、もう技能実習生が
ないとなり立たないような数字を出してきてい
るわけですよ。おかしいと思いませんか。これは所
管の省庁として、法務省として、こんな数字は出
し直せと言ふべきじゃないですか。これでいいん
ですか。大臣の見解も伺つておきます。

○山下国務大臣 技能実習と密接不可分ではない
ということについては、私はそう考えておりま
す。そして、もちろん、技能実習で身につけた、
例えば三年いました、そしてその後どうするか
というチョイスがございます。現段階では技能実習
生は帰国を余儀なくされる。なので、帰国をし
て、その場所で仕事を見つけないということにな
っております。

しかしながら、現在において人手不足が深刻な
産業分野におきまして、そこでは、働いていた
く新たな資格として特定技能一号というのをつ
くるわけがございます。その場合に、技能実習二
号を終えた者には三つの選択肢があるということ
でございます。帰国する、あるいは三号に移行す
る、あるいは特定技能一号に行くということでご
ざいます。

そうした中で、例えば、経産省の見立てによ
つて、例えば経済産業などは、やはりオン・ザ・
ジョブ・トレーニングのスキルというものが問
われるという部分もございます。そうした中で、技
能実習でそのわざを身につけた者というものを
入れるということを経産省として考えておられ
るだろうということ、あなたがそれは排斥すべき
ものではないかというふうにご意見を伺います。

○階委員 この数字をあくまで正しいと言ふので
あれば、やはり技能実習制度に問題があるか
ないかを検証して、それを正した後でなければ、こ
れだけ技能実習に頼っている制度は始めてはなら

いということを申し上げたいと思います。
それから、私、介護についても気になる数字で
した。

一枚目、厚労省の一番上にありますけれども、
介護業は、国内人材の確保で二十二万から二十
三万人、それで、新たな資格による外国人材の需
要の見込み数が五万から六万人ということで、それ
に見合う受入れの見込み数があるんだというよう
なたてつけになっております。

しかし、順番からすると、まず、外国人を幾
ら受入れ可能なかということをはじき出した上
で、足らず前を国内人材の確保で補っていないか
というふうな、説明の資料を見ていと思えるわ
けですよ。

どういう発想に立つてこの国内人材の確保、二
十二万から二十三万人が出てきたのか、副大臣、
お答えください。

○高階副大臣 お答えいたします。

平成十二年の介護保険制度創設以来、急速にこ
の国の介護人材というのは総数をふやしております
して、平成二十八年度時点で百九十九万人に働いて
いただいております。年に平均しますと八万四千
人ぐらいの増加ということで、市場はすごく大
きくなってきています。

足元で見ますと、この内数ですが、新卒で四
九千人参入している。このほか、業界内で移動
する例もありまして、コンスタントに、直近で年
間六万人ぐらい介護人材として現場で働いて
いる、こういう状況にあります。

そういったもと数に基づきまして、実績に基づ
きまして、今後もコンスタントに六万人程度は必
要とされる分野でございますので、まずは国内の
人材に入つていただく、そして定着していただく
ような努力をしつつも、生産年齢人口が減つて
いく中、また、有効求人倍率というところも高
まりつつあるという状況でございますので、厳し
く見積もつて、しっかりとこの分野に入つてきて
いただく人を考えたときに、四、五万人程度、年
に確保することは可能であらう、それが前提の数

になつておりまして、五年間でこの数字を出さ
せていただいた、そういう計算でございます。

○階委員 今の答弁を確認したいんですけど
も、毎年六万人ずつ介護人材の需要がふえるの
か、それとも、介護人材の供給が過去ふえて
きたのか、このあたりがはつきりしていません
ので、もう一度お願いします。

○高階副大臣 お答え申し上げます。
過去にさかのぼりまして、制度創設後、現時
点までですと、年間八万四千人がコンスタ
ントにふえてい

ただ、これが制度創設当初から見ますと、少
ずつふえ幅が減つてきておりますので、直近で
申しますと、大体年間六万人ずつの増員をして
きています、これがこれまででございます。

これから先を見てもいまして、更に二一
年が拡大していく中で、この先も引き続き五年間程度は
毎年六万人ぐらいの人員増を必要としているとい
うことでございまして、直近の状況とこれから
将来にわたる状況と、たまたま六万で数が均
衡してございまして、今後とも年間六万人程
度の増加が必要というのがこの国内の介護人
材の必要数ということになっております。

この中で、直近、新卒で約四万九千人が参
入しているという状況にありますので、今後、
国内人材の定着等の取組を進めながら、この
制度を活用させていただければ、こういう考
え方でございます。

○階委員 直近まで毎年六万人ずつ実際に
介護人材がふえてきたわけですね、国内で。そう
したら、それを単純に延長していけば、六万人
掛ける五で、それだけで三十万人の需要は満
たせます。なぜそのトレンドが下がっていくとい
うふうに見えるのか。人口減少という確かに
構造的な要因は一方でありまして、ただ、他
方で、待遇が低いからこの分野にはなかなか
国内で人手が集まらないというのがあると思
います。

私は、今回の見直しを見ますと、まず介
護施設の方にヒアリングをして、受入れ希
望の数が

これだけありますよとその数字を出して、足らず前の数字が二十二万とかそういう数字だから、二十二万とか二十三万人、だから、わざわざ、足元六万人でふえてきたにもかかわらず、それを帳尻を合わせるために、二十二万から二十三万に合わせるためにベースダウンさせている。本来であれば、毎年六万人ずつふえてきたら、それを維持するか、あるいはふやしていく、そんなことをまず国内人材の確保でやるべきだと思います。

国内人材の確保に精いっぱい努力をしてお足りなければ外国人というのが、総理あるいは法務大臣もこの間答弁してきた趣旨だと思います。ところが、むしろ国内人材の確保はもうこの後じり貧だという前提に立ったこの外国人の受入れの数字の出し方、これは非常に問題だと思いますよ。何でこんな出し方になるんですか。

○高階副大臣 繰り返しの答弁になって恐縮でございます。

国内人材の確保への取組を一層強化する、このことはまず私も真摯に取り組んでまいりたい、こう考えております。

その上で、厳しく見積もった場合、このぐらいにとどまった場合にでも対応が可能な状況まで頑張っていくということをごいまして、足らず前を補うという思想ではございません。

○階委員 公表されている介護業の受入れ見込み数の考え方というところには、「介護分野においては、約一六％の施設等が外国人材の活用を希望している」という調査結果に基づき、外国人材の受入対象となる施設等の数が約十一・三万箇所であることを踏まえ試算している」というふうにあります、受入れ施設側の事情を考慮してこの数というのは出しているということになっていきますよね。

そうではないと思うんですよ。まず、国内でどれだけ確保できるかというところから外国人で補充なくちゃいけない数が出てきて、それが実際達成可能なかどうかということをしつかりチェックするべきであって、最初から受入れ見込み数と

いう話ではないと思いますよ。

私は、この説明では納得できませんし、さっきも言いました、わざわざ六万人で足元推移してきたものを二十二万、二十三万に合わせるために下方修正しているというのもおかしいと思います。このことについては、時間の関係できょうはおいておきますが、また別の機会にお尋ねしたいと思います。

最後に一問だけ、山井先生の時間をおかりして一問だけ、済みません。

私の最後の質問は、これも大事なデータだと思うんですね、失職した技能実習生の聴取票の集計結果、午前中も取り上げられていましたけれども、最低賃金以下という低賃金の中でも最も低い部類の方が二十二人かつ〇・八％という集計結果になっております。しかし、先ほど源馬委員も取り上げていましたけれども、聴取票を見ますと、労働時間と月額給、これをもとにして時給を割り出すことができます。

私たちは、まだ全部は調べ切れていませんけれども、野党四党で共同して調査をした結果、この時給を割り出した数字が、平成二十八年ごろとしまして、最低賃金が大体七百元ぐらいだろうと、時給七百元を最低賃金として、その七百元を我々が割り出した時給が下回っている割合、これを調べたところ、何と七三％が下回っている。これは無作為で抽出しておりますけれども、全部で百七十六件というデータを調べた数字ですので、全体からするとまだごく一部です。

これは私、重要な数字だと思いますので、山下法務大臣、全体で、私が今申し上げましたようなやり方で、最低賃金以下となる人数と割合、これも近江室長には既に通告していたことなんですけれども、これは出せますか。

○山下国務大臣 お答えいたします。最低賃金以下で稼働しているという技能実習生につきまして、そういったものも含めて、違法、不正が疑われるものについては、この二十九年の聴取票についてしっかりと調査するようにというこ

とを入管局長にしっかりと指示しております。

そしてまた、そういったことについていかに把握するか、あるいは今後どういうふうな技能実習法、新しい法も含めて運用していくかについては、今、門山政務官トップのプロジェクトチームで検討していただいているところでございます。

○階委員 この数字というのを早く出してもらわないと、法案の審議は成り立たないと思います。それで、先ほど来、法務大臣は、技能実習制度と今回の制度は密接不可分ではないということを言っておられます。私は、このこと自体も疑わしいと思いますが、仮に法務大臣の意見を取り入れたとした場合、可分だということになりますね、技能実習制度と今回の制度は。

可分なのであれば、まだ問題点の検証が終わっていない技能実習生については、新たな制度で特定技能一号の資格を取得する、その範囲からは外して、まずは試験だけで新しい制度を進めればいいんじゃないかということを最後に申し上げまして、とりあえず、きょうはこのあたりで終わらせていただきます。

○葉梨委員長 以上で階委員の質疑は終了いたしました。

次に山井和則君ですが、国民民主党の時間の範囲内でお願いを申し上げます。

山井和則君 ○山井委員 これから約三十分、質問をさせていただきます。

今の階議員の質疑を聞いていても、山下大臣、これから検討するとかおっしゃっていますけれども、きっちり検討した上で法案を出すのが筋じゃないんですか。

きょうも、約十名の技能実習生の方々が、きょう昼間、集会が院内であつた関係で、その流れで越えしをくださっております。中国、ベトナム、カンボジア、フィリピンなどなどです。

それで、きょうの私の三十分の中では、主にこの技能実習生の方々、また、今回個票で明らかに

なった、失職した方々がどういう労働を強いられしてきたのかということを質問させていただきたいと思ひます。きょうも、言葉が、日本語が十分にわかりにくいですから、通訳の方を交えてお聞きをいただければと思うんです。

正直言ひまして、私も、技能実習制度がこまひどいとは思ひていませんでした。しかし、この法案の審議に当たりまして、約三十名の技能実習生の方々から、野党ヒアリングという形で、きょうお越しをいただいている方々などから個別に話を聞かせていただきました。

例えば、きょうお越しになつていられる方の中でも、カンボジアのある男性は、段ボール工場に働いていられた。ところが、指を途中から三本切り落とす大けがをされた。にもかかわらず、その仕事場では、もうあなたは仕事ができなから帰ってくれと言われた。ひどいと思ひませんか。労災になつたら、帰れと言われる。

さらに、ほか、お越しになつていられる方、岐阜県の縫製、縫い物ですね、縫う仕事。朝八時半から夜中二時まで働いて、一カ月に一日しか休みなし、残業の時給は三百円。最低賃金法違反、労働基準法違反。残業代を三百万円ぐらい請求しているけれども、払ってもらえない。もう一カ月働き通して、朝から夜中まで働いて、働けない、体調が悪い、お医者さんに行きたいと言われても、行かせてもらえない。非人間的じゃないですか、この状況は。

こういう状況が、繰り返し言ひます、私もそれほど詳しくありませんでした。でも、今回の法案審議に当たつていろいろ直接聞いている中で、これは深刻だな、表で言われている内容と全然違ひじゃないかということを感じざるを得ないんです。

さらに、きょう来ておられる中でも、指を骨折したら、二日間の治療だけで、すぐ仕事しろと言われた。結局、そういうことで、パワハラのなことを受けて体調を壊された方もおられます。あるいは、少し、労働条件が悪い、あるいは暴力を

振るわれたということで、ちょっと苦情を言ったら、帰らなさいといつて強制帰国をさせられた。

私は、これは国際問題になりかねないと思いますよ、この状況のまま広げていったら。このような技能実習制度で、深刻な、国連などから奴隷労働じゃないかという批判も出ているものを、廃止するなり抜本的に改善することなく、今回の法案は、事実上、継続、拡大、永続化させかねない内容であります。詳しくは、この配付資料に一人一人のケースを書かせていただきました。

これは与党も野党も関係なく、国連からも奴隷労働ではないかなどと海外からも批判されている働き方、これは一度立ちどまって、これはだめだという認識の中で法改正を議論せねばならないと思います。

そこで、まず、山下大臣にお伺いしたいと思いますが、こういう劣悪な処遇で働いている技能実習生の方々と会って直接話を聞かれたことはありますか。

○山下国務大臣 まず冒頭、技能実習生の方もおられます。そして、先ほど、技能実習のことは余り御存じないというのは、これはもう山井先生の御謙遜だと思えます。なぜなら、この外国人研修制度の見直しに係る措置、在留資格、技能実習の新設をした、これが施行されたのが平成二十二年七月一日、この当時の厚生労働大臣政務官は山井先生でございます。その山井先生がこの技能実習にかける思い、これは私も本当に重いものがあると思います。

そして、従来から言われておりました、山井先生始め、これは与野党を通じて、この技能実習、これを古い制度で運用してきた、これに対して大変な批判があった。これに対して、我々与党のみならず、野党の、民進党の皆様の大きな賛成も得て、二十八年十月二十一日、この法務委員会……(山井委員)時間が短いので、簡潔に答えてください。簡潔にと呼ぶわかりました。この新しい技能実習法が成ったわけでございます。私としては、法務大臣として、新たなこの技能

実習法について、しっかりと運用してまいりたいというふうに考えております。

○山井委員 私の質問は、劣悪な処遇の技能実習生と会って直接話を聞かれたかという質問をしているんです。

○山下国務大臣 済みません。先生の思いのこもった質問にちょっとあれしてしまいました。が、もちろん、技能実習生と会って話したことはもとよりございます。その技能実習生の中には、やはり、まだ日本にいて続けたい、でも帰らざるを得ないというような声もございました。私も、そういった技能実習生には例えば地元を回る中で会って、そして生き生きと働く姿、これも目にしているところでございます。

○山井委員 今回、七千人が昨年失踪し、かつ、そのうち二千八百人のファイルが出てきて、その中で深刻な問題が出ていっているわけですね。これだけ、最低賃金法違反、労災でも十分な治療も受けられない、あるいは長時間労働、過労死ライン超え、こういう劣悪な処遇が明らかにあった以上は、この法案審議をやっている最中に、ぜひ、そういう劣悪な処遇で本当に苦しんでいられる方々と、大臣、直接会って話を聞いていただきたいと思えます。いかがですか。

○山下国務大臣 旧制度下における状況において、その反省を踏まえ、二十八年の十月に新しい技能実習法がなされた。ですから、新法の適用下におられる方がこの中にどれだけおられるかというのもまた後で先生から伺いたいところではございますけれども、そうした旧法での皆様の御苦労に対して、我々国会はしっかりと真摯に受けとめて新たな技能実習法をつくり、そして昨年の十一月からこれを施行して、私も法務大臣として真摯に運営しているところでございます。

そしてまた、こういった状況にある技能実習生の皆様に対して、その実態把握も含めて、今般、門山政務官、弁護士もでございます、長年の法曹実務もございまして、その門山政務官率いるプロジェクトチームを立ち上げて、その中で検討して

いただくというふうに考えているところでございます。

○山井委員 本会議で階議員が質問されたら、安倍総理は担当省庁で対応すると言ったから、法務大臣に今言っているんじゃないですか。これからプロジェクトチームをつくるって、何ですか、それは。今、法案審議をやっているんでしょ。

大臣が先頭に立って、目の前におられますよ、目の前におられますよ、きょう五時十分までですか、ぜひきょう、五時十分、終わってからも結構ですよ、早急に会って。言っているんですけども、これは人権侵害ですよ、国際問題になりますよ。そのことが今回の調査でわかったんですよ。

大臣が直接会って話を聞く、それが当たり前のじゃないですか。いかがですか。

○山下国務大臣 今回の調査は、いずれも旧制度における技能実習生でございます。そしてまた、きょうおいでの皆様にも、もし皆様が旧制度でおられるのであれば、その状況は、与党も、そして当時民進党であった野党の皆様の大きな賛成も得て、維新の皆様もそうでございます。我が日本の法制は変わった、そして去年の十一月から新たな制度に従ってやっているということ、これをぜひお伝えしたいと思っております。

その上で、今回、技能実習制度について、この運用についてのプロジェクトチーム、これはもう既に立ち上がっております。先週金曜日にも立ち上げています。そして第一回会合も済ませています。(山井委員)答弁長い。短くしてください。と呼ぶ申しわけございません。その中で、議長である、法律家である門山政務官にその実態把握について委ねているというところでございます。

○山井委員 何を言っているんですか。実態把握してから法案をつくるのが当たり前じゃないですか。何やっているんですか、法案審議しながら、これから実態把握しますって。

しょう。(発言する者あり)そんなこと、言わなくていいですよ。

これは、新法がどうかとか、何で逃げるんですか。現実の人権侵害が目にあるんですよ。日本人と同じ、幸せに働き、幸せに暮らす権利がこの国の国民にもあるんですよ。その守る責任者は法務大臣じゃないですか。なぜ会わないんですか。私たち野党議員は、三十人、四十人に会っているんですよ。野党議員が会っているのに、何で法務大臣が会わないんですか。

これは、そういうことで、この取りまとめ票はうそがある、より高い賃金を求めてというのうそがあるということ、私たちが追及したら洪水が溢れました。しかし、残念ながら、法務委員のみの手書きで写せということで、二千八百人のうち百八十四しかまだ作業できていません。私も、きょう質問するからもうちょっと見たいと思つたら、きょうは委員会をやっているから見られません。この実態を見れば、残念ながら、どんな状態かわかるんですよ。何で隠すんですか。

これは、申しわけない、私、二時間で十二人分しか書き写せませんでしたけれども、書き写しました。ちょっと見てください、この八ページ。例えば、八四一、中国人女性。一年七カ月いて、婦人子供服製造。七十万円を送り出し機関に払った。そして、入国前の説明では十六万円の月給という話だったけれども、来てみたら六万から十万。そのうち五万は控除。労働時間は六十時間。つまり最賃割れなんです、最賃割れ。月八十時間以上の残業で最賃割れ。それで失踪して、こん包の仕事の一万円、せめて最賃のところに移った。違法な労働状況から逃げて、せめて最賃がもらえる合法なところに移った。これは失踪というより緊急避難と言えんじゃないですか。

例えばこの二つ目。これも、フィリピンの男性、建設作業員の方。月七万円月給、しかし、入国前の説明では十五万円だった。約七十二時間労働、これも最賃割れですよ。最賃割れ、かつ、月百二十時間の過労死ライン超えの残業。にもか

ならず、この資料には低賃金というマークもついている。過労死ラインを超えて百二十時間も残業しても、長時間労働というマークはついていないんです。

つまり、この一つ一つを見れば、どういう状況か。十五万と言われたのに、来たら七万しかもらえなかった。そのうち控除されるのが五万円。このままでは帰れない、借金返せない。最賃割れだ。おまけに暴力を振るわれているんですよ。この表を見て、ひどいと思われませんか。こういう資料が二千八百枚ある。でも、私たち、書き写せと言われているから、まだ百八十四枚しかできないんですよ。こういう現実ですよ。

なぜ失職せざるを得なかったのか。この現実、国会議員だけじゃなくて、私は、日本人全員が知るべきだと思いますよ。法改正をするのであれば、どうしたら改善をするのか。言っちゃ悪いけれども、人間扱いじゃないじゃないですか。それを守るのが法務大臣じゃないんですか。(発言する者あり)摘発しないとだめだと今言っているんですけど、そうなんです。本来、これはほとんど摘発しないとだめなのに、摘発してこなかったんじゃないんですか、法務省も厚生労働省も。お願いです。お願いです。私たちが審議したいんです。二千八百人の状況を知りたいんです。国民も知りたいと思います。ぜひ、コピーさせてください。何で法務委員だけが手書きをせねばならないんですか。こんなばかげた話がありますか。大臣が判断したらコピーできるんですよ。どこの発展途上国ですか。国会議員が手書きでしないとだめだ。なぜ秘書がやったらだめなんですか。なぜ二人がやったらだめなんですか。なぜ職員が手書きしたらだめなんですか。なぜ今、私がこうやって配れて、何で原本をコピーしたらだめなんですか。どこにプライバシーの問題、どこに刑事訴追の問題があるんですか。

これは頼みます。大臣がコピーオーケーと言えば、私たちが現状を学べるんです。与党も関係ないんです。ぜひ、これはコピーオーケーと御判断

ください。
○葉梨委員長 山井君に申し上げます。国民民主党も含めて、今回の閲覧の仕方については与党が合意したものでございます。

今後、理事会において引き続き協議をいたしますが……(山井委員「大臣に言っております」と呼ぶ)その後で大臣に答えていただきますけれども、理事懇、理事会の議論等についても、今おっしゃられましたけれども、この給与というのが、控除された後のものなのか、分割返済を行った後のものなのか、一概にはなかなかわからないといういろいろな議論がありましたので、そういう議論も含めて理事懇で、理事会で協議をさせていただきますが、山下大臣、いかがでしょう。

○山下国務大臣 まさにこの在留資格、技能実習が新設された施行当時の厚生労働大臣政務官である、まさにこの制度、古い制度が始まった当時の大臣政務官である山井先生の熱い思いをしっかりと受けとめさせていただいた次第でございます。そして、その制度がいろいろな批判があった、そのことについても山井先生はよくわかっておりました。あった、そのことはよくわかっております。しかし、その反省に立つて、我々は、与野党を超えて大きな賛成をいただいて、新しい技能実習法をつくったわけでございます。

そして、その調査票の対象は旧の制度でございます。そして、この調査票のお取扱につきましましては、これは理事会での御決定に従うということと御理解賜ればと思います。

○山井委員 これは国対を通じて与党にお願いしておりますが、審議妨害もいかげんにしないでいただきたい。要は、人権侵害や労基法違反を見逃してきた、そういうことがばれるからこれをコピーさせたくないのかもしれないけれども、審議妨害はやめてください。

では、次の質問に移させていただきます。今回、三十四万人、五年間と言われております。配付資料があります。十四ページ、十五ページを見てください。でも、これは、十五ページの

ときには五年間で三十四万人見込みとなっていて、十四万人という合計は消えております。ついでに、改めて確認しますが、この五年間で三十四万人受入れというのは上限なんですか、上限じゃないんですか、どっちですか。

○葉梨委員長 五年間で三十四万人受入れというのは上限なのか上限じゃないかという質問です。○山下国務大臣 上限ではございません。

○山井委員 でも、総理は上限とおっしゃっていますよ。だから、この新聞にも三十四万人上限と、総理が言ったから、こう報道されているじゃないですか。これは、山下大臣うなずいていられるけれども、そうしたら、安倍総理、国民をだまされたんですか。いや、ちよつと、上限じゃありませんと。内閣不一致じゃないですか。

○葉梨委員長 総理の答弁との関連性で答えてください。
○山下法務大臣。

○山井委員 いやいや、ちよつと私びっくりしました。上限じゃないと。
○葉梨委員長 じゃ、そこを山下法務大臣に説明させます。総理の答弁との、ちよつと説明させます。

○山井委員 いや、もう結構です。それは結構です。
○葉梨委員長 いいんですか。
○山井委員 いや、もう時間がもつたないので結構です。
○葉梨委員長 いやいや、正確に説明した方がいかと思います。
○山井委員 いや、いいです、いいです。私の質問時間ですから結構です。いいです。もう結構です。結構です、次の質問がありますから。(発言する者あり)

○山下国務大臣 三十四万人というのは、これは各省庁からの見込み数でございまして、これ自体を上限にするわけではございません。

○山井委員 いや、でも、安倍総理は上限とおっしゃったから、言っちゃ悪いけれども、じゃ、新聞報道などは誤報だったということ、私は別にこの新聞記事が間違っていると思いませんよ。安倍総理が上限にするのを衆議院本会議でおっしゃったからこうなっているのであって、これはびっくりしました。

かつ、私、申し上げたいんですけれども、十九ページ、二十ページと見てみたら、十四業種のうち十業種が、効率化、生産性向上が1%なんですよ。赤線を引いてありますけれども、1%。それでこの三十四万人という数字が出てきているんですけれども、これはおかしいと思いませんか。十四業種のうち十業種が1%。でも、こんなの、生産性改革なんて、0.5%かもしれないし、2%かもしれないし、全然変わらぬじゃないですか。こんな数字、はつきり言って机上の空論だと思えますよ。だから、私、本当にこんな根拠で上限なんですかと聞いたんですよ。

もう一つお聞きします。じゃ、この三十四万人という数字、年末までもう変わらねえね。この三十四万人という数字、変わらねえね。

○葉梨委員長 山下法務大臣、わかりやすく答弁してください。
○山下国務大臣 まず、この三十四万という数字は、各省庁から出された見込みの数字であって、正確な、総理がおっしゃったのは分野別受入れ見込み数の提示ということで、これは法律ができた後、基本方針ができて、その後、分野別の運用方針ができて、そこに記載される数字でございまして、この三十四万自体は上限じゃないんですよ。そのことはぜひ御理解いただきたいと思

○山井委員 これは下手したらフェイクニュースになりますよ。でも、安倍総理が言っているから、新聞報道も三十四万人上限。

じゃ、お聞きします。現時点で五年後の上限は何万人なんですか。

○山下国務大臣 上限という法的な意味で申しますと、これは、法律が成立して、そして基本方針が整い、そして分野別運用方針ができなければ、法的な意味の上限というのがない。しかも、運用上の上限ということでございます。ですから、三十四万という数字を上限と言うことはできないというのを申し上げています。

○山井委員 今、私たちは法案審議しているんですよ。じゃ、最大何万人なんですか。百万人なんですか、五十万人なんですか。全くわからないんだったら、これは青天井法案じゃないですか。青天井じゃないですか。今、法案審議しているんですよ。じゃ、この審議の中で、上限は五年後何万人と私たちは理解したいんですか。

○葉梨委員長 正確な法律用語であなたは答弁されているけれども、見込みと見通しと、どういう運用をするかというのを、実際の見通しとあわせてちょっと答弁してください。そうしないと、今決まっていらないから全然わからないんです。話にならないよ。

山下法務大臣。

○山下国務大臣 申しわけありません。

まず、三十四万人という、これは見込みで、模感を示すためでございます。そして、これは、各省庁が精査して、それで提出したものでございまして、これを上回ることはないのでございまして、これを上回ることはいらないというふうなことを考えております。さらに、法律上の上限というのは、本法においては、外国人の人数について数値として上限を求めることを義務づける規定は設けておりません。

他方で、この法律ができた後に、基本方針、分野別運用方針ができた段階において、運用上、分野別運用方針に明記する数字は、受け入れる業種における大きな経済情勢の変化、つまり、各業種の雇用情勢全般にかかわる事項についての大きな変化が生じない限り、五年間は受入れ数の上限としてこれを維持することになる。ですから、五年

ごとに向こう五年間の受入れ見込み数をこの分野別運用方針においてお示ししていく、これについては、大きな変化が生じない限り、五年間は受入れ数の上限として運用するということになるということでございます。

○山井委員 結局、私の質問に答えていないじゃないですか。法案審議の中で上限が結局わからないということじゃないですか。何の審議をするんですか、五十万人も百万人もわからないのであれば。さらに、おまけに、今言った数字が、生産性改革が1%という、これは本当に単なる一つの目安にすぎない数字で、だから私、上回る可能性はあると思いますよ。

なぜ、私、こんなことを言うかというと、配付資料二十三ページを見てください。例えば、外国人労働者を多数受け入れている韓国の調査では、赤線を引きました、「外国人労働者の割合が1%増加すると、国内の労働者の賃金が0.2〜1.1%減少することが報告されている。」

つまり、これは、いいかげんな数で入れて、もし生産性革命や効率化がより進んで、1%じゃなく2%ぐらい効率化ができれば、人を入れ過ぎて余っちゃうことになるんですよ。そうしたら、国内の労働者の賃金が下がったり雇用が奪われたり、私は外国人労働者を責めるのではありません、見通しがいいかげんだということを言っているんですよ。

こんないいかげんな青天井の法案で受け入れ過ぎたら、賃金が下がったり、日本人の雇用にも悪影響が及ぶんじゃないですか。いかがですか。

○山下国務大臣 先ほど申し上げたように、三十四万人ということは見込み数でございますが、これは精査した上での数字ですから、これを上回ることはないんだらうというふうなことを考えております。

そして、先ほど引用の二十三ページの資料でございますが、これはどのような立場の方がどういうふうな、個人の見解で書かれたのかどうかということもわかりませんのでコメントのしようがござい

いませませんが、いずれにせよ、これは……(発言する者あり)いや、これは論文を引いておりますから、大島、同上、P百二十二と書いてありますから、これがどういふものかというのはわからないわけでございます。

そして、国内市場への影響がということに関しましては、これは、生産性の向上そして国内人材の確保ということを尽くした上でなお人材不足だということでございます。それについては、関係省庁としっかりと、一旦受入れ数をセッとした後でもしっかりと見ていく、その外国人材の確保が成ったという段階ではもうストップしていくということになるというところであります。

○山井委員 最後に一問だけ質問します。

質問通告していますが、平成二十四年以降ことしまでの外国人技能実習生の失踪者の合計は何人ですか。そのうち、発見された人や帰国した人は何人で、失踪したまま行方不明の技能実習生は合計何人ですか。

○葉梨委員長 手元にある数字の範囲で、簡潔に。もう質問時間が終了していますから。

○山下国務大臣 二十四年から三十年上半期までで合計三万二千六百四十七人ということでございます。

○山井委員 いや、それは失踪した方で、その中で、今でも失踪したまま行方不明なのは何人ですか。

○山下国務大臣 失踪者のうち、現時点で把握している分について申し上げますと、既に出国した者や退去強制手続中であるなど所在が判明している者の割合は、二十七年に失踪した者については八五%、二十八年に失踪した者については七四%、二十九年に失踪した者については六三%ということになっております。

○葉梨委員長 山井君、質問時間が終了しております。

○山井委員 いや、だから、何人ですかということと聞いていますよ。質問したことに答えてください。何人ですか、今行方不明のままですか。

らぬのは、パーセンテージじゃなくて。
○葉梨委員長 それじゃ、数は、この委員会終了後、計算できるでしょうから、数を出してください。

○山井委員 これは質問通告していますので。

終わりますが、やはり雇用の調整弁には決してならない。待遇改善、人間扱いをしつかりとすることが大前提で、そういうことをせずに、どんどんどんどん今回の青天井法案で人を入れ過ぎて、不況になったら帰ってもらおう。そんな雇用の調整弁のような受入れは絶対反対でありますし、拙速なこの法案の審議、採決は絶対に反対であるということ強く申し上げまして、私の質問を終わります。

また改めて質問をしたいと思えます。ありがとうございました。

○葉梨委員長 以上で山井君の質疑は終了いたしました。

次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一でございます。聴取票のことがずっと出てきておりますので、この聴取票を作成した目的というものを、まず説明していただきたいと思えます。

○和田政府参考人 お答えいたします。平成二十六年になりました。技能実習からの失踪者が増加した、こういう背景がございまして、その失踪の原因を分析するために聴取票を作成するようになった、こういうことでございます。

○串田委員 昨日の夜ですか、これまでの国会答弁に関する質疑のデータをいただきました。これによると、十九回、国会議員が国会で質問をしているようなんですけれども、ここの十九回、国会議員が、平成二十七年からの資料なんです、この質問をした理由というのは、どういふふうに理解しているのでしょうか。

○和田政府参考人 理由を全てつまびらかに承知しているわけではございませんが、技能実習生の失踪の問題が取り上げられることが多かったこ

と、さらに、技能実習に関する法律の改正がございまして、その中の一つの論点として技能実習生の失踪の問題が取り上げられた、こういうようなことがあろうかと思ひます。

○串田委員 きとうまとめていただいたデータを見ると、十九回のうち十八回が、失踪にまつわる質問をされていた。それに対する答えというのが、今回の修正前の「失踪技能実習生の現状」を参照して答えられているわけでございます。

ところが、この「失踪技能実習生の現状」というのを訂正された。これでは間違っているということと訂正されたと思うんですが、そうすると、訂正前の回答で、失踪というものの解決が本来はもっと進んだのではないだろうか。例年失踪者がほとんどほとんどふえているから、十九回も国会で質問をし、いつも毎回、より高い賃金を求めている回答があるので、そうなのかなと思つて、十九回も質問が繰り返されていた。

それがもつと、実際のこの訂正されたような内容で答えていたのであれば、今のような失踪の数にはなっていないのではないかとふうにも思われるんですが、大臣はいかがお思いでしょうか。

○葉梨委員長 和田入国管理局長。先ほどの訂正のペーパーって、二十九、三十年の話ですからね。ちよつとよく経緯を説明してください。

○和田政府参考人 失踪の關係でございすけれども、幾多国会で質問をされております。これが、先ほどのペーパーのものは二十九年の結果を集めたものでございます。

そして、昨年の十一月に新法が施行されました、その間の議論の中に、一つこのことが議論の争点となりました、そして昨年十一月に施行されました新法におきましては、同一賃金、同一報酬の点でございすとか、あるいは外国人技能実習機構の創設でございすとか、さまざまな手法をとることによりまして、失踪問題も含めた技能実習生の人権問題などにつきましての一つの解決策をその新法において示した、このような経緯でございます。

でございます。

○串田委員 新法ができたのはもちろん承知しているんですが、今回政府がつくられた「失踪技能実習生の現状」というのが二枚あつて、新たに赤枠でつくられたということなんですが、これはデータとしての集計的な意味合いというのは違うということなんですか。それとも、同じ数字をもとにして表現を変えているということなんでしょうか。

○和田政府参考人 まことに申しわけないことでございすけれども、個々の聴取票を集計した結果、数が変わった、計算ミスがあつた、集計ミスがあつたということで、数が変わったわけでございます。そこで、その新たな正しい集計結果をもとにつくりかえたものが昨日お配りしたものでございす。

○串田委員 それを前提にして今まで委員も質問をしてきたんだと思うんですけれども。

そうしますと、集計が違つたということで、「より高い賃金を求めて」というのが、低賃金が、実質賃金以下とか最低賃金以下とか三つに分かれるように細かくしているということなんですが、このような細かな分かれ方以外に、いろいろなところで違いが出ています。

その点について質問されていらつしやる人がいるんですが、前の部分には「出稼ぎ労働の機会と捉え」というのが①に書かれていた。今回は①にそれが抜けているんですが、これは、現在も「出稼ぎ労働の機会と捉え」というのは同じであるという理解でよろしいですか。

○和田政府参考人 出稼ぎ労働の機会と捉えるかどうか。これは、賃金が一つの原因でございすので、そういう意味におきましては、賃金を得たというところで、本来の技能実習の目的とはやや外れます就労を目的としているものという意味で記載させていただいたわけでございますけれども、今回の集計結果につきましては、聴取票の記載に沿つた形で書き直すという意味で、記載を訂正させていただいたものでございす。

○串田委員 今後もこの票を使つていろいろな質問があると思うので、正しくちゃんと説明できないわけじゃないと思つて聞いているんですが、前の部分は、「出稼ぎ労働の機会と捉え」という表現は、何を根拠にしてこのようなことを書き記されたんでしょうか。

○和田政府参考人 お答えいたします。

この技能実習生の失踪、技能実習生というステータスで、その後、失踪技能実習生という我々の受けとめ方をした方からの事情を聴取するわけでございますが、当初、事情聴取を始めたころには、先ほど申し上げましたが、選択肢方式ではなくて自由記載方式でございました。そうした中で、さまざま聞き取つていの中で、この技能実習というものを、賃金が安いところから、より高い賃金を求めて失踪する方が多数であるという、このような聴取結果を得たわけでございますけれども、それは、端的に申せば賃金を求めて働くということでございますので、技能実習の目的とやや外れまして出稼ぎ労働の機会と捉えたのではないかと、このような評価を下した、そのようなことでございす。

〔委員長退席、田所委員長代理着席〕

○串田委員 今ちよつと、捉えたのではないかと推測が入つたんですが、フリーハンドで書かれているということ、出稼ぎ労働のために来たと書いてあつたんですか。それとも、そういうふうな推測したんでしょうか。

○和田政府参考人 フリーハンドでどのように書いていたかということをして集計しているわけではございませんので、そういうような集計を踏まえた我々の評価でございす。

○串田委員 だから言つていられるんですよ。

皆さんが疑問に思ふのはわからなくはないんです。これを見ると、失踪者がいかに悪いもののように書いてあるから、これはおかしいということと指摘しているの、原本を見せてもらいたいというのは、私はわからなくはない。どこにもだつて、それは推測なわけでしょう。どこにも

出稼ぎ労働の機会として来たんですと書いていないわけでしょう。それをどうしてこやつて書いているのかというのは、私としてはとても納得がいかないと思ひます。

そして、「より高い賃金を求めて」というところの中で、終了したからということなんですが、そうすると、暴力を受けた、そして終了をついた場合にも「より高い賃金を求めて」になるんでしょうか。

○和田政府参考人 この「より高い賃金を求めて」という評価をいたしましたのは、賃金の原因で失踪した方につきまして、これをまとめた形で、「より高い賃金を求めて」というふうに表示したものでございす。

○串田委員 そうすると、低賃金と、暴力を受けて、そこから離れて終了した場合には、どちらになるんですか。

○和田政府参考人 現在の複数選択になりましたからは、その両方につけられた方につきましては両方でカウントいたしております。

○串田委員 暴力を受けて出た、低賃金だから飛び出た、これは出ることの動機にはなると思ふんですが、「より高い賃金を求めて」というところの因果關係自体、私はないと思ふんですよ。ですから、その部分をあえて、どうしてこういうものをつけ加えるのか。

なおかつ、昔のやつは、「出稼ぎ労働の機会と捉え、より高い賃金を求めて」というのは、まさに失踪者が自分の欲望で出ていくように読めるから、十九回も国会の質疑を続けているけれども、失踪者の数はずっと、根源的な部分の解決ができないから、ふえ続けていたんだと思うのかと私は思ひます。

こういう調査は失踪者を減らすために行うのであるから、そのまま表現していかねばいけないのに、何らかの推測とかさういったものを加えてしまふ、これは解決が遠のいていつしまふんだと私は思ひます。それと、前の「現状」の中で①と②の關係という

のは、今回の①と②の関係と同じという理解でよろしいですか。

○和田政府参考人 お答えいたします。

失察の原因として①、②と書きましましたのは、①が最も多いものを書いております。そして②は、前回、不適正な取扱い等について書いたものでございますので、それを新たに集計し直したものに即して書いた場合にはこうなるという形で書かせていただいたものでございます。

○串田委員 私の質問は、書き直した前のやつと新しいやつ①と②の関係は同じですかと聞いていますので、同じかどうかを答えていただきたいんです。

○和田政府参考人 申しわけございません。同じでございます。

○串田委員 そうしますと、前のところの②の「等」というところには①も入るという理解でよろしいですか。

○和田政府参考人 午前中の答弁でも答えさせていたしましたが、「等」の中には不適正な取扱いを受けた者というものが入ることとございまして、例えば、低賃金（契約賃金以下）でございますとか低賃金（最低賃金以下）のような明らかな不適正な疑いや不適正な取扱いのものは、この「等」の中に入ることとございます。

○串田委員 前の「現状」の中には、②に「等」が入りますと、最後に「少数存在」というふうになるんですよ。

①は「多数」、これは、低賃金という中で、今回は三つにちゃんと細かく整理しましたよ、だから、①のこの「より高い賃金を求めて」というのは詳しくなかったもので、今回は三つに分けましたよ、こういう説明ですよ。それが②の「等」にも入る、この新しいのにおっしゃるから、そうすると、前の方の②のところにも「等」が入れば、これは日本語として理解できないと思いますよ。いかがでしょうか。

〔田所委員長代理退席、委員長着席〕
○和田政府参考人 お答えいたします。

この「等」に入る明らかな不適正扱いといっていますのは、低賃金全てではなく、低賃金（契約賃金以下）でございますとか低賃金（最低賃金以下）、これを指しているものでございます。

○串田委員 前のやつ「等」には、最低賃金以下と契約賃金以下だけがこの「等」に入って、低賃金に入らないんですか、この「等」には、前のやつには、そういう理解でいいんですか、本当に。

そして、前のやつは、②は後半が全く同じ言い方なんです、受入れ側の不適正な取扱いによるものも少数存在。今回も、受入れ側の不適正な取扱いによるものも存在。

私の日本語の理解からすると、「よるもの」という言い方は、前のものと違う場合という場合が普通に使われると思うんですよ。一も二も同じものであるならば、「よるもの」という言い方はしないと思うんですよ。どうしてこんなような、誤解を招くような表現をするんでしょうか。

○和田政府参考人 お答えいたします。

「よるもの」という、その「等」の中に入りますものは、先ほども申し上げましたとおり、低賃金全てではなく、低賃金の中の契約賃金以下でございますとか最低賃金以下のような、明らかな不適正な扱いのものを含む、そういう趣旨でございます。

○串田委員 英文法の勉強をしているわけじゃないわけで、今でしたら、この委員会でも細かく、こんなような、この「等」は低賃金に入りませんが二つ目に入るんですよとか、そんなの、どこにも説明がないのに、後になって、これから国会の質疑がなされれば、やはりこれをもって回答をしていく。それで本当に失察者の解決ができるのか。

もつとわかりやすい説明をしていかなければ、また無駄な回数を繰り返しているのではないしょうかと私は思うんですが、大臣、どうですか。今聞いて、これは適切な表現ですか。

○山下国務大臣 先ほど来、入管局長からる答弁させていただいたところでございますが、少な

くともやはり、無用な誤解を招きかねない表現ぶり、数値の計上にしてもですね、ですから、こういったお示しする資料については、今後、そういった無用な誤解を招きかねないような表現ぶり、これをしないように、しっかりと私も指示いたしましたし、今後注意させていただきたいというふうに考えております。

○串田委員 将来はぜひそうしていただきたいんですが、今回、このものはもうでき上がっちゃったから、このままではもうできないよと大臣は思うんですか。今聞いた限りでも、英文法じゃないのに、「等」には三つのうちの後ろの二つは入るけれども前は入らないよと、日本語として読めないんですよ、これは。どうですか。変えた方がいいんじゃないですか。

○山下国務大臣 いずれにせよ、やはり、こういった不適正なものについてそれにきちっと対処するというのが、これは旧の技能実習制度のものではありますけれども、必要だということで、今般、この数値について詳細な報告を受けた後、すぐに、不正あるいは違法が認められるものについて調査を徹底的にするようにということを入管局長に指示した次第でございます。

そしてまた、こういった技能実習、これは、新法に切りかわったものが今後ほとんどになっていくだろうと思っておりますけれども、その運用であるとか実態把握につきましても、これは、法律家でもあります門山政務官をヘッドとしたこの運用のプロジェクトチームで把握し、検討していただきたいと考えておるところでございます。

○串田委員 この書面を見ると、相当、最低賃金以下というのがある。

これは、何が問題かといえますと、要するに、技能実習二号が今度は特定技能一号に大半が入るということで、それが何が問題になるかという、こういう状況を雇用主が要請したような会社がないままずっと今現存して、何もとがめられないままずっといるわけですよ。そして、これが特定一号に上がっていったら、そうしたらやはり、

そこで働いている人は、その企業のその環境のまま働き続ける可能性もあるわけでしょう。

それは何を意味するかというと、日本人の労働環境が引きずりおろされるということなんです。あるいは、賃金を高く要請している日本人が駆逐されてしまうということなんですよ。

だから、こういう環境にあるものは、失察の失察先だけを調べればいいというものではなくて、失察が何の原因であるのかというのを解決しないと、日本の労働条件というのはちっともよくなりません、大臣、そうは思わないですか。

○山下国務大臣 そのような認識も踏まえて、総合的に、技能実習制度について、門山政務官をトップとしたプロジェクトチームに検討していただきたいというふうに指示をしたところでございます。

○串田委員 前回、二〇一三年の労働契約法の説明をさせていただきました。

ようやく、五年後、非正規から、要するに有期雇用から無期雇用に変わる、このチャンスのときに、ちょうどそのときにこういうのを持ち出されてしまうと、せっかく、労働不足で、有期から無期に変わる、今、日本人がそういうチャンスを得ているわけですよ。企業としても大変ですよ、人手不足ですから、どうしたらそれを充足しようかと悩んでいる。そうした場合に、有期をずっと繰り返し続けた日本人が、いや、無期にしてもらわなければ採用を続けられないよと言え、これは労働者の側から無期に要請できる、そういう契約が二〇一三年にできたばかりなんです。そして、それがちょうど二〇一八年。それが、外国人が入ってきたら、せっかくそのチャンスを奪うんじゃないかという質問をさせていくというんです。

そんなことで、今言った私の危惧というのは解決できると、大臣、思いますか。

○葉梨委員長 山下法務大臣。厚労省の話だけ

ども。厚労省、来ていないんです。

○山下国務大臣 そうですね。私からお答えさせていただきますと、今回の制度において、新たに外国人を受け入れることによつて日本人の雇用が奪われるようなことはあつてはならないと考えておりまして、これにつきましては、今回の受入れというのは、生産性向上や国内人材の確保の取組を行つてもなお、当該分野の存続、発展のために外国人の受入れが必要と認められる分野に限つて行うことが大前提となつております。

委員御指摘の、本当に有期から無期雇用になるというふうなところ、あるいは国内人材の確保、これはもうしつかりやつていただくということが大前提でございまして、その機会を奪うという形で各府庁は算定しているのではないというふうに考えております。

○串田委員 ちよつと質問の内容を変えますが、農業の分野で、特定技能一号、要するに、相当程度の知識又は経験による技能を要する業務というもの、これは、そうでない単純作業と、今言った特定技能一号が要求するレベルというのは、例えば農業でいうと、どういう作業として分けられればいいんでしょうか。

○山北政府参考人 お答えをいたします。

今お尋ねの単純労働という言葉につきましては、さまざまな文脈で用いられておりまして、具体的なお示を含めまして、一概にお答えするのは難しいと考えています。そういう意味で、農業につきましては、これを区分けするといったようなことは行っていないとございまして。

その上で、今回の新たな受入れ制度につきましては、深刻な人手不足に対応するため、即戦力として活動するために必要な知識経験を有する外国人に限つて特定技能一号として受け入れるものと承知しております。

農業につきましては、技能実習制度において二号修了時において行われます技能評価試験、その内容を参考にいたしまして、業界団体、農業関係団体とも相談しながら、生産現場ですぐに作業が

できる水準の技能を求める方向で検討しているところでございます。

具体的には、苗の植付けですとか、あるいは収穫の適期を理解して対応できる、あるいは基本的な肥料や農薬の種類を選択できる、また、ライフサイクルに応じて家畜の飼養管理を理解し対応できるといったようなことを考えているところでございます。

○串田委員 漁業も、きょうは担当の方に来ていただいているんですが、漁業も分けられるんでしょうか。

○森政府参考人 お答えいたします。

漁業につきましては、先ほど農業の関係で答弁申し上げたものと基本的には同じでございまして、漁業につきましても、現在、技能実習制度において二号修了時に行われます技能評価試験の内容を参考にいたしまして、例えば、生産現場ですぐに作業できる水準として、漁船漁業の場合、魚群を採し、機器を操作して、魚介類を船に取り込む、その鮮度を保持するといったような一連の業務に対応できる、養殖の場合ですと、成長ぐあいに応じた選別、飼育密度調整といった一連の業務に対応できるといった技能を求める方向で検討しているところでございます。

○串田委員 政府が提出をしていた「新たな在留資格による人材不足・受入れの見込み数」というのを見ると、農業は五年後に十三万人が人手不足になるという数字になっているんですね。これに対して、生産性向上で得られる人数は一万一千、国内人材の確保で得られる人数は八万、合わせて九万一千なんですよ。五年後に足りない人数が十三万で、この生産性と国内人材を引くと三万九千。新たな資格による外国人材の需要というのが、ここに三万九千と書いてあつて、見事に引き算になっているんです。

何が言いたいかというと、この十三万人には単純作業も入ると前回言い直された。その後、その数字を前提にして、生産性向上と国内人材を引けば三万九千というのは、全部、この相当程度の知識等が必要な業務だけが残るんですよ。単純作業は全部、この生産性向上と国内人材の確保で全部賄われることになっている。そんなのあり得ないでしょう。ほかの業務も全部、その足し算で合っちゃつています。

では、逆に、合わないければ信用が得られるんだけれども、合わないというところは、単純作業も何も、労働人口が足りないものは全部外国人で補うという計算になっているじゃないですか、これ。いかがでしょうか。

○和田政府参考人 前回の私の答弁が不十分であつたかと思いますが、もう一度お答えいたしますと、単純労働者あるいは単純作業という言葉はさまざまな文脈で使われておりますので、その意味合いというものは一概にお答えすることは困難でございますけれども、今回受け入れる者は、一定の専門性、技能を有する者に限つて受け入れるということでございます。ですから、受入れ見込みの中に入つていらっしゃる方は、一定の専門性、技能を有する外国人の方ばかりでございます。

そうしますと、その残りの者の中に、仮に、単純作業のみに従事する、単純作業というものが一定の専門性、技能を有しないということであるならば、それのみを行うという作業がもしあるのであれば、それはそこを引いた残りの中に入つてくる、こういうこととでございます。

○串田委員 だから、それは聞いたとおり、そのとおりだと思ふけれども、農業は引き算してゼロじゃないんですかと聞いているんですよ。十三万人から、生産性向上一万一千、国内人材が八万で、合わせて九万一千ですよ。十三万から九万一千を引くから三万九千になるから、ゼロじゃないですか。単純作業がまるで残らないという計算になっているじゃないですか、これ。今の説明はおかしいでしょう。

○山北政府参考人 お答えいたします。私ども、人手不足の状況というのは、一つは基幹的農業従事者の推移、言ってみれば、極めて高齢化をしていて減少している。三十年に比べて半

分に減つています。そういう中で、今、雇用という形で、常時従事する雇用労働力が急激にふえているということとございまして。この十年でもつて一・七倍になっているということとございまして、その増加率をベースにして、人手不足の人数を十三万人という形で、加えて、法人化目標を立ててそれに向かつています。そういったことを織り込んだ上で十三万人とさせていただいたということとでございます。

その上で、生産性向上ですとか、あるいは国内人材の確保策、これも、四十代以下の若い就農者というのを四十万人に拡大するという政策目標を持つておりますので、それに向かつて今進んでいる。そういう中で八万人を確保するというところで、言ってみれば、受入れ見込みの人数をさせていただいた。

ただ、単純労働云々という話について言えば、農業の業務を単純労働とそれ以外と分けるとか、そういう概念がなかなかないものですから、農業というのは一連の作業ということとございまして、このような推計をさせていただいているということとでございます。

○串田委員 今のが本音なんですよ。それは分けられないんですよ。

ですから、今回、ストレートにそのまま言えないんですよ。こんな、特定技能で相当程度の知識とかそんなことを言つて、何かハードルが高いかのように言うけれども、実際は人手不足を外国人で受け入れるんだという制度をそのまま提案して、そしてそれを国民の是非を問えばいいのに、それが何か特別なハードルを課しているから移民ではないとか、いろいろなことを言っているけれども、数字からおかしいじゃないですか。漁業は二万人でしょう。これは単純作業も入っているという説明があつたんだから。生産性向上四千と国内人材七千を足すと一万一千で、残り九千になっているのをそのまま書いてあるじゃないですか、外国人の中に。要するに、二つを引き算したものを全部外国人の中に入れて入っているんで

すよ。何も特定の技能など必要のないものも入っているんですよ。

時間なので、またこれは続けたいと思います。以上です。終わりにします。

○葉梨委員長 以上で串田誠一君の質疑は終了いたしました。

次に、黒岩宇洋君。

○黒岩委員 無所属の会の黒岩宇洋でございます。

非常に、この入管難民法の改正案、多岐にわたる論点もありますし、関係省庁というものが防衛省を除く全ての府省ということで、これもいろいろな課題があるということで、きょうは、十四分野の業所管省の四省の副大臣と、そして政府参考人は各省一人ということで限定してお願ひしたところ、非常にぎゅうぎゅう詰めになって申しわけありません。

ただ、我々は本当に、各省としっかりとした連合審査を与党にもお願ひしているところです。委員長にもお願ひしているところです。

空間的にもこんな厳しい状況でありますし、本来なら、規制省庁であります外務省や国家公安委員会の方も本当にお招きしながらいろいろな議論をしなければ、真に実になるものにはならないということ、冒頭指摘をさせていただきます。

また、時間の都合上、おいでいただいた副大臣にもどの程度質問できるか、ちよっとわからない中ですが、空間的にも時間的にも制約がある、そういう今議論になっていることも重ねて御理解をいただきたいと思っております。

それでは、冒頭、門山政務官にお聞きしたいんですけれども、先ほどから、失踪技能実習生の調査票、これについて、さまざまな不適切な、今までのミスとかデータが出てきた。これについては、門山政務官のもとにプロジェクトチームがつくられ、分析をされるということですが、このプロジェクトチームの中に人権擁護局からの人員は含まれていきますでしょうか。

○門山大臣政務官 今の内容について、今のところ、

ろ、構成員の中に入っておりません。

○黒岩委員 大臣、これは、きょうの議論の中でも、この調査票からは人権侵害事案がぞろぞろ出てきているんですよ。大臣、でしよう。法務省というの、法と正義を守るし、人権を守る省庁です。だから、きょう、この調査票を、じゃ、評価する法務省としての評価はどうなんですかという議論を何度もしました。

そんな中で、以前の評価では、人権侵害等、こういう言葉が入っていたものが、なくなった。

これは大変ゆめしきものだと思います。人権侵害行為等を今回落とされた。以前のこの評価にあったものが、今回、さまざまなミスを是正して、新たな調査票のもとに評価が出てきたと思つたら、この人権侵害行為等がばったり落とされている。

大臣、これを落とすというのは誰の発案ですか。

○山下国務大臣 まず、プロジェクトチームの構成について端的に申し上げます。

これにつきましては、構成員は大臣官房を中心に行っております。大臣官房において、要するに部局横断的に、政務官をやっておられた黒岩委員もよく御承知だと思ひますけれども、人権擁護の観点も含めてしっかりと全省的に取り組んでいくということで、事務方のヘッドは大臣官房政策立案総括審議官、そしてその下に大臣官房秘書課外国人施策推進室長ということで、省庁横断的にやらせていただきますというふうに考えております。

また、この人権擁護ということ、この表現ぶりをどうするかということに関しては……

○葉梨委員長 人権侵害ね。

○山下国務大臣 済みません。人権侵害というこの表現ぶりをどうするかにつきましては、最終的には入管局長の決裁でお出ししているというふうに聞いております。

○黒岩委員 二つに分けますけれどもね。大臣、何度も言ひますけれども、法務省は比較

的コンパクトな省庁ですからね。訟務局は新しくできたところですが、あと六局ですよ。そんな中で、今回、人権侵害事案というものがこの個票でばらばら出てきている。これは入管局だっで見ていると思ひます。門山政務官だっで見ているはずだ。そうしたら、人権擁護のプロパー、専門家を入れないでどうするんですか。入れていないということでしょう。大臣官房が入ったからって、こんなもの、何の言いわけにもなりませんよ。

せっかく法務省には人権擁護局というプロの局があるわけだから、その人間を入れなかったということは、私は、その観点が著しく欠落していたと批判されても仕方がないと思ひます。いかがですか。

○山下国務大臣 まず、このトップが、長年法曹実務家として、弁護士として法曹実務を積み重ねてこられた門山政務官ということであるというところが一点。そして、この大臣官房秘書課外国人施策推進室長というのは、総合的見地から外国人施策をやるものでございまして、この者も検事でございまして、法律家でございます。そして、総括審議官は、もとより裁判官経験豊富な金子審議官ということ、そして、そういった人権のところで外国人施策を見た上で、技能実習制度の運用についてしっかりと検討していただくにはふさわしい布陣ではないかというふうに考えております。

○黒岩委員 では、プロジェクトチームは全部で何人ですか。

○山下国務大臣 九人でございます。

○黒岩委員 その中に一人も人権擁護局を入れていないわけですよ。人権擁護課の課長でも、どんな立場でも、専門家はいます。人権擁護の政策立案やさまざまなレクというのは、私も政務官時代、人権擁護局から受けていました。その実務家を入れない、まあ、これぐらいしておきますよ、時間がないんで。いかにこのことに対して、これは私から指摘されて政務官もはつとした顔をしていましたけれども、今はつとめてもらつても

困るんです。いいですよ、もう。(発言する者あり)そうですよ。

外国人のさまざまな人権侵害事案というのは、これは別に技能実習生だけじゃない、山と出てきているわけですよ。今回のこの調査票からはさまざまなことが読み取れるわけですから、そこに即座に対応するような、そんな法務省であつていただかなければいけない。

今も、先ほどの、この人権侵害行為等の言葉を取ったのは局長の発案だと。入管局長、和田局長、こんなコンパクトな文書の中から、何でもかんでも、こんな文言を削除しようと思つたんですか。

○和田政府参考人 御指摘のとおり、ここに記載されているものは全て人権侵害行為に当たるところについては異論のないところでございまして、人権侵害行為等、受入れの不適正な取扱いによるものというところで、調査票の選択肢をいけば書きかえたような表現であつたものですから、今回は、調査票の表現をそのまま使おうとした際に、当然、人権侵害であることは明らかなのでございまして、調査票のそれぞれ選択肢を挙げた上で、それが不適正な取扱いであるという形でまとめるということにしたということで、この点について不適切であるという御指摘は重く受けとめて、今後、この表現ぶりについてはよく検討したいと思ひます。

○黒岩委員 局長、それは何にも理由になっていないですよ。今おっしゃった、「受入れ側の不適正な取扱いによるもの」、これだつて調査票にない文言ですよ。これが入っているわけでしょう。相変わらず、「より高い賃金を求めて」、これも入っているわけでしょう。調査票にない言葉は消したという、これは何の理由にもなっていないですよ。

局長、ちよつと答弁をやり直してください。

○和田政府参考人 調査票にない言葉を全く使っていないと申し上げたわけではございませんで、

調査票にある言葉を以前のものについては使っていないので、調査票にある言葉を使った上で、それを取りまとめる言葉をその後ろにつけたというところでございまして、ただ、その際に、まことに人権侵害に当たる行為が含まれておるわけでございますから、その点については深く反省しているところでございます。

○黒岩委員 これもこのぐらいにしておきますけれども、局長、我が国の入管というのは優秀なスタッフがそろっています。ただ、難民の認定にしても、大変厳しいと世界から見られている。そして、実際に我が国に入ってきた外国人の方に対する人権の取扱いについても、これは国際的に批判にさらされているという部分も現実なんですよ。ですから、どうしても、それは優秀だから、入国管理、管理といくのはわかるんだけど、やはり管理に重点が置かれ過ぎちゃって、外国から来た方の人権もしっかりと支えていく、こういう観点で、私、この文言を削るだけでも透けて見えるような、こんな邪推を抱かれないように、大変重要な、これはわずかに二、三行の話ですから。

だから、先ほど指摘もありましたけれども、出稼ぎ云々、こういうのはちゃんと落としていくわけですから、これは意味がありますよ。だけれども、人権侵害行為等は、落とすにはそれなりの意味がなかったら、ただ漫然と落としましたというだけでは通用しない。このことを冒頭申し上げておきます。

それでは、山下大臣、これは代表質問でもお聞きしたんですけれども、私は、特に閣僚でありますから、やはり、行政府の人間として、そしてまた立法院の人間として、そして党とのあり方、これについてはきっちりとした線引きができていなければいけないと思っております。

そこで、私は、自民党の法務部会から出された決議文というのを見て、これが、非常に行政府に対しての要求が強過ぎる、加えて、今、立法院が法改正を議論しているにもかかわらず、法改正後も、自民党と行政府との関与について事前に政

府に約束を強いる、そういった内容になっていきます。

これについて、私は、大臣は了承したのかどうかというところをお聞きしましたけれども、大臣は、あくまで党として決議されたものであり、法務大臣としてコメントすることは差し控えていただきます、こういう答弁でした。

では、お聞きしますが、この法務部会に山下大臣はどういった立場で参加されたんですか。

○山下国務大臣 法務部会に私が出席したのは御指摘のとおりでございます。その上で、法務大臣として自民党法務部会の決議の内容を了承したか否かについてお尋ねですけれども、これは自民党の決議案でございます。あくまで党として決議されたものでありますので、法務大臣としてコメントすることは差し控えていただきます。

○黒岩委員 私が聞いているのは、率直に言います、山下議員が自民党議員として参加されたのか、それとも法務省のトップとして、山下大臣として参加されたのか、どっちなんですかとお聞きしているんです。

○山下国務大臣 法務部会に限らず、部会においては政務三役が出席させていただくことはございます。そして、私もそのような政務三役の一人、すなわち法務大臣として出席させていただいたというところでございます。

○黒岩委員 あくまでも行政府の閣僚として参加しているわけですよ。ここは今立法院ですから、行政府の長に対して事実関係を確認しているわけですよ。

そこで、自民党のプロセスは自民党のプロセスでいいですよ。決議文も決議文で、そこは自民党内の話でしょう。ただ、大臣は、少なくともそこに参加して、この法案の事前了承をお願いする立場だったんじゃないですか。何のために行かれたんですか。

○山下国務大臣 部会に出席する理由はさまざまでございます。例えば、そこで、部会で交わされ

る意見、これを拝聴するというのも一つでございます。そういったことから部会に出席はさせていただきます。

○黒岩委員 わかりました。

では、控えていただきますけれどもという答弁ですけれども、大臣は、了承はしていない、していないとはこの場では言い切れないんですね。言い切らないんですね。

○山下国務大臣 これは本場に、党として決議されたものでございますので、法務大臣としてコメントすることは差し控えていただくというところでございます。

○黒岩委員 です、丁承してはいないとは言いきりなかつたということですが、少なくともこの法務委員会の場においては。

そこで、これは報道ベースですけれども、山下法務大臣は、この決議案をしっかりと省令に盛り込む、よい法律にするという理解を求めた、これは事実ですか。

○葉梨委員長 いや、私も参加していただけたけれども、あのときは、重く受けとめると言っていたよ。(黒岩委員)委員長、何、私語をやっている。私語ですよ、それは「と呼ぶ」

山下法務大臣。何と言ったのかな。(黒岩委員)「委員長、私語は慎んでください」と呼ぶ

○山下国務大臣 その報道がどこから引用されているのか、ちよつとあれなんですけれども、部会でそのような発言をしたというふうに記載されておりますか、部会の中で。

私、ちよつとそこら辺、コメントは差し控えてさせていただきますが、報道がこうだからというふうに突然のお尋ねですけれども、そこについては、ちよつと今答えるあたりありませんが。

○黒岩委員 では、否定はしない、記憶がないというところでですね。

○葉梨委員長 もつと、ぱつと。(黒岩委員)委員長、やめてください。それは私語ですから(と呼ぶ)

山下法務大臣。

○山下国務大臣 いやいや、済みません。質問があれだったので。

いずれにせよ、我が国の議院内閣制のもとでは、政府は与党との意見調整を行って法案を提出することになるということで、法案提出後は国会で御審議いただく、その議論をしっかりと踏まえた上でということでございます。

よい法律にしたいという思いはいつも持っておりますので、そこでお話をしたのかどうかということについては、ちよつと確たる記憶はございませんが。

○黒岩委員 山下大臣、三期目で大臣になられて大変だと思えますよ。それは法務部会だって、我々これを申し上げます。恐らく、多くの議員や国民が持ついろいろな問題意識を共有してはいたはずですよ。しかも、まだ法案が提出される前ですと、この法案のたてつけによつて、いろいろなことが不明、不明の一点張りですから、多分その不明な部分に質問等が集中したと思いますよ。

でも、そんな中で、今言ったように、議院内閣制であるとともに、与党が内閣を支えるわけですから、与党の事前審査を通らないわけにはいきません。それは私たちが与党時代も当然でした。だから、与党審査を通らせるには大臣が汗をかくというの、これはある意味、自然の行為だと思えます。ただ、これはやはり決議文としては度を越えている。

私が手にした文章は、特に、一号というんですか、「特定技能二号の枠を広げないでくれというの、特定技能の二号の枠を広げないでくれというの、一番目ですよ。これについて、「厳格化を行うべく」と。当初は、「基本方針及び運用方針に反映させること」という、これがワープロで、ワードで打たれていましたけれども、途中で手書きで、基本方針の前に、「法務省令」と加えられているんですね。

ですから、これは、議論の途中で法務省令にも反映させるという議論がされた私は伺っております。そこで大臣が受けて、法務省令にもしっか

り盛り込み、よい法律にする、こうなつたと私は自然に捉えているんですが、そろそろ記憶がよみがえってきたんじゃないでしょうか。

○山下国務大臣 これはあくまで部会の決議でございまして、これは部会としてこういう決議をしたということ、文言調整についても、部会長を始め部会の皆様が判断されたというふうなことで、ろうと思っております。

○黒岩委員 大臣、大臣は直接は言いづらいと思いますが、これは全て、「政府は」という、政府が主語になってこの決議文ができています。政府は何をするか。

その中で、今回は特殊な、閣議による基本方針、そして関係閣僚会議による分野別運用方針、そして最後、法務省令という、これは全て行政府の仕事です、全て行政府。この行政府に一政党がどこまで関与するか、これは政治の基礎をなす大変重要なことなんです。

だから、大臣も、これは多分、数日間紛糾したから大変だったと思います。でも、こういったものを、これはいい意味の緊張関係を持ちながら、山下大臣は行政府にいる方ですから、支えてくれる、それは与党である方が、そののりを越えるか越えないかについては、やはり大臣はしっかり注視しなきゃいけない。

恐らく、これは余り踏み込んでもしようがないですけれども、基本的には官房長なり事務方が与党との調整とかをしているわけですから、大臣はその場で、いや、これはだめだよとは言いがたいこともよくわかりますが、だから、そういうことややはりガバナンスを、大臣、しっかりやっていただきたいんです。

大臣は政務官としても一年やってきたわけですから、誰がどこで与党調整しているか、それはわかるはずですよ。ですから、そこはのりを越えてはいけないうところ、ここまではオーケーなところ、それをして、こういう文言がしっかりとできて、なおかつ報道では、だから、すごいですよ、決議案をしつかり法案に盛り込む、よい法律

にする、ここまで書かれちゃう。そうすると、我々野党は置いてきぼりなんです。ねとなるわけですよ。

これは、了承しているかしていないか、これからはもうそれは度外視して確認しますけれども、これは代表質問でも確認しました。三号では、これは大要となる、まずは基本方針です。この基本方針を定める際には、書いてありますね、自民党、我が党と十分な議論を図り調整すると。

これは、今言ったように、あくまでも政府で行う仕事でありステージでありますから、政府内で完結するということがよろしいですね。

○山下国務大臣 基本方針につきましては、閣議決定ということでございます。

ただ、その上で、先ほども申し上げたように、我が国の議院内閣制のもとでは、政府は与党との意見調整をしつかり行うということも予定されているところがございます。

○黒岩委員 大臣、基本方針については、この改正案に、法律にもしつかり明記されていることです。これについては、あくまでも閣議決定なんです。閣議決定に自民党の部会が参加するんですか。ごく自然に、そんなことはありませんよと言えはいいだけじゃありませんか。

○山下国務大臣 もとより、閣議決定の閣議の場面に党が参加するということとはございません、法律上。

○黒岩委員 ですので、法案が、この改正案が成立後に、自民党と十分な議論を図り、その議論を踏まえた上で調整するということはないということとよろしいですね。

○葉梨委員長 山下法務大臣。まあ一般論でいいよ。

○山下国務大臣 一般論として、閣議決定に閣議の構成メンバーとして自民党員が参加するということはないということで、法律上も、そのように申し上げたんですが、その上で、我が国の議院内閣制のもとでは、政府は与党との意見調整を行って政策を実施するということは、これは三権分立

の中でも認められているというふうに承知しております。

○黒岩委員 いや、それだったら、これは何度か言いますけれども、特殊なためにつけになって、特にまた肝となる部分が四号の部分、分野別運用方針ですよ。これによって、きょうも議論された各分野の人手不足の判断の基準とか、生産性向上の基準とか、また、国内の人材確保の基準とか、こういったことがつづきにここで議論されて、実際に省令に落とし込むのはこの分野別運用方針の議論が軸となるわけですから、これは大事なことだ。この肝の部分が我々にはわからない中、立法府の中で何とかあぶり出そうとして議論をして

いる。

ただ、これが、法案が成立してしまつたら、我々立法府というこの水面上で議論ができなくなるから、そして、私たちが議論できなくなるだけなら、これは立法府としてそういうものかもしれないが、ただ、与党だけ水面下ではこの議論に、法成立後です、行政府の範疇であるその仕事に、事前審査ならず、事後審査までできてしまふ。こんなことはあり得ないんじゃないですか。

○山下国務大臣 繰り返しますが、やはり議院内閣制でございます。そういった中で、政府が与党との意見調整を行いつつ、法案の提出を始め政策実現をしていくということについては、これは三権分立の中で認められているんだというふうなことを考えております。

○黒岩委員 大臣、そういう姿勢だと非常にこれからの議論がむなしくなってくるのは、ここでのいろいろなものを詰めていこうとしても、確かに、たてつけ上は、きょうも質問が出ていましたけれども、十四分野と言いますが、こんなものは年内にふえるかもしれない。そういう移ろい内容だといふことでやつてはいるけれども、でも実際に詰めたはいいいけれども、結局、与党からの要求で、さあ、この内容が、運用が変わつてしまつたというふうなことで、非常にこの法務委員会での議論というものが、私は、形骸化してしま

まう、このことが心配で言っているんですよ。

これ以上は言いませんが、こういう事前ストーリーに決議文というものができてしまつた。それに對して山下大臣が、もう本当に、与党の審査をお願いしてこういつた文言を吐いたというふうなことが平気で報道されている。だって、条件付事前審査だと報道ではされているわけですから、そんな条件付事前審査された法案をここで議論したつてむないだけじゃないか、そんなことにはならないようにしていただきたい。今後、その後に、基本方針、運用方針については我々も注視していきたいと思っておりますので、その点はしかと自覚をしていただきたいと思ひます。

それでは、今回のこの聴取票、済みません、通告文では審査部門における措置と書いてありますけれども、そこはちょっと複雑なので、ややこしいので飛ばしますね。今回の個票について。

先ほども質問にあつたんですけれども、改めて聞きますよ、大臣。本当に、この調査の目的は何だったんですか。

○和田政府参考人 お答えいたします。

技能実習生からの失踪者が増加したことに伴ひまして、その失踪の原因を究明し、分析し、それに対する対策をとることが目的でございます。

○黒岩委員 局長、繰り返していただいて、ありがとうございます。

それはそうですね。この課長通知にそのとおり書いてある、「失踪に至る経緯等を調査・分析し、「適正に運用するための対応策を講じる」と。私、この目的がしつかりあるならば、その目的に對した手段をとってもらいたい。一番言いたいことはこれなんです。

では、これは局長に聞きますけれども、この聴取票、質問項目も入れてですけども、どの部局で、別に個別名はいいでですけども、どの範囲の方が相談してこの聴取票を作成したんですか。

○和田政府参考人 お答えいたします。

もともと、聴取票自身は、関与しますのは、当省では警備課と入国在留課、この両課でございま

す。

○黒岩委員 では、在留課と警備課の間で、課長クラス以下でこれは議論してつくったという理解でよろしいですか。

○和田政府参考人 行政の仕事でございしますから、それぞれ担当する課が相談しながらもとをつくり上げるわけでございますけれども、最終的には局長までが決裁しているものでございます。

○黒岩委員 これも議論になりましたけれども、局長、本当に不思議でしようがないんですよ。

これは、月額給与とだけあります。そのときの警備課と在留課の議論で、これは税引き前か税引き後の議論もなかったんですか。

○和田政府参考人 細かな議論の内容は承知しておりませんが、ただ、いずれにしても、これは相手の方からの聴取でございまして、その対象者の方がどの程度まで何を、どういう質問であれば答えやすいかという問題がございしますので、どのような給与を受け取っていたか、そういうような質問に対する回答を得ていたということでございます。

○黒岩委員 ただ、多くの日本人の一般の方も、月額給与といったときに、額面なのか税引き後なのかというのは誰もが気になりますよ。職を求めている人というのは必ず、これが額面なのか税引き後なのか。

局長はずっと法務省にいますから、いるのかどうか知りませんが、余りそういうことで悩んだことはないかもしれませんが、海外から来る人にとっても、本当に額面なのか手取りなのか、こういうものがしっかりと示されるかどうか。こういう生活感があれば当然そういうことは議論になるわけですが、議論があつたかも知れなかったかも知知していません。

○和田政府参考人 承知しておりません。

○黒岩委員 では、これはもう質問しませんが、けれども、給与から控除される金額、これだつて、聞けば、公費であるのか、要は、税金とか社会保険料といった公費なのか、又は光熱費等の私費なのか、この区別もついていないと。

普通、交通費だとか光熱費だとか、こういったものは別途出ることか、当然、公的な税だとか保険料というものは差し引かれるだろうとか、こういうことも、少なくとも一般に暮らしている人にとっては大きな着眼点ですよ。だから、こういうものを知らうとする。知つてこそ初めて、失踪の理由とか、この人の暮らしが一体どうだったんだらう、ではこの人が本当時給換算したら一体どうだったんだらう、こういうことがあらわれなければ、冒頭お聞きした局長の、この失踪に至る経緯と、ましてや傾向と分析がわからなければ、その次の対策なんてわかりませんよ。

今、二つを具体例としてお聞きしましたけれども、私も、私も個票をみんな写しながら本当時何枚か見て、こんな聞き方を二千八百人に聞いているわけですから、そこでよく警備官から疑問が上がつてこなかったというのが不思議でしようがありません。そのぐらい、この目的と項目立てとも合致していないということだと思います。

では、そろそろ肝の部分でございしても、きょうの質疑でも、マニュアルもガイドラインもないという答弁でした。ということは、この課長通知にある二行、「別添実習実施機関から失踪した技能実習生に係る聴取票の各事項について聴取し同票を作成する」これだけで、二千八百枚の個票、そして、ともすれば何百人の警備官が本当時この一文だけでこの作業をやっているということですよ。

○和田政府参考人 基本的には、この指示文書に従いましてやるわけでございしますけれども、細かい手順のようなものは、個別的に、例えば各地方局等において定めていることはあるのかとは思いますが、私の承知している範囲での指示はこの課長通知でございます。

○黒岩委員 局長、その地方局で定めているものがあつたら出してほしいですけれども、私が事前に何度も聞く限り、きょうの質疑でも、マニュアルといったものは一切ないといっていますよ。と

いうことは、このわずかに二行で何百人の人間が均一的なデータをとうろくなんて、こんなこと、できるわけないじゃないですか。

では、私、そんな中で不思議なのが、局長、お答えください。今回、失踪動機については複数回答ですよ、複数回答。これは項目立てでも、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、その他を入れると十一、チェックボックスがありますけれども、複数回答ですよ。これは幾つまで回答していいんですか。

○葉梨委員長 和田局長、今までの経緯も含めて、ちゃんと説明しなさい。

○和田政府参考人 この聴取票につきましては、何段階か変更がございします。

まず最初は自由記載でございました、失踪動機部分。その後、失踪動機の中で挙げられたものが多いものを中心に、チェックボックス方式を使うようにしました。この選択肢、最初は単数回答、一個のみ回答でございました。ただ、それでは実態を把握していないのではないかという声がありまして、複数回答にしたということでございまして、複数回答、特に回答数を制限しているものではないです。

○黒岩委員 では、五つも六つも書いて、それは、集計表にも五つも六つもちゃんとデータとしてとられるわけですね。

○和田政府参考人 今回集計ミスが起こった一つの要因がその部分にございまして、集計表上は三つの欄しか設けていなかったというところがございまして、ごくわずかでございしますけれども、五つ、六つ書いた方の理由が三つになったという部分がございしました。申しわけございませ

ん。

○黒岩委員 では、集計の段階も、ここは、入管のWANメールで送付すると書いてあるだけで、聴取では複数回答をしているんだけれども、結局、三つは、警備官が自分で抽出して集計するんでしょう。こんなことはどこにも書いてないじゃないですか。何でもこんなことだけ、細部の、しか

も、この課長通知にも何にも書いてないことだけは貫徹できるんですか。

○葉梨委員長 和田局長、いつから複数回答になって、今回どういうことで問題になったんだということじゃない。(黒岩委員)それはいいです、いいです(と呼ぶ)

○和田政府参考人 お答えいたします。

確かに、そのようなことを警備官にやらせるということは大変なこと、本来、マニュアル等をつくるべきであつたのかもしれませんが、こういったことにつきましては、随時の研修等によりまして指導していただくでございします。

○黒岩委員 全然答えになっていない。マニュアルも何もないと言いつつながら、複数回答なんだけれども、三つだけ集計に載せると。

では、これはどうやって三つ選ぶんですか。

○葉梨委員長 和田局長、何で三つだけになったんだということ。

○和田政府参考人 集計表のつくり方がよくなかったという御指摘は、そのとおりであると思います。

ただ、これはもともと、外部に発表するための資料としてつくったものではなく、内部的に、我々の中で、失踪に対してどのような分析をするかということをつくろうということをつくったものでございまして、その点の配慮が足りなかったことは御指摘のとおりで、反省しているところでございします。

○黒岩委員 法務省は、内部資料、内部資料と言いますけれども、これはあえて目的を聞いたわけだ。もちろん、国会の附帯決議に端を発するということの形式論もあるけれども、だけれども、今我々が何度もやってきた、失踪の経緯を確認し、それで対策を練っていくわけだから、当然、立法府にも提出する、そのような目的でつくっているものだと我々は理解していますよ。だから、今こうやって、そのデータをもとに、過去三、四年、大臣だとか局長だとかも我々議論しているわけでしょう。

結局、このバックデータに、我々は、技能実習生のさまざまな問題を国会で議論していたわけだから、目的としては、明らかに立法府に公開しているわけですよ。ただ、個票は公開していません。

だから、今言った、内部資料だからマニュアルも何も適当でいいみたいな、そんなこと、あり得っこないじゃないですか。内部資料であろうと何であろうと、これはデータなんだから。データに客観性や一貫性がなかったら、データとして、きょうはもう入りの部分だけしかやりませんけれども、そういった観点でやっているから政策立案がずれちゃう可能性が高いわけでしょう。今までの厚労省のデータとかも、そういったことで政策の方向性が不確かになってきた。

済みません、きょう副大臣おいでになって。じゃ、聞きましょう。今回のミス、これは、今言った三つの集計を、一々、最初に聞いた欄で、これも複雑ですよ。単純にチェックボックスが左にあるからというわけじゃない。物によっては、警備官によってはもうばらばらなだけども。

わかりやすく言うと、エクセル表で左に寄せて、なおかつ、今度はそれを一回、空セルの部分、吸収した部分をその下に張りつけて、そして、三つしかないわけですから、三項目めで書かれていたものをその下に張りつけて、これはピボットテーブルと呼ぶ方式ですけれども、何でこんな複雑なピボットテーブルという方式を使って集計をしたんですか。

○和田政府参考人 お答えいたします。

現在、このミスの原因については、P.T等で最終的に調査中ではございますけれども、現在の調査でわかっているところを申し上げますと、それまでの集計といえますのは、失踪原因のところを単数回答でございましたので、したがって、エクセル表では一列に記載されておったわけでございます。それが複数回答になったために三列にございましたので、その三列になった年に集計するとき

に、前の年までやっていたのと同じような分析をするために、三列のものを一列にして集計しようとした、その際に誤りが生じた、そういうことでございます。

○黒岩委員 局長、わかりづらい。

その、前の年までと同じような集計というのは、何を指しているんですか。

○葉梨委員長 和田局長、いつから複数になったの。

○和田政府参考人 複数になりましたのは、二十九年の三月からでございます。

それで、二十九年の途中から一列のものが三列になりましたので、二十九年の一、二月のものは一列でございます。三月から三列でございます。

これを同じように集計していくために、三列のものを一列にするという作業をした方がよいだろうという判断を担当者がしまして、それでこのようになつたということでございます。

○黒岩委員 ピボットテーブルというのは、普通、使う場合は、例えば縦にイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トという人がいるときに、イの人が三つ回答したとか、ロの人が三つ回答したとか、そういう三つの内訳を示すためにわざわざピボットテーブルを使うんですよ。

そんなことを使わないなら、初歩的に、三列しかないんだから、縦に計算して、最後、横で合計すれば出ちゃうわけですよ、Aという回答だろうがBという回答だろうが。あえてこの初歩的なことを使わなかったのは、今言ったように内訳を示すためだと私は説明を受けていますけれども、結局、そんな、今言ったように、属人的なことに着目して集計なんかにしてないんですよ、この失踪動機について。

このピボットテーブルの肝は、最後にコピーをしなればこれは全く別物で出てくるという、これはイロハのイですよ。このコピーをするためにピボットテーブルというものを使つたと言つてもいい。それで、忘れたと言いますけれども、まあ、忘れたかどうかを聞いたって理由なんてわか

らないでしようから。

では、局長、だったら、その忘れた直前の、我々はペーパーで示していただきまして、けれども、コピーを張りつける直前のエクセルは再現できますか。

○和田政府参考人 コピーを間違えたということまではわかっておりますけれども、それ以前のものも再現できるかどうかにつきましては、今後P.T等で解明していただくと思っております。

○黒岩委員 端的に言えば、コピーをし忘れたという人は、その当事者のお話でしょう。客観的に忘れたかどうかというのは再現しなきゃわからないじゃないですか。そういうことでしょう、局長。

○和田政府参考人 どうしてこのようなミスが起きたのかということにつきまして、担当課の方で種々検討する中で、このコピー忘れということが判明しました際に、部分的に、こういうふうな手順でやったのだなというこの実験はしている部分がございます。

○黒岩委員 実験ということとは、もう一回、生データを、今言ったピボットテーブルで、コピー忘れの状況で集計し直したということですか。

○和田政府参考人 お答えいたします。具体的に照らし合わせたというのではなく、このような間違いを起こせばこういう結果になるということをサンプル的に調べてみたということでございます。

○黒岩委員 済みません、それでは全然わからない。

○葉梨委員長 質疑時間がそろそろ。

○黒岩委員 では、これも要請して、エクセルというのはかなり再現力がありますから、コピー忘れの段階の再現したものを出してもらわなかったら、我々、それが本当にエラー原因だということ客観的にわかりませんので、そこはちゃんと示してください。それを示せなかったら、プロジェクトチームで何を追ったって原因追及できませんよ。それを局長にお願いして。

副大臣、済みませんでした。次回はしっかりとりますので。

○葉梨委員長 以上で黒岩宇洋君の質疑は終了しました。

済みません、副大臣の皆さん、関係省庁の皆さん。また御協力をお願いいたします。

次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

先日、失踪した技能実習生の皆さんからの聴取票の個票が閲覧をされて、私も閲覧してまいりました。野党各党手分けして、百八十枚ちょっと超えるものを書きで写してみました。やはり本当に実態が見えてきたと思っております。

そもそもこれは、国会が、与党含め、附帯決議で、制度の改善のために求めた調査であるということだったので、そのことが改めて実感できると思います。よくわかる。もちろん、おおむねチェックばかりなんです、あるいは数字ばかりなんです。しかし、数字からも語りがけてくるものがあるし、何よりその実態がよくわかる。時折、聴取された警備官の方が思わず書きとめたであろう、数行の、数文字もあるんですね。

ちょっと紹介したいと思うんですが、例えば、残業代が出ないとぼつと書いてある。給料の未払いとぼつと書いてある。セクハラ、先輩からのいじめ、暴力と書いてあるんですね。少し長いのですと、労働条件が事前の説明と違ったとか、体に傷害、稼働中に手をけがした、体を故障したが、休養のために休暇がもらえなかったという記述もありました。工場長によく怒られたが、日本語がよくわからず苦痛だった、こういう記述もありました。病気になるため帰国させられそうになった、あるいは、同僚の実習生が寮の規則違反をしたため、実習生六人が全員解雇された、こういう記述もあります。解雇すると急に言われた、こういう記述もありました。

つまり、これは、犯罪捜査でも何でもありません、退去強制手続でも何でもありません、このことが改めて、

個票を見ることによって強く実感することができました。

やはり、制度を少しでもよくしようという国会の意思に基づくものですから、これは国会に提出すべきだと改めて思いました。いろいろなブライバシー保護の問題は手を尽くせばいいと思う。それは与野党、力を、知恵を合わせて、これを国民のものにしていく、そのことが技能実習制度をよくしていく一番の近道だ。改めてコピーの提出を強く求めたいと思います。

その上で、きょう政府が一応出してきたペーパーについてお聞きします。昨日の二十時過ぎに新しい表現ぶりのペーパーが出てまいりました。ちょっと幾つか確認したいんですが、そこに幾つか表現があります。先ほど山尾委員の質問のときに、入管局長は答弁を修正されましたが、改めて確認いたします。

この二番目の丸の「等」のところには、低賃金、契約賃金以下、最賃以下を含む、間違いありません。

○和田政府参考人 お答えします。

間違いないです。

○藤野委員 そうなりますと、「等」には低賃金等を含むとなりますと、それぞれの項目の割合がどうなるかといえますと、低賃金が、法務省の集計でも千九百二十九、労働時間が長い、二百三、暴力を受けた、百四十二、帰国を強制された、七十一、これは合計で二千三百四十五です。全体が二千八百七十ですから、約八二％、こういうことになるわけでありませぬ。

私が言いたいのは、要するに、「等」に低賃金を含むとなりますと、使用者側の、これは私は人権侵害という言葉をもう一回復活した方がいいと思いますが、低賃金、最賃法違反、労基法違反などを含んだ対応というのが八割を超えているわけですね。だとすれば、私はこれを、ある意味、上を持つてくるべきだと思うんです、下じゃなくて。

大臣にお聞きしたいんです、これはもう政治判

断の問題だと思えますので。圧倒的な理由が使用者側にあるんですから、これは、二を先に持つてくるべきじゃないですか、大臣。

○葉梨委員長 和田入国管理局長、もう一度正確に説明してください。

○和田政府参考人 失礼いたします。

先ほどお答えしたことをもう一度正確に申し上げます。

②の中の「等」に含まれるものは、①の中の低賃金、契約賃金以下と低賃金（最低賃金以下）の二つでございます。

○藤野委員 それもよくわからないんです。私は、あえて皆さんが集計したもので聞いているわけ、後でやりますけれども、我々が実際に見た個票ですと、圧倒的にあなたがおっしゃったところがふえてくるんです。ですから、今幾らおっしゃっても、まあ、いいんですが。

要するに、私が言いたいことは、大臣、いいですか、この①、②というたてつけ、これがおかしいということなんです。あたかも実習生側にも、これは、そういうケースがあるかもしれない、しかし、どう考えても、多くは②の方が問題であって、人権侵害だけでなく、労基法違反あるいは最賃法違反、そういったものが多数あることは、これは明らかなんです、大臣。

だから、もし①、②というのをどうしてもあれしたいなら、①の方にそっちを持つてくるべきじゃないか、逆転させるべきじゃないですか。どうですか、大臣。

○葉梨委員長 和田入国管理局長。（藤野委員）大臣。いいですよ、もういいですよ、呼ぶ、いえ、議事整理権です。（藤野委員）委員長、こういう議事整理ばかりやって、あるいは私語みたいな、やめてくださいよと呼ぶ、まずは局長から正確なところを答弁していただいて、その後評価を大臣から聞きます。

○和田政府参考人 申しわけございません。作成している者として申し上げます。まず、これは、失踪の原因という欄がございます

して、この失踪の原因の欄についての記載でございます。

そして、その中で最も多かったもの、これが低賃金でございますので、それを①として記載し、そのほかの理由につきましては②として整理したものでございます。

○葉梨委員長 山下法務大臣。（藤野委員）姿勢を見せてください（と呼ぶ）

○山下国務大臣 記載ぶりということでございますが、記載の理由につきましては、先ほど来局長が申し述べているとおりでございます。

そして、姿勢につきましては、今回の個別の聴取票の中で、要するに、不正、違法行為が認められるものについてはしっかり調査するようにということと改めて指示をしているところなんです。ですから、それが姿勢だということふうに考えていただければと思います。

○藤野委員 大臣、私はきのう、おわびというお言葉を聞きました。心からという言葉もついておりました。それで今のこと聞いたわけでありまして、それが心からのおわびの中身だということふうに受けとめさせていただきます。

それで、大臣にお聞きしたいんですが、要するに、私が今申し上げたのは、この個票、我々が手書きで下さるを得ない現時点では、この個票からは、やはり失踪の原因というものが非常にリアルに出てくるわけですね。それをあたかも実習生の側にあるかのように、より高い賃金というのはその象徴だと思います。

しかし、そうではなくて、この①、②というたてつけそのものもそうでありまして、あるいは、人権侵害という言葉が抜けているとか、本当にそういう問題が、やはりそこから私は透けて見えるというふうには言わざるを得ないと思うんですね。もう一つ、きのう夜届いた資料でお聞きしたいと思えます。

法務大臣等国会答弁一覧というものが来ましたが、配付資料の①を見ていただければと思います。

この配付資料①の、例えば一番上のところで、黄色く塗ってありますけれども、これは、二〇一五年八月二十八日、当委員会が重徳和彦議員に対して上川法務大臣当時が答弁されたものであります。「失踪の動機などを調査してみますと、多数の者におきまして、技能実習に対してそもそも意欲が大変低い」、こういう評価なんです。

同じページの一番下、「これまでの調査では、多数の者について、技能実習意欲が低く」となっております。

次のページ、我が党の仁比議員に対する答弁では、「入国管理局が実施している失踪原因に関する調査によりますと、技能実習意欲が低く、より高い賃金を求めて」、こうなっております。

技能実習生の実習意欲が低い、大変低いと繰り返されているわけですが、これはどういう根拠に基づくんでしょうか。

○和田政府参考人 技能実習生の失踪に関しましては、さまざまな観点から調べをしているところでございます。この聴取票に基づく調査結果というものの以外にも、技能実習生が行方不明になった際には、監理団体及び実習実施機関から地方入国管理官署に対して報告がなされます。その報告の際に、失踪前の様子として、特段の理由がないにもかかわらず欠勤が続く、あるいは、ミスが多くなって注意しても聞き入れない、勝手に退社するなど、技能実習意欲が低いと認められる報告が寄せられている旨、会議等の場で地方入国管理官署から報告が寄せられておったところでございまして、これに基づき答弁をしていただいたということでございます。

○藤野委員 ちょっと改めて確認したいんですが、意欲に関する項目は少なくとも聴取票にはありません。

今、二つ挙げられたと思うんです、地方入国管理局からの報告、そして監理団体への聞き取り、二つ挙げられました。これらの聞き取りは、意欲に関してどういう調査項目を立てているんですか。意欲がある場合の項目とない場合の項目、そ

れぞれ挙げてください。

○和田政府参考人 これは、今お示ししているような、聴取票に基づくような調査とは別でございまして、技能実習生が行方不明になった際には、監理団体及び実習実施機関が地方入国管理官署に對して報告をすることとなっております。その際の報告内容の中にあらわれている事柄ということでございます。

○藤野委員 監理団体の聞き取りではどういう項目ですか。

○和田政府参考人 監理団体から報告が地方入国管理官署に對してなされるということ……(藤野委員)「という項目か」と呼ぶ項目というのは、技能実習生が行方不明になったという報告を受けるわけでございまして、その際に、関連するさまざまなことを聴取するというところでございまして、特に項目が定まっているわけではございません。

○藤野委員 もう一点聞きたいと思います。多数であるという根拠は何ですか。

○和田政府参考人 そのような報告が多数あったということでございます。

○藤野委員 多い少ないの数的根拠があるんですかと聞いているんです。

○和田政府参考人 今、数を明確にお示しすることはできませんが、我々は多数の報告を受けていたということでございます。

○藤野委員 違うものが多数来っていたら、それも多数と表現できるわけで、こつちが少なくてもこつちが多いという根拠は何だというのを私は聞いたわけですか。そういうのがあるんですか。

○和田政府参考人 根拠と申されますと、数的な統計があるかという意味であるならば、統計はとっておりませんけれども、そういうような報告が多数あったということでございます。

○藤野委員 これに関する、ちよつと私、非常に関連するなと思つて資料がありまして、配付資料の③につけております。これは、今問題になつてゐる聴取票とも関連いたします。平成二十

六年三月二十五日に法務省が出されたいわゆる通知ですね、失踪原因。

今問題になつてゐるのは、この資料③の三枚目に当たります。2の警備部門における措置、これがいわゆる聴取票の部分であります。これに基づいて個票が添付され、まあ添付はもうしてありますけれども、やられておまして、戻つていただきますと、1に、審査部門における措置というのがあるんです。

今、局長がある答弁されたように、例えば、審査部門における措置、(1)技能実習生が失踪した場合に失踪の原因等について下に星印がありまして、技能実習生が失踪した場合は監理団体等から地方局に報告される、今、局長が言つたとおりであります。報告を端緒として、更に必要な情報を収集しようとするものだということで、るるいろいろ書かれてゐるんですが、局長、このことですか。

○和田政府参考人 お答えいたします。

この二十六年三月二十五日の通知の中に書かれてゐる、このような報告、通知でございます。

○藤野委員 ではこれに基づいて、今おっしゃつた失踪の動機として、原因として、意欲が低いことが大変多いという御判断をされたわけですね。

○和田政府参考人 監理団体等からの報告は、例えば失踪した場合等についての報告といふものは、この通知の前から、報告を受ける、失踪、行方不明などがあつた場合には報告を受けておつたわけでございます。

そして、その際に、この失踪の問題がございまして、この通知によつて、いろいろな事情をきちんと聴取するようにと……(藤野委員)違う違う。私が聞いたのは、意欲が低い……(と呼ぶ)

○葉梨委員長 ます答弁が終わつてから。指しますから。

○和田政府参考人 ということでございまして、この聴取あるいは報告の中で、さまざまのような事項の報告があつたということでございます。

○藤野委員 いや、私が聞いたのは、意欲が低い

という根拠はこの調査に基づくものですねと聞いたんです。イエスカノーかお願いします。

○和田政府参考人 この報告によるものが一つでございます。そのほか、例えば地方入国管理局の会議等がございしますので、その際に上がってくる報告などもございます。

○藤野委員 大臣、これは調査結果を出していただきたいんですが、いかがですか。大臣答弁にかかわる根拠になります。

○和田政府参考人 お答えいたします。

ただいまのこの通知をごらんになつていただきますとおわかりいただけますが、警備部門における措置につきましては、(2)にございまして、上記(1)、つまり個票による、聴取票による調査でございますが、これを実施した場合には、月ごと地方局において取りまとめた上、入管WANメールで送付するという形で集計することとなっております。

それに対しまして、1のものにつきましては、そのような集計という指示がございせんので、そのような統計をとつてはおりません。

○藤野委員 では、何で多いとかわかるんですか。

○和田政府参考人 そのような報告が多数寄せられたということでございます。

○藤野委員 だから、それを出してくださいと言つてゐるんです。

○和田政府参考人 口頭による報告なども含めまして多数の報告があつたということでございますので、特に資料があるものではございません。

○藤野委員 大臣、大臣の答弁がああいう形で何のまとももなく口頭でなされてゐる。どう思われますか。

○山下国務大臣 この失踪の動機の分析といふのは、さまざまな観点から多角的に収集するということなんだろうと思つております。そして、そういう中で、口頭の報告であるとかさまざまなものを照合して浮き彫りにするということであるというふうに認識しております。そのことに基

づいて歴代の大臣の方が誠実に御答弁されたというふうに認識しております。

○藤野委員 まさに今、技能実習制度の問題がこれだけ問題になつていて、大臣が、より高い賃金などの表現について心からおおびをされる、こういう局面なわけですね。そのもつたデータが誤つていたと先ほど大臣もおっしゃいました。同じように、意欲が低いなどという、実習生をおとしめるような、こういう表現で実習制度が描かれ、実習生が描かれていた。こんなことは看過できませんよ。どういう根拠でやつていたのか、口頭だと。ふざけてもらつちゃ困る。

この資料を見ていただいたら極めて詳細です。ちよつと全部読む時間もありませんけれども、例えば、「實際に對応するまでの時間」、相談があつた場合ですね。あるいは「当該相談に對し執つた措置等」、あるいは他の実習生に對し速やかに聴取したかどうか、あるいは「特に不満の生じやすい賃金の支払について、賃金が適正に支払われているか、振込口座から自由に引き出せるか、日本人従業員の賃金と照らし適正なものかを聴取する。」ここまで書いています。さらに「職場、寮で過度に厳しい規則が設けられていないか、本国の家族との連絡は十分に行われているか、実習実施機関でのコミュニケーションに不自由はないか、寮の設備はどうか」。

これは、なぜ失踪に至つたのかということを知ること極めて重要な、極めて重要な資料だと思ひますよ。一方の失踪当事者だけで聞くだけでは、それを監理した団体あるいは実習をしていく先がどういう状況だったのかというのを両方見て初めて、なぜ失踪に、括弧つき失踪に至つたのかということが見えてくると思うわけですね。

○和田政府参考人 お答えいたします。

入国審査官と入国警備官の職務の内容に違いがございまして、入国警備官は、退去強制等の手続について調査を行います。入国審査官が行いますのは、例えば技能実習生を雇つていた実習実施機

関でございますとか監理団体において不正行為があったかどうかというようなことの調査を行うわけでございます。

技能実習生が失踪したということが端緒でそのような調査を行う必要が生じてまいりますので、そういうようなことも含めまして、入国審査部門における調査の中で、失踪の原因等についてきちんと聴取するように、こういう指示でございます。

○藤野委員 今何か手続の違いとか言いましたが、全部通常手続の話ですよ。そうじゃなくて、冒頭申し上げたように、これはそういう退去強制手続とも関係なく、刑事訴追とも関係なく、国会の決議に基づいて失踪原因の調査を把握するための特別の調査であります。

だから、同じ通知の中で、審査部門と警備部門にそれぞれ発出しているわけで、片一方は出しておいて、片一方は出せません、大臣、こんなこと成り立たないんじゃないですか。

大臣。もういいです、局長は。

○山下国務大臣 お答え申し上げます。

この失踪に至る経緯等を調査、分析し、制度を適正に運用するための対応策を講じるためにこの調査しておたわけでございます。そして、この結果、それが私は、技能実習法に結びついて、二十八年の十月に衆議院で成立し、そして、御党は賛成されなかったというふうに議事録上は出ておりますけれども、十一月に成立したというふうに考えております。

ですから、こういった実況分析の上で、この旧来の、要するに、今、二十九年の調査票の対象もそうですが、旧来の技能実習制度、この難点について正を、そして新たな技能実習法ができた。その根拠としてもこの調査が入っておりますし、先ほど委員の方から提出された大臣の答弁も、恐らくこの新たな技能実習法の審議の中で答弁されたものも散見されるわけでございます。そのような形で結実しているということを申し上げておきます。

○藤野委員 何が結実なのかよくわかりませんが。

大臣答弁に結実していくわけでしょう、いろいろなもの。それが、意欲が低いとか描かれているわけですよ。より高い賃金については、捏造ではないかと野党が批判して、大臣も、根拠に誤りがあったと。だから私も根拠を聞いていたわけですよ。意欲が低いなんていう根拠はどこにあるんだと。

実際、法務省自身が出されている通知に、非常に項目的にはそれがわかる、非常に角度の違う団体からのものがあるわけですから。報告を受けていると言っているんだから、出してくださいと言っているんです。大臣、出してくださいよ。

○葉梨委員長 和田入国管理局局長。

ちゃんと明確にね。審査部門にはこういう調査やれ、警備部門にはこういう聴取票をつくれ、そういうものではない。ちゃんと明確に言ってくださいよ。何で本省に、こっちはないんだから。(藤野委員)委員長、いいんです。質問は私がやりますし、今のは手続論ですからいいんですよ(と呼ぶ)

もう一度。

○和田政府参考人 ここにございますように、審査部門に対しては、帳票をつくるのか、あるいは取りまとめたものをつくれという指示はございません。審査部門においては、さまざま聴取をして、その結果を適宜報告を受けているわけでございます。その報告に基づきまして、そのような分析をして大臣に御報告申し上げたところでございます。

○藤野委員 要するに、よほど出したくないんだな。

これ、いい調査だと思えますよ。実態がよくわかる。実習生だけでなく、監理団体の立場、それぞれの実習先の立場も多分反映されているんだと思うんです。そういうのがあって初めて、多角的に姿が浮かび上がってくるわけで、何で隠すのか。いや、いいです。

次に聞きますけれども、要は、やはりこれは国会の決議、国会の求めそのものが問われてくるわけですから、これに行政府が応えないということ、私だけではなく、野党だけではなく、与党も問われる問題だということを指摘して、ちよっと先に進みたいと思います、時間の関係で。

そもそも、監理団体については実態がよくわかっておりません。来日したばかりの留学生やあるいは実習生にとりましては、受け入れてくれる方々です、通訳もすれば住居の世話もするといふことで、日本での命運を握る存在とも言われている。ただ、他方で、利益目的の人材ビジネスではないかと、あるいは、長時間労働、低賃金、実は一緒にやっていくんじゃないかと、いろいろな指摘があるのもこの団体であります。

私も、この間非常にふえております茨城県で調査をしてまいりました。この監理団体というのはなかなかやはりよくわからないですね。ただ、茨城県内には監理団体が一応百十五団体あり、実習計画人数としては一万九百九十五人、こ

としの十月段階のがあるというふうにお聞きしております。一応、技能実習の場合は一人一人実習計画があるというのはいま御存じだと思っておりますけれども、要は、監理団体が何をやっているのかというところで私たちは聞きに行つたんです。

一応、監理団体が、年に一回、検査に、受入先に入るんだと。計画ではそういうふうになっているんですが、ただ、何件したんですかと聞くところ、ちよっと曖昧になってくる。とりわけ、いわゆる水戸支所と言われるところがあるんですが、ここでお聞きしますと、監理団体は、今まで大体二百件実施したとおっしゃるんですね、二百件。では、その二百件の母数となる、対象となる受入先企業はどれぐらいなんですかと聞いたら、何と、現場ではわからない、法務省に聞いてほしいと言われたんです。

私も、これはそうなのかどうなのかも含めてお聞きしようと思つたんですが、法務省では、各支所、受入先企業が何社あって、それに監理団体が

が何社調査に入っている、こういう母数を含めた件数というのは把握されているんでしょうか。

○葉梨委員長 どうでしょう。和田入国管理局、どうだ。おい。余り長く答えられないと、速記とめるぞ。

和田入国管理局局長。

○和田政府参考人 お答えいたします。

現在、新法のもとで、監理団体の許可及び実習計画の認定は外国人技能実習機構が行っております。この機構からの報告を受けて、我々は把握する立場になっております。

○藤野委員 その結果を聞いています。

○和田政府参考人 現在の実習実施機関の数等でございますか。(藤野委員)いや、違います(と呼ぶ)

○葉梨委員長 機構から報告を受けている受入れの機関の数。

○和田政府参考人 平成三十年十月三十一日段階での申請件数等でございますが、監理団体の許可については、二千四百九十四件の申請があつて、二千三百三十六件が許可されているというものでございます。

また、技能実習計画につきましては、企業単独型と団体監理型の二つございますが、企業単独型につきましては、一万二百十一件の申請がございまして、九千七百三十一件を認定し、団体監理型につきましては、三十四万五千八十五件の申請があつて、三十一万七千四百六十六件を認定しているというところを伺っております。

○藤野委員 私が聞いているのは検査の数なんですけれども。

○葉梨委員長 戻るのは大変だから、その場でちよっと、じゃあ、ページをめくって、落ちついて。

○和田政府参考人 はい、申しわけございませんでした。

実地検査の実績数を申し上げます。これは全国のものということでよろしゅうございますでしょうか。全国のものにつきましては、平成二十九年

査は本人に聞き取りを行ったその結果を記載しているものということができます。

そして、御指摘の、繰り返し申し上げておりますが、違法行為として不正な行為と認められるものについては、徹底した調査をするように指示をしているところでございます。

月額、労働時間につきましては、要するに、毎月毎月この値段であつたのかとか、毎月毎月必ずこの労働時間であつたのかというふうな部分もございませう。そうしたところ等、やはり調査をしなければわからない部分はどうしてもあると思ひます。そうしたところについて、入管局長に、違法と認められるものについて徹底した調査を行うというところは指示しているところでございます。

○藤野委員 そういふ調査をやっている途中で法務省が取りまとめの修正ですと持つてきたものの中にも、この最賃二十二人というのは書き込まれております。これが今後流布していくわけですね。

ですから、調査されているのであれば、ちよつと待てと言つて、この二十二そのものが我々は全く納得できないわけですから、そこを精査するというのが順番なんじゃないですか。それなくして、これはこれで出しますというのは、大臣、おかしいんじゃないですか。

○葉梨委員長 和田入国管理局長、数のもと。

○和田政府参考人 お答えいたします。

この二十二と申しますのは、個票の失踪動機の欄の「低賃金最低賃金以下」という欄にチェックした、この数の集計でございます。

もとより先生方が御指摘なさるような給料の額等につきましても集計をとつてお示ししているところでございます。その二十二という数が最低賃金以下であるという認定をまた、したわけでもございませんで、こういう失踪動機として掲げられている方がいらつしやることを示したものでございます。

○藤野委員 まさに詭弁だと思ひますけれども、ただ、そうやって評価を出していくわけですね、①、②と。しかし、今言つたのは、何かまだ評価はしていないんだみたいなことを言ひますけれども、

も、本当にごまかしているというふうに思ひます。

続いて、配付資料の四を見ていただきたいと思ひますが、これは実態を示す資料であります。一つは、建設の現場でいわゆる暴力が行われている場面をたまたま別の実習生がスマホで撮つたことによつて我々にも届けていただいたんですけれども、左が雇主なんですね。右が実習生。右の写真は逆になっておりますが、こういう実態が非常に生々しいと思ひます。

もう一つの配付資料の⑥というのは、左側の写真は、蹴つてゐるわけですね。右に座つてゐる実習生を雇主、これは先輩かもしれないですが、蹴つてゐる。右の写真はヘルメットなんですが、ヘルメットをトンカチで殴つて、割れてゐるわけですね。それほど過酷な状況に置かれてゐる。

建設業の失踪率というのが出ておりますが、建設業は他の業種と比べて失踪率が倍になっております。その原因として、暴力というのも挙げられてゐる。建設業は特定技能一号にも手を挙げられてゐるわけですね。

大臣、こうした実態をどうやって改善していくのかというのがまずないといけないんじゃないですか。

○和田政府参考人 お答えいたします。

もとより、まず技能実習に関しましては、人権侵害事案等が生じないようにということもございまして、技能実習法の改正をしたところでございませう……

○葉梨委員長 新法ね。

○和田政府参考人 失礼しました、技能実習法を制定したところでございませう、また、我々の調査等の過程におきまして犯罪行為その他が見つかった場合には、この点につきまして関係各所と連絡をとりながら適切に処理していくということにしておるところでございます。

あわせまして、今回、政務官をリーダーといひましたプロジェクトチームにおいて、こうした問題、技能実習生の失踪問題に関しまして、その

実態把握等を含めて検討するということにしてゐるところでございます。

○藤野委員 建設業は、この提出された表によりまして、初年度、九八％近く、技能実習生からの移行を見込んでゐる。五年後も九七％、マックスで移行を見込んでゐるんですね。完全にこれは技能実習制度を前提にしてゐる。

その実態が、建設業は、とりわけ他の業種よりも失踪率が多いわけですね。これは明らかにからんだから、失踪率が倍なのは、この原因に手を打たずして、ほぼ一〇〇パー近くこれに頼ろうというのには、本当に、人権保護をつかさどる法務省が何を考へてゐるのかということになります。

最後になりますけれども、大臣、本当に、この制度は何のための制度なのか。技能実習のための、それを改善するための制度なのか、それとも人手不足解消のための制度なのかということ、田村政調会長代理は、全く大臣と逆のことを言つております。この点については、次の質問で聞いていきたいと思ひます。

きょうの質問を終わります。

○葉梨委員長 最後、コメント、回答を求めます。

○藤野委員 じゃ、大臣、建設業で失踪が二倍なんです、二倍です、ほかのところも多いけれども、これをどうやって改善するんですか。

○山下国務大臣 建設業がという形でレッテル張りができるかどうかについては、やはり慎重に考へなさいかぬと思ひますね。

今、技能実習の後に、例えば建設就労という形で、特定活動ということで働いておられる方について……（藤野委員、技能実習の話を開いてゐるんですよ。建設就労は後。別の人でしようと呼ぶ）いや、新しい制度との関係で申し上げておきますと、そういったところでは失踪率が少ないということもございませう。

そして、技能実習における失踪につきまして、技能実習から離脱することに関しましては、ここ

はやはりしっかりと、門山政務官のプロジェクトチームで運用などを検討していただきたいということでございませう。

○藤野委員 もう終わりますが、今、就労のところでないとおつしやつたのは、やはり理由があるんです。業法が適用されるからなんです。しかし、特定技能には適用が今のところない。ですから、この点についても、次回以降、質問したいと思ひます。

これで終わります。

○葉梨委員長 以上で藤野保史君の質疑は終了いたしました。

○葉梨委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、明二十一日木曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○葉梨委員長 起立多数。よつて、そのように決しました。（発言する者あり）

次回回は、明二十一日木曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十三分散会

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）
第一条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の二」を「第二条の五」に、「第十九条の十九」を「第十九条の三十七」に改める。

第一条中「すべて」を「全て」に改め、「の出入

国」の下に「及び本邦に在留する全ての外国人の在留」を加える。

第二条第十一号から第十二号の二までの規定中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条第十五号中「第十三条」を「第三十条」に改める。

第二条の二第一項及び第二項中「含み」の下に「、特定技能の在留資格にあつては同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含み」を加える。

第一章第二条の二の次に次の三条を加える。
(特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針)

第二条の三 政府は、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項

二 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する基本的な事項

三 前号の産業上の分野において求められる人材に関する基本的な事項

四 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

3 法務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針)

第二条の四 法務大臣は、基本方針にのっとり、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣（以下この条において「分野所管行政機関の長等」という。）と共同して、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定めなければならない。

2 分野別運用方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該分野別運用方針において定める人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野

二 前号の産業上の分野における人材の不足の状況に関する事項

三 第一号の産業上の分野において求められる人材の基準に関する事項

四 第一号の産業上の分野における第七条の二第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による同条第一項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、第一号の産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

3 法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めようとするときは、あらかじめ、分野所管行政機関の長等以外の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、分野別運用方針の変更について準用する。

(特定技能雇用契約等)

第二条の五 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行うとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第四章第一節第二款において「特定技能雇用契約」という。）は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

一 特定技能雇用契約に基づいて当該外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項

2 前項の法務省令で定める基準には、外国人であること、理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならないことを含むものとする。

3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

一 前二項の規定に適合する特定技能雇用契約（第十九条の十九第二号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行

二 第六項及び第七項の規定に適合する第六項に規定する一号特定技能外国人支援計画（第五項及び第四章第一節第二款において「適合一号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

4 前項の法務省令で定める基準には、同項の

本邦の公私の機関（当該機関が法人である場合においては、その役員を含む。）が、特定技能雇用契約の締結の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為をしていないことを含むものとする。

5 特定技能所属機関（第十九条の十八第一項に規定する特定技能所属機関をいう。以下この項において同じ。）が契約により第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関に適合する特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、当該特定技能所属機関は、第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定に適合するものとみなす。

6 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行うとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（次項及び第四章第一節第二款において「二号特定技能外国人支援」という。）の実施に関する計画（第八項、第七條第一項第二号及び同款において「一号特定技能外国人支援計画」という。）を作成しなければならない。

7 一号特定技能外国人支援には、別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとする外国人が、その責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合において、他の本邦の公私の機関との特定技能雇用契約に基づいて同号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援を含むものとする。

8 一号特定技能外国人支援計画は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

9 法務大臣は、第一項、第三項、第六項及び前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

第七條第一項第二号中「地位については」を「地位については、」に改め、「こと」の下に「(別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとする外国人については、一号特定技能外国人支援計画が第二條の五第六項及び第七項の規定に適合するものであることを含む。)」を加え、同項第四号中「第五條第一項第四号」を「同項第四号」に改め、同條第二項中「まで」の下に「又は同表の特定技能の項の下欄第一号若しくは第二号」を加え、「次条を」次條第一項に、「証明書」を「在留資格認定証明書」に改める。

第七條の二第一項中「証明書」の下に「(以下「在留資格認定証明書」という。)」を加え、同條に次の三項を加える。

3 特定産業分野(別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に規定する特定産業分野をいう。以下この項及び第二條第一項において同じ。)を所管する関係行政機関の長は、当該特定産業分野に係る分野別運用方針に基づき、当該特定産業分野において必要とされる人材が確保されたと認めるときは、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとることを求めるものとする。

4 法務大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、分野別運用方針に基づき、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとるものとする。

5 前二項の規定は、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置がとられた場合において、在留資格認定証明書の交付の再開の措置をとるときについて準用する。この場合において、第三項中「確保された」とあるのは「不足する」と、前二項中「ものとする」とある

のは「ことができる」と読み替えるものとする。

第九條第二項及び第八項、第九條の二第一項、第三項、第五項、第七項及び第八項、第十四條の二第一項、第十七條第一項、第十九條第二項及び第三項、第十九條の二第一項、第十九條の三並びに第十九條の四第三項及び第五項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第十九條の五第二項中「第二十條第五項を」第二十條第六項に、「末日が経過する」を「終了の時」に改める。

第十九條の六、第十九條の七第一項、第十九條の八第一項、第十九條の九第一項、第十九條の十、第十九條の十一第一項及び第二項並びに第十九條の十二第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第十九條の十三第一項中「毀損し、」を「毀損し、」に、「毀損した」を「毀損した」に、「毀損等の場合」を「毀損等の場合」に、「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同條第二項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に、「毀損し、」を「毀損し、」に、「毀損した」を「毀損した」に改め、同條第三項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第十九條の十五中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第十九條の十六中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同條第二号中「又は技能」を「技能又は特定技能」に改める。

第十九條の十七中「機関」の下に「次條第一項に規定する特定技能所属機関及び」を加え、「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第十九條の十九第一項及び第三項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、第四章第一節第二款中同條を第十九條の三十七とす。

第十九條の十八第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に、「及び活動状況」を「活動

動状況及び所属機関の状況(特定技能外国人(別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者に限る。以下この項において同じ。))については、一号特定技能外国人支援の状況(登録支援機関への委託の状況を含む。以下この項において同じ。)を含む。)」に改め、「情報」の下に「(特定技能外国人については、一号特定技能外国人支援の状況に関する情報を含む。以下この条及び次條第一項において「中長期在留者に関する情報」という。)」を加え、同條第二項中「法務大臣は、前項に規定する情報」を「出入国在留管理庁長官は、中長期在留者に関する情報に改め、同條第三項中「法務大臣」の下に「及び出入国在留管理庁長官」を加え、「第一項に規定する情報」を「中長期在留者に関する情報」に改め、同條を第十九條の三十六とする。

第十九條の十七の次に次の十八條を加える。
(特定技能所属機関による届出)
第十九條の十八 特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関(以下この款及び第八章において「特定技能所属機関」という。))は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。
一 特定技能雇用契約の変更(法務省令で定める軽微な変更を除く。))をしたとき、若しくは特定技能雇用契約が終了したとき、又は新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき。

二 一号特定技能外国人支援計画の変更(法務省令で定める軽微な変更を除く。))をしたとき。
三 第二條の五第五項の契約の締結若しくは変更(法務省令で定める軽微な変更を除く。))をしたとき、又は当該契約が終了したとき。

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める場合に該当するとき。

2 特定技能所属機関は、前項の規定により届出する場合を除くほか、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。
一 受け入れている特定技能外国人(特定技能の在留資格をもつて本邦に在留する外国人をいう。以下この款及び第八章において「同じ。の氏名及びその活動の内容その他の法務省令で定める事項

二 第二條の五第六項の規定により適合一号特定技能外国人支援計画を作成した場合に、その実施の状況(契約により第十九條の二十七第一項に規定する登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託したときを除く。)
三 前二号に掲げるもののほか、特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項
(特定技能所属機関に対する指導及び助言)
第十九條の十九 出入国在留管理庁長官は、次に掲げる事項を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

一 特定技能雇用契約が第二條の五第一項から第四項までの規定に適合すること。
二 適合特定技能雇用契約の適正な履行
三 一号特定技能外国人支援計画が第二條の五第六項及び第七項の規定に適合すること。
四 適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施
五 前各号に掲げるもののほか、特定技能所属機関による特定技能外国人の受入れが出入国又は労働に関する法令に適合すること。

(報告徴収等)
第十九條の二十 出入国在留管理庁長官は、前条各号に掲げる事項を確保するために必要な

限度において、特定技能所属機関若しくは特定技能所属機関の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは特定技能所属機関若しくは役職員に対し出頭を求め、又は入国審査官若しくは入国警備官に關係人に対して質問させ、若しくは特定技能所属機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、入国審査官又は入国警備官は、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令等）

第十九条の二十一 出入国在留管理庁長官は、第十九条の十九各号に掲げる事項が確保されていないと認めるときは、特定技能所属機関に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

（特定技能所属機関による一号特定技能外国人支援等）

第十九条の二十二 特定技能所属機関は、適合一号特定技能外国人支援計画に基づき、一号特定技能外国人支援を行わなければならない。

2 特定技能所属機関は、契約により他の者に一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施を委託することができる。

（登録支援機関の登録）

第十九条の二十三 契約により委託を受けて適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施

の業務（以下「支援業務」という。）を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 第一項の登録（前項の登録の更新を含む。以下この款において同じ。）を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（登録の申請）

第十九条の二十四 前条第一項の登録を受けようとする者は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を出入国在留管理庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 支援業務を行う事務所の所在地

三 支援業務の内容及びその実施方法その他支援業務に關し法務省令で定める事項

2 前項の申請書には、前条第一項の登録を受けようとする者が第十九条の二十六第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第十九条の二十五 出入国在留管理庁長官は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を登録支援機関登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十九条の二十六 出入国在留管理庁長官は、

第十九条の二十三第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第十九条の二十四第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 出入国管理及び難民認定法若しくは外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に關する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）の規定その他出入国若しくは労働に關する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に關する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に關する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百三十三号の二若しくは第二百三十四号第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六号、第百五十九号若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項

（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二百二条、第二百三条の二若しくは第二百四号第一項（同法第二百二条又は第二百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に關する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六号前段若しくは第四十八号第一項（同法第四十六号前段の規定に係る部分に限る。）、又は雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第八十三号若しくは第八十六号（同法第八十三号の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

五 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

七 第十九条の三十二第一項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

八 第十九条の三十二第一項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号において同じ。）であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

九 第十九条の二十三第一項の登録の申請の

五二

とらせることにより行うものとする。

第二十条第四項第一号中「入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させるこ

と。」を当該外国人に対する在留カードの交付」に改め、同項第二号中「入国審査官に、当該旅券に新たな在留資格及び在留期間を記載させること。」を「当該旅券への新たな在留資格及び在留期間の記載」に改め、同項第三号中「入国審査官に、当該外国人に対し新たな在留資格及び在

留期間を記載した在留資格証明書を交付させ、又は既に交付を受けている在留資格証明書に新たな在留資格及び在留期間を記載させること。」を「当該外国人に対する新たな在留資格及び在

留期間を記載した在留資格証明書の交付又は既に交付を受けている在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載」に改め、同条第

五項中「される日」を「される時」に改め、「経過する日」の下に「が終了する時」を加え、「早い日」を「早い時」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第三項の規定による法務大臣の許可は、それぞれ前項各号に定める措置があつた時に、その効力を生ずる。

第二十一条第四項前段中「第二十条第四項」の

下に「及び第五項」を、「場合に」の下に「ついて」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第二十二條第三項中「前項の」の下に「規定に

よる」を加え、「場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人に対し在留カードを交付させる」を「こととしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させ

る」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、当該許可に係る外国人に対し在留カードを交付させるこ

4 第二項の規定による法務大臣の許可は、前

項の規定による在留カードの交付があつた時に、その効力を生ずる。

第二十二條の二第三項中「及び第四項」を、「第四項及び第五項」に改め、「手続に」の下に「ついで」を加える。

第二十二條の四第一項第三号中「第七條の二第一項の規定による証明書」を「在留資格認定証明書」に改め、同項第八号から第十号までの規定中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第二十三條第二項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第二十四條第三号中「第一節、第二節」を「前二節」に改め、同条第四号口中「第二十五條第五項」を「第二十六條第六項」に改める。

第二十四條の三第一号中「入国管理官署」を「出入国在留管理官署」に改める。

第二十六條第一項から第三項までの規定中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条第四項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、「外国人から」の下に「法務大臣に対する」を加え、「第二十條第五項」を「第二十六條第六項」に、「末日」を「終了の時」に改め、同条第五項及び第七項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第四十一條第二項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第五十條第三項中「法務大臣は」を「法務大臣が」に改め、「ときは」の下に「出入国在留管理庁長官は」を加える。

第五十二條第五項及び第五十五條第四項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第五十九條の二第一項中「は、第七條の二第一項の規定による証明書」を「又は出入国在留管理庁長官は、在留資格認定証明書」に改め、同条第三項中「法務大臣」の下に「出入国在留管理庁長官」を加える。

第六十一條の二の二第三項中「前二項の」の下

に「規定による」を加え、「場合には、在留資格及び在留期間を決定し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとる」を「こととしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させる」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

第六十一條の二の二第三項第一号中「入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させること」を「当該外国人に対する在留カードの交付」に改め、同項第二号中「入国審査官に、当該外国人に対し、在留資格及び在留期間を記載した入留資格証明書を交付させること」を「当該外国人に対する在留資格及び在留期間を記載した入留資格証明書の交付」に改め、同条第四項中「第二項の」の下に「規定による」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定による法務大臣の許可は、それぞれ前項各号に定める措置があつた時に、その効力を生ずる。

第六十一條の二の七第三項、第六十一條の二の十二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項並びに第六十一條の二の十三中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第六十一條の三第一項中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改め、同条第二項第二号中「次条第二項第五号」を「次条第二項第六号」に改め、同項第三号中「第十九條の十九第一項」を「第十九條の三十七第一項」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十九條の二十第一項の規定による関係人に対する質問並びに特定技能所屬機関に

係る事業所その他特定技能外国人の受入れに係る場所への立入り及びその設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うこと。

第六十一條の三第三項中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

第六十一條の三の二第二項中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改め、同条第二項第四号中「第十九條の十九第一項」を「第十九條の三十七第一項」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第十九條の二十第一項の規定による関係人に対する質問並びに特定技能所屬機関に係る事業所その他特定技能外国人の受入れに係る場所への立入り及びその設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うこと。

第六十一條の六中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

第六十一條の七第四項中「地方入国管理局長」を「地方出入国在留管理局長」に改める。

第六十一條の七の二第一項中「入国管理官署」を「出入国在留管理官署」に改める。

第六十一條の七の六第一項中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

第六十一條の七の六の次に次の一條を加える。

（関係行政機関との関係）

第六十一條の七の七 出入国在留管理庁長官又は入国者収容所長等は、出入国及び在留の管理並びに難民の認定に関する事務の遂行に当たり、当該事務の遂行が他の行政機関の事務に関連する場合には、関係行政機関と情報交換を行うことにより緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

第六十一條の八第一項中「法務省の内部部局として置かれる局で政令で定めるもの、入国者収容所又は地方入国管理局の長」を「出入国在留管理庁長官又は入国者収容所長等」に、「の管理

及び」を「及び在留の管理並びに」に改める。

第六十一條の八の二中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第六十一條の九第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に、「の管理及び」を「及び在留の管理並びに」に、「外国人入国管理局」を「外国人出入国在留管理局」に改め、同条第二項中「外国人入国管理局」を「外国人出入国在留管理局」に改め、同条第三項中「法務大臣は、外国人入国管理局」を「出入国在留管理庁長官は、外国人入国管理局」に改め、同条第四項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、「あらかじめ」の下に「同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を」を加え、「外務大臣の確認を」を「外務大臣の確認を、それぞれ」に改める。

第六十一條の九の三第一項第二号及び第三号中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

第六十一條の十の前の見出しを「（出入国在留管理基本計画）」に改め、同条第一項中「出入国」の下に「及び在留」を加え、「出入国管理基本計画」を「出入国在留管理基本計画」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「出入国管理基本計画」を「出入国在留管理基本計画」に改める。

第六十一條の十一中「出入国管理基本計画」を「出入国在留管理基本計画」に改め、「の出入国」の下に「及び在留」を加える。

第六十九條の二中「法務省令」を「政令」に、「地方入国管理局長」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、第二條の三第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第二條の四第一項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第七條の二第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する

権限については、この限りでない。

第六十九条の二に次の一項を加える。

2 出入国管理及び難民認定法に規定する出入国在留管理庁長官の権限(前項の規定により委任された権限を含む。)は、法務省令で定めるところにより、地方出入国在留管理局長に委任することができる。

第七十条第一項第五号中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に改める。

第七十一条の三を第七十一条の五とし、第七十一条の二の次に次の二条を加える。

第七十一条の三 第十九条の二十一第一項の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の十八第一項第一号に係る部分に限る。若しくは第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条の二十第一項の規定による報告

若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第七十六条の二中「関して」の下に「第七十一条の三、第七十一条の四」を加える。

第七十七条の二を第七十七条の三とし、第七十七条の次に次の一条を加える。

第七十七条の二 第十九条の十八第一項(第一号を除く。)若しくは第二項(第一号を除く。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

別表第一中「第二十条の二」の下に、「第二十条の五」を、「第十九条の十七」の下に、「第十九条の三十六」を加え、同表の二の表の高度専門職の項第二号二中「技能の項の下欄」の下に「若しくは特定技能の項の下欄第二号」を加え、同表の技能の項の次に次のように加える。

別表第一中「第二十条の二」の下に、「第二十条の五」を、「第十九条の十七」の下に、「第十九条の三十六」を加え、同表の二の表の高度専門職の項第二号二中「技能の項の下欄」の下に「若しくは特定技能の項の下欄第二号」を加え、同表の技能の項の次に次のように加える。

別表第一の四の表の家族滞在の項中「公用」の下に、「特定技能(二)の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。」を加える。

(法務省設置法の一部改正)

第二条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

「第二節 出入国在留管理庁

目次中「第二節 削除」を 第一款 任務及び所掌事務(第二十七条―第二十九条) に、「第二款 施設等機関(第三十条)

第三款 地方支分部局(第三十一条―第三十三条)

八条を「第三十四条」に、「第二十九条」を「第三十五条」に改める。

第三条第一項中「出入国」の下に「及び外国人の在留」を加える。

第八条第一項中「入国者収容所」を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十五条中「地方出入国管理局」を削る。

第二十一条から第二十三条までを次のように改める。

第二十一条から第二十三条まで 削除

第二十六条中「国家行政組織法」を「前項に定めるもののほか、国家行政組織法」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、法務省に、出入国在留管理庁を置く。

第二十九条を第三十五条とし、第四章第三節中第二十八条を第三十四条とする。

第四章第二節を次のように改める。

第二節 出入国在留管理庁

第一款 任務及び所掌事務

(長官)

第二十七条 出入国在留管理庁の長は、出入国在留管理庁長官とする。

(任務)

第二十八条 出入国在留管理庁は、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、出入国在留管理

庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3 出入国在留管理庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

(所掌事務)

第二十九条 出入国在留管理庁は、前条第一項の任務を達成するため、第四条第一項第三十二号から第三十四号まで、第三十六号、第三十七号及び第三十九号に掲げる事務をつかさどる。

2 前項に定めるもののほか、出入国在留管理庁は、前条第二項の任務を達成するため、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

第二款 施設等機関

(入国者収容所)

第三十条 出入国在留管理庁に、入国者収容所を置く。

2 入国者収容所は、本邦からの退去を強制される者を収容し、及び送還する事務をつかさどる。

3 入国者収容所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

第三款 地方支分部局

(地方出入国在留管理局)

第三十一条 出入国在留管理庁に、地方支分部局として、地方出入国在留管理局を置く。

2 地方出入国在留管理局は、出入国在留管理庁の所掌事務のうち、第四条第一項第三十二号から第三十四号まで、第三十七号及び第三

特定技能

一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約(第二条の五第一項から第四項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。)に基づいて行う特定産業分野(人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。)であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動

二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

別表第一の二の表の技能実習の項第一号イ中「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。)」を「技能実習法」に改め、同表に次のように加える。

備考 法務大臣は、特定技能の項の下欄の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

十九号に掲げる事務を分掌する。

3 地方出入国在留管理局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 地方出入国在留管理局に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

5 前項に定めるもののほか、地方出入国在留管理局の内部組織は、法務省令で定める。

(地方出入国在留管理局の支局)

第三十二条 法務大臣は、地方出入国在留管理局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方出入国在留管理局の支局を置くことができる。

2 地方出入国在留管理局の支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 地方出入国在留管理局の支局の内部組織は、法務省令で定める。

(地方出入国在留管理局又はその支局の出張所)

第三十三条 法務大臣は、地方出入国在留管理局又はその支局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方出入国在留管理局又はその支局の出張所を置くことができる。

2 地方出入国在留管理局又はその支局の出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(基本方針等に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法(以下「新入管法」という。)第一条の三第一項から第三項までの規定の例により、基本方針(同条第三項に規定する基本方針をいう。次項及び第三項において同じ。)を定めることができる。この場合において、法務大臣は、同条第四項の規定の例

により、これを公表しなければならない。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において新入管法第二条の三第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

3 法務大臣は、第一項の規定により基本方針が定められた場合には、施行日前においても、当該基本方針を新入管法第二条の三第一項から第三項までの規定により定められた基本方針とみなして、新入管法第二条の四第一項から第三項までの規定の例により、分野所管行政機関の長等(同条第一項に規定する分野所管行政機関の長等をいう。以下この項において同じ。)と共同して、分野別運用方針(同条第一項に規定する分野別運用方針をいう。次項において同じ。)を定めることができる。この場合において、法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、同条第四項の規定の例により、これを公表しなければならない。

4 前項の規定により定められ、公表された分野別運用方針は、施行日において新入管法第二条の四第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された分野別運用方針とみなす。

(処分等に関する経過措置)

第三条 施行日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。)の規定により法務大臣又は地方出入国管理局長がした許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)であつて、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長がする処分等の行為としてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当規定があるものは、法令に別段の定めがあるものを除き、施行日以後は、新法令の相当規定に基づいて、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長

がした処分等の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により法務大臣又は地方出入国管理局長に対してされている申請、届出その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)であつて出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してする申請等の行為として新法令に相当規定があるものは、法令に別段の定めがあるものを除き、施行日以後は、新法令の相当規定に基づいて、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してされた申請等の行為とみなす。

3 施行日前に旧法令の規定により法務大臣又は地方出入国管理局長に対してしなかつた届出等の行為(以下この項において「届出等の行為」という。)であつて出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してしなかつた届出等の行為として新法令に相当規定があるものは、法令に別段の定めがあるものを除き、施行日以後は、これを、新法令の規定により出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長に対してしなかつた届出等の行為がされていなければならぬとして、新法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十六条第一項中「外、」を「ほか、」に、「条例の」を「条例で」に改め、同条第二項中「これを」を削り、同条第三項中「これを」を「ついで」に改め、同条第四項中「本条中これに」を「こ

の項において」に改め、「これを」を削り、同条第五項中「前項」を「前項前段」に、「地方出入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改め、「これを」を削る。

(国家行政組織法の一部改正)

第七条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 法務省の項中「公安調査庁」を「出入国在留管理庁」に改める。

(電波法の一部改正)

第八条 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第百三条の二第十四項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 出入国在留管理庁 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十一条の三の二第二項に規定する事務

(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正)

第九条 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「法務大臣」の下に「又は出入国在留管理庁長官」を加える。

第三十条の見出し中「法務大臣」を「法務大臣等」に改め、同条中「法務大臣」の下に「又は出入国在留管理庁長官」を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条の五十(見出しを含む。)中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

別表第一の四十の二の項中「法務省」を「出入国在留管理庁」に改め、「同法第二十三条第一

項若しくは第三十二条第一項の許可、同法第三十一条第二項の更新」を削り、同項を同表の四

十の三の項とし、同項の次に次のように加える。

四十の四 法務省、厚生労働省又は外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律による同法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可又は同法第三十一条第二項の更新に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の四十の項の次に次のように加える。

四十の二 出入国在留管理庁

出入国管理及び難民認定法による同法第十九条の二十三第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第十九条の二十七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部改正)

第十一条 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号口及び第二十一条の三第二項第一号口中「証明書」を「同項に規定する在留資格認定証明書」に改める。

第二十二条(見出しを含む)中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)

第十二条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項、第二項及び第四項、第五条から第七条まで、第八条第三項及び第五項、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項及び第二項、第十二条第一項及び第二項並びに第十三条第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第十四条第一項中「毀損し、」を「毀損し、」に、「毀損した」を「毀損した」に、「毀損等の場合」を

「毀損等の場合」に、「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条第二項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に、「毀損し、」を「毀損し、」に、「毀損した」を「毀損した」に改め、同条第三項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第十六条及び第十七条第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

第十八条第一項中「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に改める。

第二十三条第三項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)

第十三条 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の前の見出しを「(退去強制等に関する経過措置等)」に改め、同条中「第一条の規定による改正後の入管法(以下「改正入管法」という。)」を「入管法」に、「改正入管法」を「入管法」に、「同日」を「第三号施行日」に改める。

附則第四条中「改正入管法第二十四条第四号へ(改正入管法第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者に係る部分に限る。)」を「入管法第二十四条第四号へ」に、「当該罪により禁錮」を「入管法第七十三条の罪により禁錮」に改める。

附則第五条第一項中「は、改正入管法」を「は、第一条の規定による改正後の入管法(以下「改正入管法」という。)」に改める。

附則第七条の前の見出しを「(新規上陸に伴う在留カードの交付等に関する経過措置等)」に改め、同条第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、「第二条の規定による改正後の入管法(以下「入管法」という。)」を削り、「新入管法」を「入管法」に改め、「という。)」を削り、同条第二項及び第三項中「新入管法」を「入管法」に改める。

附則第八条中「新入管法第十九条の七」を「第二条の規定による改正後の入管法(以下「新入管法」という。第十九条の七)」に改める。

附則第二十四条第二項中「新入管法」を「入管法」に改める。

附則第二十五条の前の見出しを「(住居地の届出等に関する経過措置等)」に改め、同条中「第三条の規定による改正後の特例法(以下「新特例法」という。)」を「特例法」に改める。

附則第二十六条中「新特例法」を「第三条の規定による改正後の特例法(以下「新特例法」という。)」に改める。

附則第二十八条第一項中「新特例法」を「特例法」に改め、同条第三項及び第四項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

附則第三条中「改正入管法」を「入管法」に改める。

附則第四条中「改正入管法第二十四条第四号へ(改正入管法第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者に係る部分に限る。)」を「入管法第二十四条第四号へ」に、「当該罪により禁錮」を「入管法第七十三条の罪により禁錮」に改める。

附則第五条第一項中「は、改正入管法」を「は、第一条の規定による改正後の入管法(以下「改正入管法」という。)」に改める。

附則第七条の前の見出しを「(新規上陸に伴う在留カードの交付等に関する経過措置等)」に改め、同条第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、「第二条の規定による改正後の入管法(以下「入管法」という。)」を削り、「新入管法」を「入管法」に改め、「という。)」を削り、同条第二項及び第三項中「新入管法」を「入管法」に改める。

附則第八条中「新入管法第十九条の七」を「第二条の規定による改正後の入管法(以下「新入管法」という。第十九条の七)」に改める。

附則第二十四条第二項中「新入管法」を「入管法」に改める。

附則第二十五条の前の見出しを「(住居地の届出等に関する経過措置等)」に改め、同条中「第三条の規定による改正後の特例法(以下「新特例法」という。)」を「特例法」に改める。

附則第二十六条中「新特例法」を「第三条の規定による改正後の特例法(以下「新特例法」という。)」に改める。

附則第二十八条第一項中「新特例法」を「特例法」に改め、同条第三項及び第四項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改める。

附則第三十条第一項中「法務大臣」を「出入国在留管理庁長官」に改め、同条第二項中「新特例法」を「特例法」に改める。

附則第三十二条及び第四十一条中「新特例法」を「特例法」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の四第一項中「みなして、」の下に「在留資格認定証明書」を加え、「の証明書を」に規定する在留資格認定証明書をいう。以下同じ。」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の五第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の六第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の七第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の八第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の九第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の十第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の十一第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の十二第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の十三第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の十四第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の十五第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の十六第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の十七第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の十八第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の十九第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の二十第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の二十一第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の二十二第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の二十三第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十六条の二十四第一項中「入管法第七条の二第一項の証明書を」を「在留資格認定証明書」に改め、同条第二項中「証明書を」規定により交付された在留資格認定証明書に改める。

第十二条第一項及び第二項中「主務大臣を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改め、同条第三項中「の規定中「主務大臣」を「中「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改め、同条第四項、第五項及び第七項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第十四条から第十八条まで、第十九条第一項及び第二十一項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第二十六号第五号ハ中「同項第一号」を「同項第二号」に改める。

第三十二条第三項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第四十二條第一項及び第二項並びに第四十九條の見出し及び同条第一項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第五十条第一項中「主務大臣は」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は実習実施者に対し、主務大臣は監理団体に對し」に改め、「実習実施者及び監理団体に對し」を削り、同条第二項中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第五十一条第二項中「主務大臣は」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は第一号に掲げる者に対し、主務大臣は第二号に掲げる者に対し」に改め、「実習実施者、監理団体その他関係者に対する」を削り、同項に次の各号を加える。

一 実習実施者及びその関係者（監理団体の関係者を除く）。

二 監理団体及びその関係者その他関係者（前号に掲げる者を除く）。

第五十三條及び第五十五條中「主務大臣」を「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第百四條第三項中「地方運輸局長」の下に「運輸監理部長を含む。次項において同じ。」を加え、同条第五項中「主務大臣の権限」を「出入国

在留管理庁長官の権限（前項の規定により出入国在留管理庁長官に委任されたものを含む。）及び厚生労働大臣の権限（第七條第一項及び第三項から第五項までに規定するもの並びに）に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律に規定する法務大臣の権限（第七條第一項及び第三項から第五項までに規定するもの並びに）第一項の規定により国土交通大臣に委任されたものを除く。）は、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に委任することができる。

第百六條第二項中「主務大臣」の下に「及び出入国在留管理庁長官」を加える。

（検討）

第十七條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る新たな在留資格に係る制度を設け、その運用に関する基本方針及び分野別運用方針の策定、当該外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約並びに当該機関が当該外国人に対して行う支援等に関する規定を整備するほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に推進するため、法務省の外局として出入国在留管理庁を新設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十年十二月十二日印刷

平成三十年十二月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C